

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
315	事務処理特例条例により移譲した場合の市町村から国への協議に係る都道府県の経由の廃止(軌道法部分)	軌道法関係の認可に係る国(地方運輸局)への協議等に伴う、知事経由事務を廃止できるようにすること。	【支障】 本県では、地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、軌道法施行令第6条第1項の規定による認可(軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令第1条第1項及び第2項の規定により知事が行うこととされた認可に限る。)を熊本市に移譲している。なお、本件事務は、熊本市の政令市移行(平成24年度)により、道路法の規定に基づき同市内の県道等の管理が同市に移管されたことを受けて、事務の合理化を目的に25年度から移譲した。しかし、当該認可に伴う国への協議は、同法第252条の17の3第3項の規定により、知事を經由することとなり、十分な事務の簡素化に繋がっていない。 【制度改正の必要性】 経由事務が廃止された場合、市、県及び九州運輸局担当課間の文書の往復に要する期間(2〜3週間程度)が短縮されると考えられる。なお、この期間短縮については、軌道事業者(熊本市交通局)及び同市都市建設局土木管理課も要望しているところである。 【その他】 軌道法関係の協議に限れば、全国的にも事務移譲対象市町村数及び協議件数が少ないこと、また、軌道事業者による地方運輸局担当課との事前相談が慣例化していることから、本件経由制度が廃止されても、国の行政機関の負担増には繋がらないと考えられる。	地方自治法第252条の17の3第3項(条例による事務処理の特例の効果)軌道法施行令第6条第1項軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令第1条第1項及び第2項		総務省、国土交通省	熊本県	C 対応不可	構造改革特別区域法第15条第1項の規定により、内閣総理大臣の認定を受けることで、地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき都道府県知事の権限に属する事務を市町村が処理することとなった場合の、地方自治法第252条の17の3第3項の規定による都道府県知事の経由は省略することができます。	意見なし			
572	観光圏整備実施計画の認定基準の緩和	「複数の民間人材による観光地域づくりマネージャーで構成された、法人格をもつ観光地域づくりプラットフォーム等を設置」など、現在の観光圏整備実施計画の認定基準を緩和すること。	現在、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律第8条に基づき、国による総合的支援の前提となる観光圏整備実施計画の認定には、複数の民間人材による観光地域づくりマネージャーで構成された、法人格をもつ観光地域づくりプラットフォームの設置等が要件とされるなど、要件を満たすための地域の負担が重く、広域連携の促進に向けた制度の活用が図られていない状況になっていることから、観光圏整備実施計画の認定基準の緩和が必要である。 観光圏の認定を受け、整備を進めたくても、左記根拠法令等の欄に記載の基本方針をクリアすることが難しいため認定を諦めるケースもあり、実際、平成24年の基本方針改正後、本県内では、制度に認定された事例が皆無。 地域のやる気をそく高い要件を緩和すれば観光圏を目指す地域の増加が期待される。 観光圏内の幅広い関係者の観光圏整備事業の実施段階における連携を強化するため、観光地域づくりマネージャーで構成する観光地域づくりプラットフォーム等を設置し、同組織が、事業実施の基本的な方針の策定、地域におけるワンストップ窓口の構築及び事業のマネジメントを行うことが観光圏認定の際の要件になっているが、地域内でこのような人材を確保することが容易でない点が支障になっている。 プラットフォームの設置要件を緩和する代替としては、プラットフォームの基準を満たさなくても、市町村の職員等が事務局となっている協議会等の連携組織であれば、整備事業の進行管理・関係者の調整など、観光圏整備事業の実現に向けた役割を果たすことは可能だと考える。	観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針二ー一(5)		国土交通省(観光庁)	神奈川県	C 対応不可	観光圏整備法に基づく観光圏整備実施計画の認定については、観光圏の活動を中長期的に機能させていくためには、地域で多様な企画・調整等を行い、観光地域づくり全体の視野から実際に活動を推進することができる民間人材が重要であることから、その様な中核となる複数の民間人材から組織される観光地域づくりプラットフォーム設置を観光圏の認定要件とする運用をしている。 なお、現在でも複数の観光地域づくりマネージャーのうち最低一名は民間人材を確保していれば、その他は自治体職員でも可能とする等の運用改善を行っているところである。	観光圏の活動を中長期的に機能させていくための多様な企画・調整等は、民間人材でなければ行えないということはなく、むしろ、地方自治体の観光セクションや地域の商工団体、観光協会等の人材で行う方が地域に即した実施が可能であり、要件を緩和すべきである。			
457-1	観光振興等に係る事務・権限の都道府県への移譲(国際観光ホテル整備法に関する事務、観光地域づくり相談窓口)	・国際観光ホテル整備法に関する登録実施事務の移譲 ・観光地域づくり相談窓口の移譲	【国際観光ホテル整備法に関する登録実施事務の移譲】 国際観光ホテル整備法に基づく登録ホテル又は登録旅館(以下、「登録ホテル等」という。)を営むものに対し、観光庁長官又は都道府県知事はその事業に関し報告をさせ、また、立入検査を実施できる(法第44条第1項及び第3項)こととなっているが、登録と今後の報告・検査の実施主体が一致しない場合があり得ることから、登録ホテル等にはわかりにくい制度である。また、現在、登録は地方運輸局が行っているが、地方運輸局は全国に10か所(神戸運輸監理部を含む)しかなく、各種登録や相談を行う者にとっては不便であることから、登録を受けようとするホテル・旅館の利便性を考えると、都道府県への移譲が適切である。 (参考) 神奈川県における国際観光整備法登録ホテル(全登録数及び新規登録数)の年次推移(当課でわかる範囲の約5年ごとの推移) H17:ホテル49件 旅館53件、H22:ホテル41件 旅館47件、H26現在:ホテル42件 旅館46件 なお、新規登録数の詳細は不明。 国際観光ホテル整備法第12条、第13条、第44条第1項及び第3項における指示・報告の実績は無し。検査は国の依頼に基づき、平成24年度まで年間5〜10件程度(H25は国から依頼なし) 【観光地域づくり相談窓口の移譲】 観光圏整備法に基づく観光圏整備実施計画の認定など、国の観光地域作り事業には地方の実情に合わない制度があるため、相談窓口を地方に移譲するとともに、事業実施上の都道府県の裁量範囲を広げる必要がある。	国際観光ホテル整備法第3条及び第18条		国土交通省(観光庁)	神奈川県	C 対応不可	【国際観光ホテル整備法に関する登録実施事務の移譲】 国際観光ホテル整備法については、現在観光庁において制度全体の抜本的見直しを検討しているところである。 かかる状況において、現行制度を前提とする登録事務のあり方について検討することは有意義ではなく、現時点で左記提案事項を認めることはできない。	現行制度がある以上、登録と今後の報告、検査の実施主体が一致しない場合があるわかりにくい制度であることや、登録を行う者の利便性を向上させることについて検討することが有意義でないとは言えない。 こうした課題解決や利便性向上につながる都道府県への権限移譲を、見直し後の制度にも反映するべきである。 H26.7月に行われた「総務省の行政評価結果に基づく勧告」においては、「登録ホテル・旅館について、登録義務者に課される義務を遵守させるための国の取組はほとんど行われておらず、登録制度が機能していない状況が認められる」と指摘されている。 また、本県においてもH24まで検査の依頼を国から受けて実施した実績があり、このことから国においてもきめ細かな取組が十分に行われているとは言えない。 これらを踏まえると、住民に身近な行政である都道府県に移譲することで、より住民にわかりやすい制度となり、また、きめ細やかな指導監督が可能となる等、登録制度の実効性担保の観点からも意義が大きいと考える。 よって、抜本的見直しの過程において議論の上、都道府県への権限移譲を、見直し後の制度に反映すべきである。	関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。		

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
315	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。			C 対応不可	提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答で御納得いただいたものと考えている。					
572				C 対応不可	観光圏整備法に基づく観光圏整備実施計画の認定については、観光圏の活動を中長期的に機能させていくためには、地域で多様な企画・調整等を行い、観光地域づくり全体の視野から実際に活動を推進することができる民間人材が重要であることから、その様な中核となる複数の民間人材から組織される観光地域づくりプラットフォーム設置を観光圏の認定要件とする運用をしている。 なお、現在でも複数の観光地域づくりマネージャーのうち最低一名は民間人材を確保していれば、その他は自治体職員でも可能とする等の運用改善を行っているところである。 また、地域の商工団体、観光協会等が法人格の取得、区分経理、民間人材を含めた観光地域づくりマネージャーの確保等の要件を満たしていれば、これらの団体を観光地域づくりプラットフォームとすることが可能であり、地域の商工団体、観光協会等の人材を活用した地域の実態に即した運用が行われることは望ましいものと考えている。	6【国土交通省】 (18)観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律(平20法39) 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針(平20農林水産省・国土交通省告示3)に基づき、観光地域づくりプラットフォームの構成員とされている観光地域づくりマネージャーについては、民間からは1名を確保すればよいことを、地方公共団体に通知する。	通知	平成27年2月26日	観光地域づくりマネージャーの要件について (平成27年2月26日付け観観振163号)	
457-1	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。			E 提案の実現に向けて対応を検討	いただいたご意見のとおり、今後、本制度の抜本的見直しに関する検討を行う過程において、ご提案のあった登録制度等の都道府県への権限委譲についても議論を行ってまいりたい。	<平26> 4【国土交通省】 (1)国際観光ホテル整備法(昭24法279) ホテル及び旅館の登録制度の在り方については、旅行者及び業界の意向やニーズを調査し、その結果等を踏まえ、抜本的な見直しも視野に入れて検討を行い、平成27年中に結論を得る。  <平27> 4【国土交通省】 (1)国際観光ホテル整備法(昭24法279) ホテル及び旅館の登録制度については、旅行者及び業界の意向やニーズの調査の結果及び外国人旅行者の増加などの観光産業を取り巻く状況の変化を踏まえ、その在り方について抜本的な見直しも視野に入れて検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。  <平28> 4【国土交通省】 (2)国際観光ホテル整備法(昭24法279) ホテル及び旅館の登録制度については、事務の円滑化に向け、国及び都道府県の情報共有を推進するために必要な措置を平成28年度中に講ずる。	通知	平成28年度中	行政事務の円滑化を図るため、通知(「国際観光ホテル整備法に係る登録情報電子データの共有化について」)を发出し、国際観光ホテル整備法第44条に係る立入検査の実施に必要な国際観光ホテル整備法登録ホテル・旅館の登録情報電子データについて、平成28年3月までに各自治体に共有済み。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
457-2	観光振興等に係る事務・権限の都道府県への移譲 (国際観光ホテル整備法に関する事務、観光地域づくり相談窓口)	・国際観光ホテル整備法に関する登録実施事務の移譲 ・観光地域づくり相談窓口の移譲	【国際観光ホテル整備法に関する登録実施事務の移譲】 国際観光ホテル整備法に基づく登録ホテル又は登録旅館(以下、「登録ホテル等」という。)を営むものに対し、観光庁長官又は都道府県知事はその事業に関し報告をさせ、また、立入検査を実施できる(法第44条第1項及び第3項)こととなっているが、登録とその後の報告・検査の実施主体が一致しない場合があり得ることから、登録ホテル等にはわかりにくい制度である。また、現在、登録は地方運輸局が行っているが、地方運輸局は全国に10か所(神戸運輸監理部を含む)しかなく、各種登録や相談を行う者にとっては不便であることから、登録を受けようとするホテル・旅館の利便性を考えると、都道府県への移譲が適切である。 (参考) 神奈川県における国際観光整備法登録ホテル(全登録数及び新規登録数)の年次推移(当該でわかる範囲の約5年ごとの推移) H17:ホテル49件 旅館53件、H22:ホテル41件 旅館47件、H26現在:ホテル42件 旅館46件 なお、新規登録数の詳細は不明。 国際観光ホテル整備法第12条、第13条、第44条第1項及び第3項における指示・報告の実績は無し。検査は国の依頼に基づき、平成24年度まで年間5~10件程度(H25は国から依頼なし) 【観光地域づくり相談窓口の移譲】 観光整備法に基づく観光圏整備実施計画の認定など、国の観光地域作り事業には地方の実情に合わない制度があるため、相談窓口を地方に移譲するとともに、事業実施上の都道府県の裁量範囲を広げる必要がある。	国際観光ホテル整備法第3条及び第18条		国土交通省 (観光庁)	神奈川県	D 現行規定により対応可能	【観光地域づくり相談窓口の移譲】 観光地域づくり相談窓口は、個別の法令に基づいた権限として国が設置・運用を行っているものではなく、組織法令において定める地方運輸局の観光地域振興課の所掌事務に関連して、広く地方公共団体等からの観光に関する相談に応じるために設置しているものに過ぎず、現状において地方公共団体が観光振興を目的に観光に関する相談窓口を地方に設置することは可能である。	現在、地方運輸局が行っている相談窓口業務は全て都道府県において実施可能であり、国と県の二重行政とならないよう、利用者の利便性の観点から都道府県に一元化すべきである。ひいては、国の行政改革にも資すると考える。		関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。 なお、所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	
770	国有港湾施設の管理権限の国土交通大臣から港湾管理者への移譲	国直轄事業により整備された港湾施設を港湾管理者が効率的に維持管理するため、国有港湾施設の管理権限を移譲することを求める。	【現行】 国は一定の条件のもと、予算の範囲内で港湾工事を自ら実施でき、直轄工事に生じた港湾施設は港湾管理者に貸し付けるか、管理を委託することとされている。これは、国が自ら施設の管理を行うよりも、港湾管理者が所有する施設と一体的に行った方が効率的であるからである。 【制度改正の必要性】 その趣旨をより徹底するため、管理委託ではなく、国有港湾施設の管理権限自体を港湾管理者へ移譲することにより、国と調整することなく施設の管理及び保全ができるようになり、事務手続きが省略できるとともに、県が実施している防災、港湾振興等と連携した施策を展開することが可能となる。 【支障事例】 国有港湾施設の管理委託契約においては、原状又は用途を変更するとき、予め国(整備局)の承認を得ることが規定されている。港湾利用者の要望により小型防舷材(1基)を設置した際には、事前協議から1ヶ月以上の期間を要しており、さらに着工は承認後となったことから、早期の荷役を希望する利用者の対応が困難となった。管理委託制度を廃止し、県への管理権限の委譲により、協議等に要する期間が短縮され、タイムリーに利用者ニーズに対応できる。	港湾法第52条、第54条		国土交通省	兵庫県、大阪府	D 現行規定により対応可能	国が直轄工事に整備した港湾施設は、国の行政財産であり、原則としては国有財産法に基づき国土交通大臣が管理すべきものである。 しかし、港湾法では、港湾の管理は港湾管理者に一元化されていることから、国が直轄工事に整備した港湾施設についても、管理権限に制約はあるものの、港湾管理者が他の港湾施設と一体的・効率的に管理できるよう、国有財産法の特例として、管理委託が可能とされているものであり、制度そのものを廃止することは適当ではない。 また、国有財産法により、原則的に行政財産の処分等はできないこととされているが、国有港湾施設については、港湾法第53条に基づく譲渡を受けることができるため、現行制度で行政財産の管理権限の移譲をすることは可能である。	・管理受託者たる港湾管理者は、受託に係る国有港湾施設をその用途又は目的に応じて善良な管理者の注意をもって常に管理しているため、原状変更等を行う場合の国の承認の義務付けは不要である。 ・このような国による過度の義務付けを廃止するために、港湾施設の管理権限そのものを都道府県に移譲すること。 ・なお、港湾法に規定されている譲渡は有償譲渡であるが、本県は有償譲渡を受けることは想定していない。	関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。 なお、所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		
880	新交通ネットワークにおけるインフラ施設の整備及び設備更新に対する起債制限の緩和	新交通ネットワークにおけるインフラ施設の整備及び設備更新に係る地方自治体が負担する財源に対して地方債が充当できないため、地方債の制限緩和を行う。	新交通ネットワークについては、平成6年8月、広域的な拠点であるひろしま西風新都と都心部を結ぶ約18.4kmのアストラムラインが開業しており、現在は、ネットワークの広域化を目指し、JR山陽本線と結節する白島新駅の整備を平成27年春の開業を目指して推進するとともに、広域公園前駅からの延伸整備について、「利便性とコスト節約の両立」の観点からルート・構造の見直しを進めている。 その一方で、アストラムラインは今年で開業後20年を迎え設備等の老朽化が進み、今後、設備機器の更新が本格化していくことになる。 こうしたことから、交通事業者(広島高速交通㈱:広島市出資比率51%)が実施するインフラ施設の整備や設備更新に対する地方負担を軽減するため、地方負担額についても、地方財政法第5条第5号に規定する経費とみなせるよう、地方債の制限の緩和が必要である。 (詳細は別紙1を参照。)	地方財政法第5条		国土交通省、 総務省	広島市	D 現行規定により対応可能	地方財政法第5条第5号では、地方公共団体は、地方公共団体が資本金の二分の一以上を出資している法人が設置する公共施設の整備事業に係る助成に要する経費の財源とするため、地方債を起すことができることとしている。 広島高速交通(株)は、広島市が資本金の二分の一以上を出資している法人であるため、同法人が行うインフラ施設の整備事業への助成に要する経費は、地方財政法第5条第5号の経費に該当することとなる。なお、地方債の発行にあたっての協議等の区分は、一般単独・一般事業の対象となる。	意見なし			

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
457-2	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。			D 現行規定により対応可能	観光地域づくり相談窓口は、個別の法令に基づいた権限として国が設置・運用を行っているものではなく、組織法令において定める地方運輸局の観光地域振興課の所掌事務に関連して、広く地方公共団体等からの観光に関する相談に応じるために設置しているものに過ぎず、現状において地方公共団体においても観光振興を目的に観光に関する相談窓口を地方に設置することは可能である。 なお、国の観光地域づくり相談窓口は、全国各地の事例や各省庁の施策などについて全国的見地から情報提供を行っているものであり、国と県の二重行政となるとのご指摘は当たらないものと考えます。 また、観光地域づくり相談窓口では、相談内容に対して全国各地の事例や国土交通省に留まらず広く各省庁が実施しているものを含めた観光に関する支援メニューの紹介等の情報提供を行っているが、このような情報はこれまでも都道府県との共有に努めてきたところであり、今後も引き続き、都道府県との情報共有を強化するとともに、都道府県が実施する施策との連携を図ってまいります。					
770				C 対応不可	○ 国有港湾施設は、国家的な見地から必要と認められる重要なものとして国が直轄事業で整備した施設であることから、用途変更や原状変更等がなされる際には、当該施設の本来の用途や目的が妨げられないよう、国が責任をもって確認する必要があることから、これらに関する国土交通大臣の承認は不可欠である。  ○ なお、ご提案にある小型防舷材の設置など、軽微な変更については、事務手続きの負担を考慮して、部局長の承認を要しないこととしている。	6【国土交通省】 (2)港湾法(昭25法218) 国有港湾施設の管理受託者による原状変更の大臣承認(施行令17条の6)については、事務の円滑化を図るため、大臣承認を要しない軽微な変更の範囲を、管理受託者に通知する。	通知等	平成27年3月5日	国有港湾施設の管理委託の事務取扱について(平成27年3月5日国港総第461号)	
880	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求め。 なお、所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。			D 現行規定により対応可能	提案が、現行制度により対応可能なものであることを、提案団体との間で確認している。					

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
881	地域公共交通の利便性向上に資する事業に対する起債制限の緩和	「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく軌道運送高度化事業及び道路運送高度化事業同様、連携計画事業(コミュニティ・レール化)について、地方財政法第5条第5号に規定する経費とみなせるよう、地方債の制限緩和を行う。	地域公共交通総合連携計画に位置付けた事業を連携計画事業(コミュニティ・レール化)として行う法定協議会が、幹線鉄道等活性化事業費補助交付要領に基づく国庫補助を受けており、本市も負担金を拠出している。 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく軌道運送高度化事業及び道路運送高度化事業には、地方債の特例が認められていることに鑑み、これらの事業の性格と同様と思われる連携計画事業(コミュニティ・レール化)についても、補助制度をより有効活用するために、地方財政法第5条第5号に規定する経費とみなせるよう、連携計画事業においても「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第12条、第17条と同趣旨の特例を設けることにより地方債の制限の緩和を行うことで、地域公共交通の更なる利便性の向上を図る。 (詳細は別紙2を参照。)	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律		国土交通省、総務省	広島市	C 対応不可	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(以下、「法」という。)においては、地域公共交通総合連携計画に定められる事業のうち、既存の制度では十分な対応が図られていないものであって、地域公共交通の活性化及び再生を促進する上で重要と考えられる取組みを「地域公共交通特定事業」として、当該事業ごとの実施計画に係る国土交通大臣による認定制度を設け、認定を受けた計画に係る事業に対する法律上の特例措置を講じることにより、当該事業の促進を図ることとしている。  法第12条及び第17条においては、認定を受けた軌道運送高度化実施計画及び道路運送高度化実施計画について、当該計画に定められた地域公共交通特定事業の促進を図る観点から、地方債の特例を認めているところ。  以上から、ご提案の連携計画事業(コミュニティ・レール化)については、地域公共交通特定事業に位置づけることはできないため、地方債の特例を措置することはできない。	意見なし			
210	開発行為の許可権限の希望する市町村への移譲	現在、都道府県及び指定都市、中核市及び特別市のみで設置が認められている開発審査会については、希望する市町村については、開発許可権限の移譲を可能とするともに、開発審査会を設置できることとする。	都道府県開発審査会の判断が地域の実情に即していないこと、当道府県開発審査会との調整事務及び開発審査会での決定までの期間が長期化していることが市町の円滑かつ迅速な土地利用の妨げとなっている。  【具体的な支障事例】 基準・運用の差異 都道府県開発審査会の基準・運用が地域の実情に即していないため、開発審査会を設置している市の基準・運用と差異があり、許可できる案件に差ができています。 都道府県開発審査会との調整事務 事前協議から承認までに相当な期間を要するため、円滑かつ迅速な土地利用の妨げとなっている。  【制度改正による効果】 企業・人口流出の抑制 地域の実情に即した開発審査会の基準・運用により、企業や人口の流出に歯止めを掛けることが期待できる。 事務処理期間の短縮 市町村と都道府県との調整が不要となり事務処理期間が短縮され、円滑な土地利用を図ることができる。	都市計画法第29条第1項、第34条第1項第14号、第78条第1項、第3項		国土交通省	磐田市	D 現行規定により対応可能	本提案は、既に過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地域主権戦略大綱」(平成22年6月22日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下の通りと考える。 開発審査会については、都市計画法上開発許可権限を有する指定都市等に設置することとされており、開発許可権限を有しないそれ以外の市に、開発審査会の設置権限を移譲することは困難である。  なお、第186回国会成立「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」(平成26年5月21日公布、同年8月1日施行)において立地適正化計画制度を創設し、市町村が立地適正化計画を作成し都市計画に居住調整地域を定めた場合において、当該市町村に開発許可関係事務権限及び開発審査会の設置権限を移譲することができることとしたところであり、当該制度の活用を検討されたい。	都市計画法上、開発許可権限を有する市には開発審査会が設置されているが、事務処理特例制度により開発許可権限を有する市は開発審査会を設置できないというのは、どちらも実質的には同様の権限を有していることを鑑みると均衡を欠いていると思われる。設置を希望する市には権限を法定移譲し、開発審査会の設置を可能とする道筋は検討できないか。  本提案は、市街化調整区域における住宅整備を限定としない開発許可についてのものであり、市街化区域および住宅整備に特化された立地適正化計画制度の活用は困難である。	事務処理特例により、開発行為の許可権限が市町村に移譲された場合には、市町村において開発審査会を設置することができるようにするべきである。なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		
221	開発行為の許可権限の希望する市町村への移譲	都市計画法第29条第1項の規定に基づく都市計画区域又は準都市計画区域内における開発行為の許可権限を希望する市町村に移譲する。	【制度改正を求める理由】 今回の法改正を希望する具体的な理由として、本市のまちづくりを具現化する観点から、開発行為許可基準を県内一律ではなく、市独自で定める権限が必要と考えているからである。  【制度改正の必要性】 現在、開発行為許可基準のうち技術的なものは、都市計画法施行令第25条に規定する技術的細目の範囲内で、大分県においては「運用基準」により詳細を規定している。開発行為の許可にあたっては、当該運用基準に基づき様々な権限が担保されているが、事務処理特例条例により開発行為許可権限が市に移譲された場合であっても、開発行為許可基準(特に技術的基準)については、当該運用基準とは異なるところの市独自の基準を設定できることまでは担保されていない。これでは単なる県下統一基準に基づく審査機関となる蓋然性が高く、独自のまちづくりを行う上で足かせとなる。 以上のことから、事務処理特例条例による許可権限の移譲ではなく、法に基づく権限の付与を求めるもの。	都市計画法第29条第1項		国土交通省	中津市	D 現行規定により対応可能	現行制度においても、事務処理特例条例により都道府県知事の権限に属する事務の全部を処理することとされた市町村については当然に、また、それ以外の市町村については都市計画法第33条第6項の協議・同意を得て、地域の実情に応じた開発許可の技術的基準の強化又は緩和を行うための条例を定めることが可能である。	御指摘の事務処理特例条例により、当方の目的が達成されることは十分承知しているところであるが、例えば、墓地埋葬法において同条例により墓地経営等の許可権限が既に市に移譲されていたにもかかわらず、一括法により改めて市に当該権限が直接授権された事例もあるところである。 本市としては、開発行為の許可権者を特別市の長まで授権している実態を踏まえ、また、本年6月の地方分権改革有識者会議による「個性を活かし自立した地方をつくる」、「新たなステージへ地方分権改革の更なる展開」という提言に際し、都市のグランドデザインに影響する開発行為の許可権限は、手挙げ方式によりやる気のある基礎自治体に対して法律が直接授権すべきものと考えます。	都道府県との協議が整った場合には、法律により希望する市町村に移譲できるようにするべきである。なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
881	提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。			C 対応不可	提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答で納得いただいたものと考えている。					
210	【全国市長会】 提案に賛同する。 市への移譲については、事務処理特例条例による移譲ではなく、法律に基づいた手挙げ方式による移譲を求める。 なお、国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		○「開発許可は都市計画に係る事務処理能力を勘案して特例市まで移譲されたものであり、一般市に移譲することは困難」との指摘については、手挙げ方式という新しい制度を活用して、都市計画に係る体制等の面で、特例市と遜色ない一般市には開発許可権限を移譲し、開発審査会を設置可能とすべきであるが、この場合に何か具体的な支障はあるのか。 ○ 開発許可処分の公正性等を審議するために当該処分を行う団体の附属機関として設置される開発審査会が、都市計画法上開発許可権限を有する市には設置されている一方、事務処理特例制度によって開発許可権限を有する市には設置できないというのは、どちらも実質的には同様の権限を有するのであることに鑑みると、均衡を欠いているのではないか。 現行の都市計画法でも、法第33条第6項において、事務処理特例制度により権限移譲を受けた市町村を指定都市等に準じて取り扱っていることから、事務処理特例制度を活用して開発許可権限を有する市にも、開発審査会の設置を認めるべきであるが、この場合に何か具体的な支障はあるのか。 ○ 改正都市再生特別措置法に基づく対応については、市街化区域の設定が狭く、市街化区域内における居住地域を絞り込めるようなエリアが存在しない団体では、活用が困難である。同法が活用可能な市町村以外についても、独自のまちづくりも推進することができるよう、提案を実現すべきではないか。	E 提案の実現に向けて対応を検討	提案を踏まえ、事務処理特例条例により、開発許可に関する事務及び都道府県開発審査会へ付議する事務を処理することとされた市町村については、それらの事務をより主体的かつ円滑に行うことができるよう運用を見直す。 具体的には、当該市町村の案件に係る事務を地域の実情に応じて、効率的かつ円滑に処理する観点から、 ・都道府県開発審査会の開催事務(日程調整、案件説明等)を特段の支障(開催経費、都道府県又は他市町村の案件付議との調整等)がない限り、当該市町村自らが行うことができること ・開発審査会に付議するか否かの判断の目安を示した提案基準は、都道府県だけでなく事務処理市町村が主体的に作成することができること等を明らかにする技術的助言を発出することについて、運用実態、都道府県の意向等を調査し、その結果等を踏まえ検討する。	5【国土交通省】 (1)都市計画法(昭43法100) (2)開発許可に関する事務(29条1項)については、条例による事務処理特例制度(地方自治法(昭22法67)252条の17の2第1項)を活用して当該事務を処理する市町村(34条14号に該当する開発行為の許可に係る事務を処理する市町村に限る。)において、より主体的かつ円滑に当該事務を行うことができるよう運用を見直すこととし、当該市町村が、地域の実情に応じて自らの案件を効率的に処理する観点から、特段の支障がない限り都道府県開発審査会の開催に係る事務を自ら行うことができること、都道府県開発審査会への提案基準を主体的に作成できること等を明確化することについて、制度の運用実態や都道府県の意向等を調査した上で、地方公共団体に通知する。	通知	平成27年12月7日	「都市計画運用指針及び開発許可制度運用指針の改正について」(平成27年12月7日国都計第123号)	
221	【全国市長会】 市への移譲については、事務処理特例条例による移譲ではなく、法律に基づいた手挙げ方式による移譲を求める。 なお、国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		○「開発許可は都市計画に係る事務処理能力を勘案して特例市まで移譲されたものであり、一般市に移譲することは困難」との指摘については、手挙げ方式という新しい制度を活用して、都市計画に係る体制等の面で、特例市と遜色ない一般市には開発許可権限を移譲し、開発審査会を設置可能とすべきであるが、この場合に何か具体的な支障はあるのか。 ○ 開発許可処分の公正性等を審議するために当該処分を行う団体の附属機関として設置される開発審査会が、都市計画法上開発許可権限を有する市には設置されている一方、事務処理特例制度によって開発許可権限を有する市には設置できないというのは、どちらも実質的には同様の権限を有するのであることに鑑みると、均衡を欠いているのではないか。 現行の都市計画法でも、法第33条第6項において、事務処理特例制度により権限移譲を受けた市町村を指定都市等に準じて取り扱っていることから、事務処理特例制度を活用して開発許可権限を有する市にも、開発審査会の設置を認めるべきであるが、この場合に何か具体的な支障はあるのか。 ○ 改正都市再生特別措置法に基づく対応については、市街化区域の設定が狭く、市街化区域内における居住地域を絞り込めるようなエリアが存在しない団体では、活用が困難である。同法が活用可能な市町村以外についても、独自のまちづくりも推進することができるよう、提案を実現すべきではないか。	D 現行規定により対応可能	現行制度においても、事務処理特例条例により都道府県知事の権限に属する事務の全部を処理することとされた市町村については当然に、また、それ以外の市町村については都市計画法第33条第6項の協議・同意を得て、地域の実情に応じた開発許可の技術的基準の強化又は緩和を行うための条例を定めることが可能である。 よって、「開発許可基準を独自に条例で定めたい」という本提案については、開発許可基準を希望する市町村へ移譲するための制度改正をすることなく実現することが可能であることから、まずは現行制度を活用することを検討されたい。					

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
429	開発行為の許可権限の希望する市への移譲	都市計画法第29条第1項の規定において、あらかじめ国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事(指定都市、中核市又は特例市(以下「指定都市等」という。))の区域内にあっては、当該指定都市等の(長)の許可を受けなければならない、としている現行の規定を、都道府県知事(指定都市、中核市又は特例市その他国土交通大臣が認めた市(以下、「指定都市等」という))の区域内にあっては、当該指定都市の(長)の許可を受けなければならない、と改正する。(上記に伴い、同法第78条第1項に規定する開発審査会の設置も可能となる。)	【具体的な支障事例】 都市計画法第34条第14号の規定により開発審査会へ諮問する場合、都道府県知事の権限に属する事務処理を移譲された市では開発審査会を設置できないため、県の開発審査会を利用することになる。 しかし、開発審査会の開催にあたっては県との事前協議、県及び他市の案件との調整等が必要であるなど、開催までに4～5か月の期間を要している状況であり、実際、開発審査会への諮問を敬遠し、規模を縮小して都市計画法第34条第12号による許可を受けるケースが度々あるなど、迅速性が要求される民間の経済活動を円滑に進めていく上で妨げになっている。 【制度改正の効果】 希望市において開発審査会を設置することが可能となれば、市単独での日程調整が可能となり、諮問に要する期間を2カ月程度に短縮できることから、開発審査会の開催回数を増やすことや開催時期についても柔軟な対応が可能となり、民間の経済活動の活性化にもつながるものである。 また、諮問案件は地域特有の課題に起因したものなど、ますます複雑なものとなっており、現状の開発審査会においても地域の特性、社会経済の発展状況の変化等の事情を総合的に勘案し、個別具体的に検討されているが、市の実情に精通した審査会委員を選定することにより更なる地域の実情に応じた運用が可能となる。 【過去の検討経緯】 過去において類似の提案がなされてはいるが、本市は県内で最も多くの申請件数を処理している実績を踏まえ、地方分権社会の新たな担い手となる自主性・自立性の高いまちづくりを目指すため、都市計画法上での開発許可権限の移譲と開発審査会の設置主体の拡大を組み合わせた提案をするものである。	都市計画法第29条第1項、第78条第1項	別紙あり	国土交通省	東広島市	D 現行規定により対応可能	本提案は、既に過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地域主権戦略大綱」(平成22年6月22日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下の通りと考える。 開発審査会については、都市計画法上開発許可権限を有する指定都市等に設置することとされており、開発許可権限を有しない市に、一律に開発審査会の設置権限を移譲することは困難である」との回答が示されているが、開発審査会を設置する理由は、法第34条第14号は裁量的な要素が多く、開発許可処分が公正かつ慎重なものとなるように学識経験者から構成される第三者機関の判断を基礎として開発許可権者が許可権限を行使するものであり、審査会として適切な運営が行われるのであれば、市が設置することで支障はないと考える。  なお、「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」(平成26年5月21日公布、同年8月1日施行)において立地適正化計画制度を創設し、市町村が立地適正化計画を作成し都市計画に居住調整地域を定めた場合において、当該市町村に開発許可関係事務権限及び開発審査会の設置権限を移譲することができることとしたところであり、当該制度の活用を検討されたい。	本市が求める措置の具体的な内容は、都市計画法第29条第1項に基づく許可権限の付与に関して法改正を求める要望であり、現行法において移譲は困難である旨の回答では本市からの提案に対する直接的な回答となっていない。  過去の議論では、「開発審査会については、開発許可処分を行う地方公共団体の付属機関として、開発許可処分が公正かつ慎重なものとなるよう議決等を行うこととされていることから、開発許可権限を有する地方公共団体に設置するのが適切である。したがって、開発許可権限を有しない市に、一律に開発審査会の設置権限を移譲することは困難である」との回答が示されているが、開発審査会を設置する理由は、法第34条第14号は裁量的な要素が多く、開発許可処分が公正かつ慎重なものとなるように学識経験者から構成される第三者機関の判断を基礎として開発許可権者が許可権限を行使するものであり、審査会として適切な運営が行われるのであれば、市が設置することで支障はないと考える。  なお、「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」における立地適正化計画制度は、既存の市街化区域において建築制限を設定するものであり、人口が増加している本市において適用できるものではなく、市街化調整区域における本市の問題解決を図れるものではない。  また、現に開発審査会を設置されている指定都市等と比較して、県の開発審査会に諮問する場合には、開催までに相当の時間を要している実態があり、現行法における対応では解決が困難であることから、再度の検討をお願いしたい。	事務処理特例により、開発行為の許可権限が市町村に移譲された場合には、市町村において開発審査会を設置することができるようにするべきである。なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		
117	都市公園の保存規定の弾力化	都市公園法第16条第1項に、第4号として「都市計画法第18条の2第1項の規定による市町村の都市計画に関する基本的方針に定められている場合」を加える。「市町村の都市計画に関する基本的方針(いわゆる「都市計画マスタープラン」は、都市計画法第6条の2に定める「都市公園区域の整備、開発及び保全の方針」)に即することとなり、策定にあたっては都道府県との協議の機会がある。また、同法第18条の2第2項には、「市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」の規定があり、住民の意見を反映する機会も設けられていることから、「都市計画マスタープラン」で定められた場合に限っての廃止は、地域住民の意向がまちづくりに反映された結果となる。	【制度改正の必要性】 国土交通省が提唱するコンパクトなまちづくりに向かう中で、住民を中心市街地へと誘導していくと、各地区に点在する都市公園についても整理の必要が生じるが、人が住まなくなった地区の公園を整理したいという消極的な理由では、都市公園法第16条の保存規定により、原則として都市公園を廃止することはできないのが現状である。 については、都市公園法第16条の改正を提案する。 【具体的な支障事例】 ①旧炭鉱地区における都市公園の取扱 旧炭鉱地区については、250mの範囲内に人が住んでいない又は改良住宅の移転集約により近い将来人が住まなくなる状況であるにも関わらず都市公園の廃止ができず、税金を使って管理し続けることに市民の理解が得られない。さらに、遊具等がある場合は、事故の懸念もあることから、廃止して更地とする対応が必要である。 ②長期未着手となっている都市公園の取扱 都市計画決定している未開設公園は、土地に都市計画法上の制限がかかっていることから、公園以外の土地利用ができず、売却などもできない状況である。 【制度改正によって生じる懸念に対する方策】 都市公園を廃止した場合、都市景観や都市環境の悪化が懸念されるが、旧炭鉱地区においては、人が住まなくなった中に公園だけが残るという状況であり、景観や環境が悪化するといった議論をするレベルではない。 また、本市においては、一人当たり都市公園等面積が40.25㎡/人と全国平均を大きく上回っており、現に市民が居住している地区において、避難場所としての都市公園は確保されていることから、災害時の避難場所が確保できないといった問題は生じないと考えられる。	都市公園法第16条		国土交通省	芦別市	D 現行規定により対応可能	都市公園法第16条は、①都市公園の区域内において都市計画法の規定により公園及び緑地以外の施設に係る都市計画事業が施行される場合、②その他公益上特別の必要がある場合、③廃止される都市公園に代わるべき都市公園が設置される場合、④公園管理者がその土地物件に係る権原を借受けにより取得した都市公園について、当該賃貸借契約の終了又は解除によりその権原が消滅した場合のほかは、みだりに都市公園の区域の全部又は一部について都市公園を廃止してはならないとしているものである。 都市公園の整備・管理に係る事務は自治事務とされているところ、公園管理者である自治体において、都市公園の整備・管理における技術的助言である都市公園法運用指針を参考に、客観性を確保しつつ慎重に検討した上で、ご提案の内容が②の「公益上特別の必要がある場合」に該当すると判断される場合には、現行法制上可能である。	都市公園法第16条及び都市公園法運用指針は、過去の判断などから厳格に判断せざるを得ず、社会経済情勢の変化に対応した弾力的な運用を妨げていると言わざるを得ない。 都市公園法運用指針は技術的助言ではあるものの、そこの例示が、「少なくとも土地収用法第4条に規定する程度の特別の必要」に限られているところであり、土地収用法に係る過去の判断においては、「特別の必要」があるとは、当該土地等について、それが現に供されている事業にそのまま供され続けることによって得られる公共の利益とその事業とは別の新しい事業の用に供されることによって得られる公共の利益とを比較衡量し、後者が前者を上回ることという、とされていることから、これらの観点を踏まえると、本市の様な他の事業の用に供する予定がない都市公園の廃止は極めて難しいと考えられる。 このため、本市が提案させていただいた、都市公園法第16条第1項に第4号として「都市計画法第18条の2第1項の規定による市町村の都市計画に関する基本的な方針に定められている場合」を加える、または、同法同条同項第1号の規定にある「公益上特別の必要がある場合」から「特別の」を削除する、あるいは技術的助言において他の例示を追加する等により、土地収用法に規定する程度に満たない必要性であっても、自治体の判断と責任において都市公園の廃止を行うことが可能であることを明確にすべきと考える。	都市公園を廃止できる場合の要件については、地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、廃止若しくは条例に委任する、又は条例による補正を許容するべきである。 それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		
340	都市公園の保存規定の弾力化	都市公園法第十六条各号の規定に第四号を加え、「四 地方公共団体の設置に係る都市公園にあっては当該地方公共団体の条例に定める場合」とする等、条例により設定できるよう改正されたい。	【制度改正の必要性】 現行制度においては、供用済の都市公園を全部又は一部廃止する場合、第十六条により廃止が制限されている。このため市街地周辺や郊外部に開発行為による設置緑地を含め、老朽化し、または利用が低調な小公園が多数存在し、地縁団体や地域住民に活用されていないばかりか、犯罪や不法投棄、野焼きによる火災、不法占用、景観悪化、災害時の防災機能を発揮しない等の懸念もある。本市は緩やかながら人口が減少しており、こうした懸念は今後一層増すものと考えられる。なお、本市都市公園数は平成26年7月現在125箇所・約125ha。このうち、約24%(箇所ベース)が供用後30年以上経過。10年後は約4割が供用後30年を経過する見通し。平成26年7月現在0.1ha以下の狭小公園は約43%(箇所ベース)。制度が改正された場合、老朽化、または利用が低調な都市公園を供用廃止することにより、用地の広範な有効利用が可能となり、市街地環境が好転することが期待される。  【現行制度で対応困難な理由】 本市においても都市公園の廃止を現行法制度下で行っているが、法第十六条第一号「都市公園の区域内において(中略)都市計画事業が施行される場合その他公益上特別の必要がある場合」における「公益上特別の必要がある場合」については、都市公園法運用指針(H24)によって、「その区域を都市公園の用に供しておくよりも、他の施設のために利用することの方が公益上より重要と判断される場合」とされており、他の公共事業が施行される場合に限定されているため、本市が意図する都市公園の廃止については対応していない。このため、市街地整備などに伴い近隣に同規模以上の公園を供用し、法第十六条第二号を適用させない限り、老朽化・機能劣化した公園を廃止できない状況である。	都市公園法第16条	都市公園の保存規定の弾力化について(必要性、支障事例等)、制度改正の効果等	国土交通省	北上市	D 現行規定により対応可能	都市公園法第16条は、①都市公園の区域内において都市計画法の規定により公園及び緑地以外の施設に係る都市計画事業が施行される場合、②その他公益上特別の必要がある場合、③廃止される都市公園に代わるべき都市公園が設置される場合、④公園管理者がその土地物件に係る権原を借受けにより取得した都市公園について、当該賃貸借契約の終了又は解除によりその権原が消滅した場合のほかは、みだりに都市公園の区域の全部又は一部について都市公園を廃止してはならないとしているものである。 都市公園の整備・管理に係る事務は自治事務とされているところ、公園管理者である自治体において、都市公園の整備・管理における技術的助言である都市公園法運用指針を参考に、客観性を確保しつつ慎重に検討した上で、ご提案の内容が②の「公益上特別の必要がある場合」に該当すると判断される場合には、現行法制上可能である。	都市公園法第16条第1号における「公益上特別の必要がある場合」は都市公園法運用指針において「土地収用法に規定する程度の特別の必要」と例示されており、非常に厳格なものとなっていることから、廃止にあたり公園管理者の説明責任は相当に重いものとなっており、本市としては判断を躊躇せざるを得ない。また、第16条第1号の規定及び技術的指針の厳格な記述ははずれも、市が廃止にあたりますもって合意を得るべき市民・議会にとっては都市公園の廃止が困難であるとの印象を抱かせるもので、合意形成の障壁となる。このことが、狭小な都市公園、老朽化・機能劣化した都市公園を廃止したり、集約化できない大きな理由となっている。しかし、こうした地域の課題解決のための廃止は、地方議会や自治体の政策的な判断に委ねるべきという考えにより本提案を提出したものであるため、提案の主旨を理解して頂き、条例委任条項の設置等所要の法改正の実施を期待するものである。	都市公園を廃止できる場合の要件については、地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、廃止若しくは条例に委任する、又は条例による補正を許容するべきである。なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
429	市への移譲については、事務処理特例条例による移譲ではなく、法律に基づいた手挙げ方式による移譲を求める。 なお、国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		○ 「開発許可は都市計画に係る事務処理能力を勘案して特例市まで移譲されたものであり、一般市に移譲することは困難」との指摘については、手挙げ方式という新しい制度を活用して、都市計画に係る体制等の面で、特例市と遜色ない一般市には開発許可権限を移譲し、開発審査会を設置可能とすべきであるが、この場合に何か具体的な支障はあるのか。 ○ 開発許可処分公正性等を審議するために当該処分を行う団体の附属機関として設置される開発審査会が、都市計画法上開発許可権限を有する市には設置されている一方、事務処理特例制度によって開発許可権限を有する市には設置できないというのは、どちらも実質的には同様の権限を有するのであることに鑑みると、均衡を欠いているのではないか。 ○ 現行の都市計画法でも、法第33条第6項において、事務処理特例制度により権限移譲を受けた市町村を指定都市等に準じて取り扱っていることから、事務処理特例制度を活用して開発許可権限を有する市にも、開発審査会の設置を認めるべきであるが、この場合に何か具体的な支障はあるのか。 ○ 改正都市再生特別措置法に基づく対応については、市街化区域の設定が狭く、市街化区域内における居住地域を絞り込めるようなエリアが存在しない団体では、活用が困難である。同法が活用可能な市町村以外についても、独自のまちづくりも推進することができるよう、提案を実現すべきではないか。	E 提案の実現に向けて対応を検討	提案を踏まえ、事務処理特例条例により、開発許可に関する事務及び都道府県開発審査会へ付議する事務を処理することとされた市町村については、それらの事務をより主体的かつ円滑に行うことができるよう運用を見直す。 具体的には、当該市町村の案件に係る事務を地域の実情に応じて、効率的かつ円滑に処理する観点から、 ・都道府県開発審査会の開催事務(日程調整、案件説明等)を特段の支障(開催経費、都道府県又は他市町村の案件付議との調整等)がない限り、当該市町村自ら行うことができること ・開発審査会に付議するか否かの判断の目安を示した提案基準は、都道府県だけでなく事務処理市町村が主体的に作成することができること等を明らかにする技術的助言を发出することについて、運用実態、都道府県の意向等を調査し、その結果等を踏まえ検討する。	〔再掲〕 5 【国土交通省】 (1) 都市計画法(昭43法100) (2) 開発許可に関する事務(29条1項)については、条例による事務処理特例制度(地方自治法(昭22法67)252条の17の2第1項)を活用して当該事務を処理する市町村(34条14号)に該当する開発行為の許可に係る事務を処理する市町村に限る。)において、より主体的かつ円滑に当該事務を行うことができるよう運用を見直すこととし、当該市町村が、地域の実情に応じて自らの案件を効率的に処理する観点から、特段の支障がない限り都道府県開発審査会の開催に係る事務を自ら行うことができること、都道府県開発審査会への提案基準を主体的に作成できること等を明確化することについて、制度の運用実態や都道府県の意向等を調査した上で、地方公共団体に通知する。	通知	平成27年12月7日	「都市計画運用指針及び開発許可制度運用指針の改正について」(平成27年12月7日国都計第123号)	
117	【全国市長会】 国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、「公益上特別の必要がある場合」を明示した上で、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		○ 人口減少社会の到来等の社会情勢の変化を踏まえ、都市公園法運用指針の見直しを行い、都市の集約化等の地域の実情に応じたまちづくりに伴う都市公園の廃止(長期未着手である都市公園の廃止を含む)は自治体の判断で現行規定でも可能である旨を明確化すべきではないか。 ○ あわせて、都市計画決定された都市公園については都市計画変更の手続きも必要となることから、都市公園法運用指針の見直しと同時に都市計画運用指針の見直しも行うべきではないか。	D 現行規定により対応可能	都市公園の整備・管理に係る事務は自治事務とされているところ、公園管理者である自治体が、「公益上特別の必要がある場合」に該当すると判断される場合には、都市公園の廃止は可能である。なお、現行規定でも可能である旨を明確化する具体的手法については、検討して参りたい。	6 【国土交通省】 (7) 都市公園法(昭31法79) (1) 公園管理者である地方公共団体が、都市の集約化等の地域の実情に応じ、都市公園を廃止することが都市公園を存続させることと比較し公益上より重要であると、客観性を確保しつつ慎重に判断した場合については、都市公園の廃止に係る「公益上特別の必要がある場合」(16条1号)に該当し廃止できることを明確化し、地方公共団体に通知する。	通知	平成28年8月3日	太陽電池発電施設の都市公園占用の取扱い及び都市公園の保存規定の取扱いについて(平成28年8月3日付国都公景53号)	
340	国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、「公益上特別の必要がある場合」を明示した上で、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		○ 人口減少社会の到来等の社会情勢の変化を踏まえ、都市公園法運用指針の見直しを行い、都市の集約化等の地域の実情に応じたまちづくりに伴う都市公園の廃止(長期未着手である都市公園の廃止を含む)は自治体の判断で現行規定でも可能である旨を明確化すべきではないか。 ○ あわせて、都市計画決定された都市公園については都市計画変更の手続きも必要となることから、都市公園法運用指針の見直しと同時に都市計画運用指針の見直しも行うべきではないか。	D 現行規定により対応可能	都市公園の整備・管理に係る事務は自治事務とされているところ、公園管理者である自治体が、「公益上特別の必要がある場合」に該当すると判断される場合には、都市公園の廃止は可能である。なお、現行規定でも可能である旨を明確化する具体的手法については、検討して参りたい。	〔再掲〕 6 【国土交通省】 (7) 都市公園法(昭31法79) (1) 公園管理者である地方公共団体が、都市の集約化等の地域の実情に応じ、都市公園を廃止することが都市公園を存続させることと比較し公益上より重要であると、客観性を確保しつつ慎重に判断した場合については、都市公園の廃止に係る「公益上特別の必要がある場合」(16条1号)に該当し廃止できることを明確化し、地方公共団体に通知する。	通知	平成28年8月3日	太陽電池発電施設の都市公園占用の取扱い及び都市公園の保存規定の取扱いについて(平成28年8月3日付国都公景53号)	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
861-1	地域の実情に応じた事業実施のための公営住宅建替事業の施行要件の一部の廃止等	公営住宅建替事業の定義である現地建替要件を廃止し、非現地建替も公営住宅建替事業とする。 公営住宅建替事業の施行要件である敷地規模要件(市街地0.1ha以上)及び戸数要件(従前戸数以上)を廃止する。	敷地が小規模である(建替時において時代により見直されている最低居住水準を確保するため、1住戸の床面積を大きくする必要があることから、従前の整備戸数以上を当該敷地で確保することが困難)等の理由により別の敷地に建替える場合は、公営住宅建替事業(法定建替)の定義から外れることから、従前住宅(除却予定住宅)の入居者に対する明渡請求権が付与されず、入居者との移転に関する協議が難航し事業が長期化する等、円滑な建替に支障(移転に関する協議が長期化し従前住宅敷地の売却等に支障)をきたすことがある。 都市計画区域外等の郊外や小規模敷地での建替、人口減少を受けた従前戸数未達の建替といった地域の実情、個々の団地事情に応じた公営住宅建替事業が不可能である。  敷地規模要件や戸数要件がなければ、人口減少を受けた中長期的な公営住宅の需要に応じ、公営住宅の直接供給だけではなく、借上げ公営住宅の導入や公営住宅以外の住宅による対応等、地方の実情、個々の団地事業に応じた柔軟かつ円滑な建替や非現地建替が公営住宅建替事業として可能となる。	公営住宅法第2条・第36条 公営住宅法施行令第10条		国土交通省	愛媛県	C 対応不可	公営住宅制度の趣旨・目的は、住宅に困窮する低額所得者に対し低廉な家賃で住宅を賃貸し、これをもって国民の住生活の安定に寄与することにある。非現地建替は、当該敷地を再度公営住宅団地として活用するわけではなく、従前そこで生活を営んできた入居者の生活環境に多大な影響を与えかねず、従前入居者の居住の安定性を損なうことが懸念されることから、明渡請求権等の強制力をもつ公営住宅法上の公営住宅建替事業として認められていない。 公営住宅法第36条等において、公営住宅建替事業を行う要件として、区域要件及び規模要件、戸数要件が規定されている。市街地等の区域要件及び規模要件は効率的な建替えを実施するため、戸数要件は公営住宅が不足している状況下で従前から居住している入居者の公営住宅への再入居を確保するため、それぞれ設けられている要件であり、公営住宅の整備促進又は公営住宅の居住環境の整備という観点から、これらの要件を廃止することはできない。 なお、公営住宅法第36条第3号ただし書以下及び地域住宅特措法第12条に基づき、都市施設に関する都市計画が定められている場合、社会福祉施設を併設する場合、公営住宅以外の公共賃貸住宅を建設する場合等の特別な事情がある場合には、特例として戸数要件を緩和することが認められている。	非現地建替(集約建替)の敷地は同一市町村内の近隣の地区を想定しているため、全ての非現地建替(集約建替)が従前入居者の生活環境に多大な影響を与えたり、居住の安定性を損なうとはいえないと考える。 また、効率的な建替を実施するために市街地等の区域要件及び規模要件を、公営住宅が不足している状況下で再入居を補償するために戸数要件を存置されることであるが、今後の人口減少を踏まえると、将来的に公営住宅が不足することは考えられず、国においても人口減少を受け、インフラ長寿命化基本計画が策定され、インフラの統廃合などを計画的に実施することとなり、コンパクトシティを目指すべきと考えることから、これらを促進するためにも、要件は廃止すべきと考える。また、非現地であっても集約する住宅の入居者を含めた戸数を整備するのであれば再入居の補償は可能と考える。			
861-2	地域の実情に応じた事業実施のための公営住宅建替事業の施行要件の一部の廃止等	公営住宅建替事業の定義である現地建替要件を廃止し、非現地建替も公営住宅建替事業とする。 公営住宅建替事業の施行要件である敷地規模要件(市街地0.1ha以上)及び戸数要件(従前戸数以上)を廃止する。	敷地が小規模である(建替時において時代により見直されている最低居住水準を確保するため、1住戸の床面積を大きくする必要があることから、従前の整備戸数以上を当該敷地で確保することが困難)等の理由により別の敷地に建替える場合は、公営住宅建替事業(法定建替)の定義から外れることから、従前住宅(除却予定住宅)の入居者に対する明渡請求権が付与されず、入居者との移転に関する協議が難航し事業が長期化する等、円滑な建替に支障(移転に関する協議が長期化し従前住宅敷地の売却等に支障)をきたすことがある。 都市計画区域外等の郊外や小規模敷地での建替、人口減少を受けた従前戸数未達の建替といった地域の実情、個々の団地事情に応じた公営住宅建替事業が不可能である。  敷地規模要件や戸数要件がなければ、人口減少を受けた中長期的な公営住宅の需要に応じ、公営住宅の直接供給だけではなく、借上げ公営住宅の導入や公営住宅以外の住宅による対応等、地方の実情、個々の団地事業に応じた柔軟かつ円滑な建替や非現地建替が公営住宅建替事業として可能となる。	公営住宅法第2条・第36条 公営住宅法施行令第10条		国土交通省	愛媛県	C 対応不可	公営住宅制度の趣旨・目的は、住宅に困窮する低額所得者に対し低廉な家賃で住宅を賃貸し、これをもって国民の住生活の安定に寄与することにある。非現地建替は、当該敷地を再度公営住宅団地として活用するわけではなく、従前そこで生活を営んできた入居者の生活環境に多大な影響を与えかねず、従前入居者の居住の安定性を損なうことが懸念されることから、明渡請求権等の強制力をもつ公営住宅法上の公営住宅建替事業として認められていない。 公営住宅法第36条等において、公営住宅建替事業を行う要件として、区域要件及び規模要件、戸数要件が規定されている。市街地等の区域要件及び規模要件は効率的な建替えを実施するため、戸数要件は公営住宅が不足している状況下で従前から居住している入居者の公営住宅への再入居を確保するため、それぞれ設けられている要件であり、公営住宅の整備促進又は公営住宅の居住環境の整備という観点から、これらの要件を廃止することはできない。 なお、公営住宅法第36条第3号ただし書以下及び地域住宅特措法第12条に基づき、都市施設に関する都市計画が定められている場合、社会福祉施設を併設する場合、公営住宅以外の公共賃貸住宅を建設する場合等の特別な事情がある場合には、特例として戸数要件を緩和することが認められている。	非現地建替(集約建替)の敷地は同一市町村内の近隣の地区を想定しているため、全ての非現地建替(集約建替)が従前入居者の生活環境に多大な影響を与えたり、居住の安定性を損なうとはいえないと考える。 また、効率的な建替を実施するために市街地等の区域要件及び規模要件を、公営住宅が不足している状況下で再入居を補償するために戸数要件を存置されることであるが、今後の人口減少を踏まえると、将来的に公営住宅が不足することは考えられず、国においても人口減少を受け、インフラ長寿命化基本計画が策定され、インフラの統廃合などを計画的に実施することとなり、コンパクトシティを目指すべきと考えることから、これらを促進するためにも、要件は廃止すべきと考える。また、非現地であっても集約する住宅の入居者を含めた戸数を整備するのであれば再入居の補償は可能と考える。			
861-3	地域の実情に応じた事業実施のための公営住宅建替事業の施行要件の一部の廃止等	公営住宅建替事業の定義である現地建替要件を廃止し、非現地建替も公営住宅建替事業とする。 公営住宅建替事業の施行要件である敷地規模要件(市街地0.1ha以上)及び戸数要件(従前戸数以上)を廃止する。	敷地が小規模である(建替時において時代により見直されている最低居住水準を確保するため、1住戸の床面積を大きくする必要があることから、従前の整備戸数以上を当該敷地で確保することが困難)等の理由により別の敷地に建替える場合は、公営住宅建替事業(法定建替)の定義から外れることから、従前住宅(除却予定住宅)の入居者に対する明渡請求権が付与されず、入居者との移転に関する協議が難航し事業が長期化する等、円滑な建替に支障(移転に関する協議が長期化し従前住宅敷地の売却等に支障)をきたすことがある。 都市計画区域外等の郊外や小規模敷地での建替、人口減少を受けた従前戸数未達の建替といった地域の実情、個々の団地事情に応じた公営住宅建替事業が不可能である。  敷地規模要件や戸数要件がなければ、人口減少を受けた中長期的な公営住宅の需要に応じ、公営住宅の直接供給だけではなく、借上げ公営住宅の導入や公営住宅以外の住宅による対応等、地方の実情、個々の団地事業に応じた柔軟かつ円滑な建替や非現地建替が公営住宅建替事業として可能となる。	公営住宅法第2条・第36条 公営住宅法施行令第10条		国土交通省	愛媛県	C 対応不可	公営住宅制度の趣旨・目的は、住宅に困窮する低額所得者に対し低廉な家賃で住宅を賃貸し、これをもって国民の住生活の安定に寄与することにある。非現地建替は、当該敷地を再度公営住宅団地として活用するわけではなく、従前そこで生活を営んできた入居者の生活環境に多大な影響を与えかねず、従前入居者の居住の安定性を損なうことが懸念されることから、明渡請求権等の強制力をもつ公営住宅法上の公営住宅建替事業として認められていない。 公営住宅法第36条等において、公営住宅建替事業を行う要件として、区域要件及び規模要件、戸数要件が規定されている。市街地等の区域要件及び規模要件は効率的な建替えを実施するため、戸数要件は公営住宅が不足している状況下で従前から居住している入居者の公営住宅への再入居を確保するため、それぞれ設けられている要件であり、公営住宅の整備促進又は公営住宅の居住環境の整備という観点から、これらの要件を廃止することはできない。 なお、公営住宅法第36条第3号ただし書以下及び地域住宅特措法第12条に基づき、都市施設に関する都市計画が定められている場合、社会福祉施設を併設する場合、公営住宅以外の公共賃貸住宅を建設する場合等の特別な事情がある場合には、特例として戸数要件を緩和することが認められている。	非現地建替(集約建替)の敷地は同一市町村内の近隣の地区を想定しているため、全ての非現地建替(集約建替)が従前入居者の生活環境に多大な影響を与えたり、居住の安定性を損なうとはいえないと考える。 また、効率的な建替を実施するために市街地等の区域要件及び規模要件を、公営住宅が不足している状況下で再入居を補償するために戸数要件を存置されることであるが、今後の人口減少を踏まえると、将来的に公営住宅が不足することは考えられず、国においても人口減少を受け、インフラ長寿命化基本計画が策定され、インフラの統廃合などを計画的に実施することとなり、コンパクトシティを目指すべきと考えることから、これらを促進するためにも、要件は廃止すべきと考える。また、非現地であっても集約する住宅の入居者を含めた戸数を整備するのであれば再入居の補償は可能と考える。			

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
861-1	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		○ 現地要件については、既存の公営住宅の除却を前提とした公営住宅の集約化のための非現地建替えを円滑に進めるために、既存の公営住宅を統廃合するとの限定を設けるとともに、現地から一定の距離制限等を設け、「入居者の居住の安定性」を担保した上で、廃止すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。  ○ 戸数要件については、公営住宅の供給目標量を都道府県が定めることとされていることを前提とすれば、地域の実情に応じた判断の余地を拡大しつつ、居住者の再入居を保障することを念頭に、「除却前の入居者数以上」まで緩和すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。  ○ 全域が市街地の区域外のため、現地における建替であっても法定建替の要件を満たさず、明渡し請求権が付与されないために入居者との移転交渉が難航した事例が報告されている。このような場合には、市街地要件を適用すべきでないが、この場合何か具体的な支障はあるのか。	C 対応不可	公営住宅法第36条による公営住宅建替事業を行うことができる場合の要件のうち、現地要件については、仮に非現地建替を認めた場合、明渡し請求という入居者の権利を強く制約するものを伴うことから、事業主体の判断により行われる公営住宅の建替のために、責めに帰せられるべき事由のない居住者が非自発的に移転を求められる結果となり、居住者の権利を著しく侵害することとなる。これを踏まえれば、如何なる条件を付けたとしても、現地要件を撤廃することは不適当である。	6【国土交通省】 (4)公営住宅法(昭26法193) (1)公営住宅の建替えについては、公営住宅建替事業の施行に係る現地要件(公営住宅の存していた土地の全部又は一部の区域に、新たに公営住宅を建設することを必要とするもの)(2条15号)を満たさない事業についても、事業主体において円滑な施行が可能となるよう、引き続き財政面の支援など必要な措置を講ずる。	通知	平成27年1月30日	公営住宅建替事業の施行要件等について(平成27年1月30日国住備第926号)	
861-2			○ 現地要件については、既存の公営住宅の除却を前提とした公営住宅の集約化のための非現地建替えを円滑に進めるために、既存の公営住宅を統廃合するとの限定を設けるとともに、現地から一定の距離制限等を設け、「入居者の居住の安定性」を担保した上で、廃止すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。  ○ 戸数要件については、公営住宅の供給目標量を都道府県が定めることとされていることを前提とすれば、地域の実情に応じた判断の余地を拡大しつつ、居住者の再入居を保障することを念頭に、「除却前の入居者数以上」まで緩和すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。  ○ 全域が市街地の区域外のため、現地における建替であっても法定建替の要件を満たさず、明渡し請求権が付与されないために入居者との移転交渉が難航した事例が報告されている。このような場合には、市街地要件を適用すべきでないが、この場合何か具体的な支障はあるのか。	D 現行規定により対応可能	市街地要件で定める「市街地の区域内」や「市街化が予想される区域内」とは、公営住宅法上具体的な定義があるわけではなく、また都市計画法、都市再生特別措置法等他法令から特に引用されている概念でもないが、少なくとも「市街地の区域内」という文意により、ご指摘のような「都市計画区域外等の郊外」にある公営住宅を一律に排除する趣旨ではない。 なお、個別の建替事業について、当該事業区域が市街地要件を満たすものか、自治体において判断に迷う場合は、各地方整備局へご相談いただきたい。	6【国土交通省】 (4)公営住宅法(昭26法193) (ii)公営住宅建替事業の施行に係る市街地要件(除却すべき公営住宅が市街地の区域又は市街化が予想される区域内の一定規模以上の土地に集団的に存していることを必要とするもの)(36条1号)については、除却すべき公営住宅が都市計画区域外等の郊外にある場合を一律に排除する趣旨ではないことを、地方公共団体に通知する。	通知	平成27年1月30日	公営住宅建替事業の施行要件等について(平成27年1月30日付け国住備第926号)	
861-3			○ 現地要件については、既存の公営住宅の除却を前提とした公営住宅の集約化のための非現地建替えを円滑に進めるために、既存の公営住宅を統廃合するとの限定を設けるとともに、現地から一定の距離制限等を設け、「入居者の居住の安定性」を担保した上で、廃止すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。  ○ 戸数要件については、公営住宅の供給目標量を都道府県が定めることとされていることを前提とすれば、地域の実情に応じた判断の余地を拡大しつつ、居住者の再入居を保障することを念頭に、「除却前の入居者数以上」まで緩和すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。  ○ 全域が市街地の区域外のため、現地における建替であっても法定建替の要件を満たさず、明渡し請求権が付与されないために入居者との移転交渉が難航した事例が報告されている。このような場合には、市街地要件を適用すべきでないが、この場合何か具体的な支障はあるのか。	D 現行規定により対応可能	公営住宅法第36条による公営住宅建替事業を行うことができる場合の要件のうち、戸数要件については、公営住宅が不足している状況下で従前から居住している入居者の公営住宅への再入居を保障するために設けられた要件であるが、当該除却されるべき公営住宅の土地の区域において道路、公園その他の都市施設に関する都市計画が定められている場合等「特別の事情がある場合」においては、現行法においても、「当該除却すべき公営住宅のうち次条第一項の承認(公営住宅建替事業に関する計画の国土交通大臣承認)の申請をする日において入居者の存する公営住宅の戸数を超えれば足りる。」としているところ。  現在、地域の状況によっては公営住宅に対するニーズが減少していることも考えられることから、そのような場合において居住者の再入居を保障することを前提に、「除却前の入居者数以上」となるように公営住宅を建て替える場合には、公営住宅法第36条第3号の「特別の事情がある場合」に該当するものとして取り扱うことが可能である。  なお、個別の建替事業について、当該地域において公営住宅に対するニーズが減少している等の「特別の事情がある場合」に該当するものか、自治体において判断に迷う場合は、各地方整備局へご相談いただきたい。	6【国土交通省】 (4)公営住宅法(昭26法193) (iii)公営住宅建替事業の施行に係る戸数要件(新たに整備すべき公営住宅の戸数が除却すべき公営住宅の戸数以上であることを必要とするもの)(36条3号)については、地域の公営住宅に対するニーズが減少している場合には、居住者の再入居を保障することを前提に、同号の「特別の事情」に該当し、新たに整備すべき公営住宅の戸数が入居者の存する戸数を超えていれば足りることを、地方公共団体に通知する。	通知	平成27年1月30日	公営住宅建替事業の施行要件等について(平成27年1月30日付け国住備第926号)	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
57	過疎地域自立促進方針に係る関係大臣の協議、同意の廃止	県が過疎地域の自立促進に関する基本的な事項や産業の振興、観光の開発、交通通信体系の整備などに関する基本的な事項について定めた「過疎地域自立促進方針」を策定する際には、あらかじめ総務大臣、農林水産大臣および国土交通大臣に協議し、同意を得ることとされているが、この同意を要する協議を廃止し、方針策定後の関係大臣への提出制度に改める。	【現状】 過疎地域自立促進特別措置法第5条第4項によると、「都道府県は、自立促進方針を定めようとするときは、あらかじめ、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣は、同意をしようとするときは、関係府機関の長に協議をするものとする」と定められている。 【支障事例】 自立促進方針の策定に際しては、大臣の同意を得るために、2ヶ月以上を要し、調整に時間を要している。この方針に基づき、市町村は「過疎地域自立促進市町村計画」を策定することになるため、市町村は方針策定を待たねばならず、厳しいスケジュールでの策定を強いられている。 【制度改正の必要性】 同意協議を廃止することにより、都道府県及び市町村がスムーズに事務を行うことができるようになる。 【求める措置内容】 については、地方の主体性を尊重し、国の関与を見直し、手続きの簡素化を図るべく、過疎地域自立促進方針に係る関係大臣の同意を要する協議は廃止すべきである。 なお、過疎地域自立促進特別法と同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づく「山村振興基本方針」に関する国への協議はすでに廃止されている。	過疎地域自立促進特別措置法第5条第4項		総務省、 農林水産省、 国土交通省	愛知県	C 対応不可	過疎対策については、過疎地域市町村の自主的な取組が重要であることから、対策の主体の基本は市町村とし(法第2条)、これに都道府県が協力し(法第7条第2項)、国が特例措置により支援する(法第4条)ことにより推進されることとされている。過疎対策事業を定める方針(都道府県策定)、市町村計画、都道府県計画の策定に際しても、過疎市町村や関係都道府県の自主性、主体性を最大限尊重する趣旨から、国の関与は必要最低限にとどめられている。 過疎地域自立促進方針に係る関係大臣の同意を要する協議は国による必要最低限の唯一の事前の関与して定められているものであり、廃止することはできない。	国との協議において、前回の協議では極めて形式的な意見に留まっており、実質的に県の方針案のとおりとなっている。地方の自主性・主体性を尊重する趣旨であれば、「山村振興基本方針」同様、協議を廃止し、提出のみとして支障はないものと考えられる。 また、国との協議には、調整に時間を要していることから、手続きの簡素化を求めるものである。 協議を廃止できないのであれば、次善の案として、事前協議・正式協議の手続きを一本化するなど、策定スケジュールの緩和に資する新たな方策導入を期待する。			
227	過疎地域自立促進市町村計画の変更に係る協議の一部簡略化	過疎地域自立促進市町村計画の変更に係る都道府県の協議が必要なもののうち、事業を中止した場合又は大幅な事業量の減があった場合については、協議から提出のみとするよう求めるもの。	過疎地域自立促進市町村計画については、過疎地域市町村において事業の見直しに伴い、おおむね毎年変更の手続きを行っている。この変更の手続きは、過疎地域自立促進特別措置法等に記載のとおり、あらかじめ都道府県に協議しなければならない。一方で文言の修正等形式的な変更又は軽微な変更については、変更の手続きを省略して差し支えないものとしている。 そこで、都道府県への協議が必要なもののうち、事業の中止又は大幅な事業量の減については、予算の増額が伴うものではなく、市町村が主体的に判断することが可能であり、仮に規制緩和がなされ、変更後の計画の県への提出のみとなっても、遺漏なく事務を実施することは可能であると思われるため、市町村の事務量を削減するためにも軽微な変更として取り扱い、変更の手続きを協議から提出のみとするように求めるもの。	過疎地域自立促進特別措置法第6条第4項、第7項平成22年12月22日付け総務第143号、22農振第1730号、国都地第71号		総務省、 農林水産省、 国土交通省	宮城県	C 対応不可	市町村計画はあらかじめ都道府県とその内容について協議することとされている(法第6条第1項)。 市町村が実際の過疎対策を講ずる場合には、都道府県の密接な連携と都道府県の広域的見地からの施策が不可欠である。市町村と都道府県が市町村計画について協議することによって、都道府県の施策との、さらには他の諸施策との整合性が図られ、都道府県・市町村等が一体となって過疎地域の自立促進、ひいては、美しく風格ある国土の形成を推進することとなる。 市町村が事業を中止又は大幅な事業量の減について変更の手続きをしようとする場合についても、他の諸施策との整合性を図って都道府県・市町村等が一体となって過疎地域の自立促進等を推進する観点から、都道府県との事前の協議を要するものである。	特に意見なし			
153	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定権限に係る市町村への移譲	都市計画法第15条において、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画(都市計画法第6条の2)の策定主体は都道府県とされているが、都市計画区域が単一の市町村の区域内で完結する場合は策定権限を市町村へ移譲する。	【制度改正の必要性】 市町村合併を経て、単一の市町村の区域内で完結する都市計画区域が多くなってきており、合併による市町村の広域化に伴い、これまで以上に市町村の主体性を拡大させ、より地域の実情に沿った都市づくりを実現していくことができるような制度とする必要がある。 ※鳥取県：19都市計画区域のうち、17都市計画区域が単一の市町村の区域内で完結。 上記市町村の広域化を背景として二重行政の解消等の観点で、単一の市町村の区域内で完結する都市計画区域における都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(以下「都市計画区域マスタープラン」という。)に関する都市計画の策定権限については、「第四次分権一括法」において、単一の市町村の区域を超える広域的見地からの調整機能や関連制度との整合性が確保される場合、指定都市においては移譲されることとなった。 これについて、二重行政の解消といった趣旨であることを踏まえると、上記条件を満たすのであれば、指定都市に限らずその他の市町村においても移譲すべきであるから、単一の市町村の区域内で完結する都市計画区域においては、マスタープランの策定権限を市町村に移譲して頂きたい。 ※都市計画区域マスタープランの策定権限が市町村に移譲された場合、国の関与(都市計画法の手続きにおける国協議～同意)が廃止されることから、より地域の主体性が拡大される。 ※市町村が都市計画区域マスタープランと都市計画決定する際、都市計画法19条3項による県協議が必要であるため、県の広域的調整は担保される。 【具体的な支障事例】 都道府県が都市計画区域マスタープランを策定する場合は、関係市町村の意見を尊重しながら策定することとなるため、特に単一の市町村の区域内で完結する都市計画区域の場合、都市計画区域マスタープランと市町村の都市計画に関する基本的な方針(以下「市町村マスタープラン」という。)とは、基本的な方向性はほぼ同文となり、市町村マスタープランに限り地区名、路線名が記載される等具体的な地区における方向性が記述されるというのが実態である。	都市計画法第15条第1項第2号	・都市計画区域マスタープラン策定権限の市町村への移譲(参考資料)	国土交通省	鳥取県・徳島県	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」(平成25年12月20日閣議決定)、「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地域主権戦略大綱」(平成22年6月22日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 区域区分の有無やその方針を定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画(都市計画区域マスタープラン)については、都市計画区域が一の市町村の区域の内外にわたり指定されうること、周辺市町村への影響等を総合的に勘案して定める能力が必要となることから、都道府県が定めることとされている。 都市計画区域マスタープランには、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針を定めるよう努めるものとされており、それらの都市計画には、一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき地域地区、都市施設に関する都市計画等の都道府県が決定する都市計画も含まれているため、広域の見地から都道府県が決定することが適切である。 また、都市計画区域マスタープランを定めるにあたっては、広域的観点を確保するため、必要に応じ、隣接・近接する都市計画区域や都市計画区域外の現況及び今後の見通しを勘案することが望ましいことから、広域の見地から都道府県が決定することが適切である。 この点、指定都市については、都道府県に準じた都市計画決定権限の行使を通じて、都市計画区域全体を総合的に勘案して都市計画区域マスタープランを定める能力があることから、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成26年法律第51号、第四次分権一括法)において一の指定都市の区域の都市計画区域に係る都市計画区域マスタープランの決定権限を移譲したところであり、指定都市以外の市町村における都市計画区域マスタープランについては、引き続き都道府県が定めることが適切である。	本提案の趣旨は、単一の市町村内で完結する、単発的・独立的な市街地(例：中山間地の拠点地区)としての都市計画区域に限って、策定権限を移譲するものであり、広域的な観点での調整の必要性は低いと考える。 また、指定都市であっても広域的な観点での調整は必要であるにも関わらず、都道府県に準じた都市計画決定権限があることを理由に第4次一括法で権限移譲がなされており、広域的調整を理由に移譲を拒むのは適当でない。	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。		

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
57	【全国市長会】 都道府県の計画策定スケジュールが短縮化され、市町村における計画策定事務がスムーズになるよう、前向きな検討を願いたい。			E 提案の実現に向けて対応を検討	市町村計画及び都道府県計画に基づき行う事業に対しては国の各種特別措置が講じられ、過疎地域自立促進方針はこれらの計画の大枠となるものであるため、国の事前関与が必要である。また、市町村、都道府県の施策と国の各分野の関連施策との整合性を確保するためにも、過疎計画自立促進方針への各府省庁の事前関与が必要である。過疎地域自立促進方針に関する同意を要する協議は、唯一の国の事前関与であるため廃止することはできないと考える。  過疎地域自立促進法においては、自立促進方針における同意を要する協議が、国による必要最低限の唯一の事前の関与であるのに対し、山村振興法においては、主務大臣が、山村振興基本方針の作成に関し、都道府県に勧告すること(法9条)が可能であることから、山村振興基本方針策定に係る主務大臣への同意協議が事後報告化されたものである。したがって、山村振興法と同様に扱うことはできないものと考ええる。  なお、国としても、過疎地域自立促進方針の策定に係る事務をスムーズに行えるようにすることには賛成であり、事前協議と正式協議を一本化することについては、検討してまいりたい。	6【国土交通省】 (17) 過疎地域自立促進特別措置法(平12法15)(総務省及び農林水産省と共管) 都道府県が策定する過疎地域自立促進方針に係る関係大臣への協議については、その迅速化を図るため、事前協議と正式協議の手の一本化について検討を進め、平成27年中に結論を得る。	事務連絡	平成27年5月15日	過疎地域自立促進方針に係る関係大臣への協議の手続きを通知するに際して、事前協議を廃止した。	
227	提案に賛同する。 また、市町村計画の変更にあたり、「事業の追加又は中止」、「事業費の増減」については、計画全体に影響を及ぼすものではなく、計画内容が大幅に変わるものとは言い難い。			C 対応不可	提案団体からは意見が付けられていないところであり、第1次回答で御納得いただいたものと考えている。					
153	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。			C 対応不可	前回答のとおり。 なお、都市計画区域マスタープランは、一の市町村の区域を超える広域の見地から決定される都市施設に関する方針なども含めて都市計画区域全体の基本的方向性を示すものであって、必要に応じて隣接・近接する都市計画区域や都市計画区域外の現況や今後の見通しを勘案し、都市計画区域内の市町村の合意形成とともに広域的な課題の調整を図られるよう策定されるべきものであり、都市計画区域の指定を行う都道府県において決定することが適切である。					

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
771	都道府県内の供用済の国営公園の都道府県への移譲	都市公園法第2条第1項第2号に規定するイ号公園のうち、一つの都道府県で完結する公園の供用した区域の管理に関する権限については、関係法令の改正により、移管に必要な新たな制度を設け、都道府県との調整が図られた公園から、必要となる人員、財源とともに移管すること。	【本県の状況】 本県においては、国営明石海峡公園があり、淡路地区と神戸地区で構成されている。そのうち、淡路地区については一部が開園しており、周辺の淡路夢舞台、県立淡路島公園等の県管理施設との連携による一体的な利用促進に取り組んでいる。 【移譲による効果】 淡路地区ではこのように、国と県で、同様の公園事業を展開していることから、国管理の国営公園(国営明石海峡公園)を県に移管し、県管理公園(県立淡路島公園)と一体的な管理をすることで、費用の軽減が見込めるとともに、集客イベントなどを総合的に行うことができ、相乗効果が見込める。	都市公園法第2条の3		国土交通省	兵庫県	C 対応不可	都市公園法第2条第1項第2号に規定するイ号公園については、一の都道府県の区域を超えるような広域の見地から整備を行っている。既供用区域を管理する過程で明らかになった利用状況や技術的知見を未供用区域の整備に反映させることができると、調整会議等において協議することで、対応は可能である。 また、既供用区域と未供用区域にまたがる施設については、管理区域を明確にすること等により対応は可能である。		手挙げ方式により、一部が概成している国営公園について、当該部分を移譲するべきである。		
374	農村地域工業等導入促進法の適用人口要件の緩和	人口20万人以上の市は農村地域工業等導入促進法の農村地域に該当しないとして適用から除外されるが、市町村合併によって人口が20万人以上となった市については、合併前の市の人口をもって農工法の対象とするように適用要件を緩和すること。	【支障】企業誘致は地域経済の振興、雇用創出効果が期待できる即効性の高い施策であり、地方への企業誘致を進めるには、その受け皿となる工業団地の整備は不可欠なものとなっている。提案県にあるA市は、農村地域工業等導入促進法の農村地域として工業団地を整備し企業誘致を進めてきたが、平成17年に周辺町村(農村地域)との合併によって市の人口が20万人以上となったため農工法の適用要件から除外されることになった。しかし、合併によって人口規模が増加しても、A市の財政力指数が高くなるものではなく、農業振興地域、山村振興地域、過疎地域を有し、工業等の導入による雇用創出が必要な農村地域であるという実態は何ら変わりはないことから、地域振興に支障が生じている。 【改正の必要性】農業と工業等の均衡ある発展を図るために、例えば市の人口規模は合併前の旧市町村単位で適用する(過疎法では、市町村合併に伴い人口が増加した自治体においても、合併前の旧市町村単位で適用を判断している)など、人口要件を緩和すること。	農村地域工業等導入促進法第2条第1項本文カッコ書き同法施行令第3条第4号ア	佐賀県提案分【提出資料】 ・佐賀市の財政力指数の推移 ※05	農林水産省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省	九州地方知事会	C 対応不可	1 農村地域工業等導入促進法の対象となる「農村地域」については、農業者の就業機会が得られにくい地域について、特に工業などの導入促進を図るとする旨の趣旨に鑑み、 ・一定の財政力を有しており、相対的に国の財政支援を行う必要性が低い地域 ・既に工業などの集積が進み、農業者にとっても就業機会がある程度確保されている市 2 このような観点から、同法においては、原則として、人口10万人以下の市町村の全区域を対象としているところ。加えて、人口10万人から20万人までの地域については、人口増加率又は製造業等の就業率率が全国平均値よりも低い地域を例外的に対象地域に追加しているところである。 3 同法においては、市町村の全区域を対象としているところ、御指摘の「市の人口規模は合併前の旧市町村単位で適用することとした場合、市として既に一定の財政力を有していると考えられる区域までが同法の適用を受けることとなり、こうしたことは、条件が不利な農村地域に工業等を誘導するという法の趣旨からみて適切ではないと考えている。	提案県にあるA市は、市町村合併前には「農村地域」として工業などの導入促進を図ろうとしている区域であって、このA市と、同じく「農村地域」である町、村との合併によって人口20万人以上となったものである。よって20万人以上の実態は法の対象たる各「農村地域」の人口が合わさった結果にすぎない。 A市の財政力が合併により下がっていることは財政力指数の推移が示すとおりであり、また、合併前と同様に、人口増加率、製造業等の就業率とも全国平均値よりも低く、それぞれの数値は合併前より低く落ちている状態を示している。 法の趣旨は農業者の就業機会が得られにくい地域について特に工業などの導入促進を図ることにある。 A市のように「農村地域」と「農村地域」の合併による区域を単に人口要件を満たさなくなったとして法の対象外とするのではなく、それぞれの合併前の人口規模で法の適用を判断するなどの要件を緩和し、農村地域における農業と工業等の均衡ある発展を図っていくことが、「条件が不利な農村地域に工業等を誘導する」という法の趣旨に合致するものであると考える。			
243	農林業等活性化基盤整備計画の作成・変更する場合の都道府県知事への協議・同意の廃止	市町村が特定農山村法に基づき農林業等活性化基盤整備計画を作成・変更する場合の都道府県知事への協議・同意を廃止する。	【制度改正の必要性】 農林業等活性化基盤整備計画の作成・変更にあたって都道府県知事の同意が必要な事項は、農林業等活性化基盤整備促進事業の実施に関する事項と計画の一部分であり、本法自体が、市町村が中心となって地域の自主性を生かす農林業その他の事業の振興を図ることを目的とされている。市町村の基盤整備計画の策定について迅速化が図られることにより、その後の事業を早期に実施することが可能となる。 【懸念の解消】 本法令による義務付けによる調整以外での調整を行っていることとあり、本法令による義務付けの必要性がないと考える。	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条第8項		農林水産省、国土交通省、総務省	広島県	C 対応不可	農林業等基盤整備計画(基盤整備計画)は「農林業等活性化基盤整備促進事業(促進事業)の実施に関する事項」及び「農林業生産の基盤整備及び開発並びに産業振興に必要な公共施設の整備で促進事業に関連して実施されるものに関する事項」から構成されるが、基盤整備計画を作成又は変更しようとするときは、「促進事業の実施に関する事項」のみ、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならないとされている(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条第2項、第8項)。 このように、基盤整備計画の作成又は変更について、全体協議ではなく、部分協議としているのは、 1 市町村中心の地域の自主性を生かした農林業等の活性化を目的としているため、全てを協議対象とすることは適切でないこと 2 しかしながら、促進事業の実施に関する事項は、農地法の権利移動の許可制(農地法第3条、第4条及び第5条)の規定が適用除外される農林地所有権移転等促進事業の適切な実施を図るための本事業に係る事項(法第4条第4項)を定めることとなるので、農地法に基づく農地転用許可事務を行う都道府県知事の関与が必要であるなど、基盤整備計画の中でも特に重要なものであり、都道府県知事は、特に広域的な観点から調整を行う必要があること によるものである。 したがって、同法による都道府県知事への協議・同意の義務付けは存置する必要がある。	所有権移転等促進計画については、法第8条第4項により都道府県知事の承認手続が定められていることなどにより、広域的な観点からの調整を図ることができるため、基盤整備計画に係る都道府県の協議・同意は不要と考える。 (農地転用については、全市町村の3割弱、本県においてはすべての市町で事務処理特例条項により実施)			

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
771				C 対応不可	都市公園法第2条第1項第2号に規定するイ号公園については、一の都府県の区域を超えるような広域の見地から整備を行っている。仮に整備中のイ号公園の一部の供用区域の管理権限のみを移管した場合、既供用区域の追加整備を行う者と管理を行う者が異なり、多大な調整が必要となる。また、既供用区域と未供用区域にまたがる施設(上下水道等)の管理についても、事業主体が二者となることにより、維持補修や大規模更新における工事実施の調整を都度行うなど事務の効率化が損なわれ、円滑な事業実施に支障をきたす。したがって、一部が概成している国営公園について、当該部分を移譲するべきであるとの意見については、前回の回答のとおり、国営公園については、部分区域の供用をもってその部分の整備が概成するものではないことから、当該部分のみを移譲することは困難である。					
374				C 対応不可	平成の大合併は、人口減少・少子高齢化等の社会経済情勢の変化や地方分権の担い手となる基礎自治体によるさわしい行政基盤の確立を目的として、平成11年以来、全国的に市町村合併が積極的に推進されてきたところ、こうした趣旨に沿って、A市においても、周辺町村と合併したものを思料。 財政力指数は、農工法においては客観的な指標となっているわけではないが、ご指摘の通りA市の財政力指数は悪化傾向にある一方で、旧A市と合併した旧市町村の合併前の財政力指数は改善しており、上記合併の趣旨が達成されているものと資料。 農工法においては、 ・原則として10万人以下の市町村の全区域を対象とするともに、 ・人口10万人から20万人までの市町村については、例外的に人口増加率、製造業等の就業率を基準として法の適用の可否を判断しているところ。 このため、合併により20万人を超えたという事実のみをもって、法の対象から外れたと解釈するのではなく、今般の事業においては、A市のように、例外としての取扱いが無くなると解釈するべきである。 また、実施計画の策定主体が都道府県又は市町村となっているように、農業と工業の均衡ある発展は市町村内の一定の地域ではなく、土地利用のあり方を勘案し、当該地方公共団体全体で考えるべきものである。以上により、要件の緩和は困難である。	<平26> 6【国土交通省】 (13)農村地域工業等導入促進法(昭46法112)(厚生労働省、農林水産省及び経済産業省と共管) (ii)農村地域工業等導入促進法については、農村において雇用の確保等により所得を向上させるため、制度の活用が一層促進されるよう農村地域(2条1項)に係る人口要件(施行令3条)の緩和を含めて見直しを検討し、平成27年中に一定の結論を得る。 <平27> 6【国土交通省】 (15)農村地域工業等導入促進法(昭46法112)(厚生労働省、農林水産省及び経済産業省と共管)[再掲] 農村地域(2条1項)に係る人口要件(施行令3条)については、政令を改正し、平成28年度中に緩和する。	政令	平成28年3月31日公布、4月1日施行	農村地域工業等導入促進法施行令(昭和46年政令第280号)を改正し、農村地域から除かれる地域の要件について、合併市の区域にあっては、合併前の市町村の区域ごとに適用されることとした。	
243	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。			C 対応不可	農林業等基盤整備計画(基盤整備計画)のうち、農林業等活性化基盤整備促進事業(促進事業)の実施に関する事項については、農地法の権利移動の許可制(農地法第3条、第4条及び第5条)の規定が適用除外となる農林地所有権移転等促進事業の適切な実施を図るための本事業に係る事項を定めることとなるので、農地法に基づく農地転用許可事務を行う都道府県知事の関与が必要であるなど、基盤整備計画の中でも特に重要なものであり、都道府県知事が特に広域的な観点から調整を行う必要があることから、基盤整備計画を作成又は変更しようとするときには、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならないとされているところである(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条第2項、第8項)。 なお、所有権移転等促進計画に係る都道府県知事の承認(法第8条第4項)は、個々の農地転用等に係る所有権移転等に対する承認であるため、促進事業の実施に関する事項に係る特に広域的な観点からの調整に替えることのできるものではない。	6【国土交通省】 (15)特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平5法72)(総務省及び農林水産省と共管) 特定農山村地域である市町村が作成又は変更する農林業等活性化基盤整備計画に係る都道府県知事への同意を要する協議(4条8項)については、当該計画の内容のうち、農林地所有権移転等促進事業(2条3項3号)に係る事項以外の事項に関しては、同意を要しない協議とする。	法律	平成27年6月26日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第50号)	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
424	工業用水の用途拡大に関する規制緩和	経済産業省通達にて規定されている工業用水道からの雑用水の供給条件の緩和や手続の簡素化、工業用水道事業法で規定されている供給対象業種及び供給方法の拡大及び河川法で規定されている水利権の弾力的な運用を実現すること	【支障】工業用水の需要が漸減し、施設能力及水需要の乖離が拡大している中、工業用水及び雑用水の供給拡大を検討している工業用水道事業者にとっては、通達及び法に規定されている供給条件(供給区域、供給対象)や手続きが供給拡大の支障になっている。なお、具体的な支障例として想定されるものとしては次のようなものがある。 植物工場等への給水が工業用水では不可(植物工場は、日本標準産業分類上においては「農業」と定義されるため)。 工業用水は、工業用水道事業法第2条第3項で、導管による(製造業への)給水を定めていることから、船舶(タンカー)による国内外への輸送等に対応できない。 雑用水や大規模災害時の他用途利用(消防利水、飲用等生活用水への一時的な利用)等に伴う水利権上の制約(本来的には、雑用水等の供給は工業用水の目的外使用となるため弾力的な運用が必要)。 【制度改正の必要性】工業用水の未利用水を幅広く活用することは、工業用水道事業の経営改善のみならず、国内外の水資源に関する課題に対応できることから、農業用水、都市活動用水や海外での産業用水など、工業の垣根を越えた幅広い産業への活用や環境用水などの多様な水需要に対応できるよう、雑用水の供給要件緩和や手続きの簡素化、工業用水道事業法の適用範囲の拡大、水利権等の弾力的な運用といった規制緩和が必要である。	工業用水道事業法第2条 河川法第23条		経済産業省、 国土交通省	熊本県、福岡県	C 対応不可	河川法第23条に基づく流水の占用は、東京三田用水慣行水利権等確認請求事件判決(東京地裁S36、最高裁S44)、長野県高瀬川等水利許可処分等取消請求事件判決(最高裁S37)において、「ある特定目的のために、その目的を達成するのに必要な限度において、公共用物たる河川の流水を排他的・継続的に使用すること」とされている。 河川の流水は公共の資産であり、水利使用を許可できる河川の流水には限度があることから、河川の流水の有効かつ適正な利用の確保と、利水者間の円滑で円満な水利秩序を維持するため、流水の占有を行いたい場合は河川管理者からの許可が必要となっている。 ある特定目的を達成する以上に不要となった河川の流水を引き続き許可し続けることは、他に必要な水利使用の申請がなされた際に新たに許可を付与できないこととなり、望ましい水利秩序を乱すおそれがあることから、本要望については応じられない。	工業用水未利用水の雑用水への暫定的利用については、これまで国でも施策を実施していると認識しているが(※)、その対象範囲を広げることは、さらに水資源の有効活用に資するものと考えており、現在、経済産業省において工業用水の雑用水供給に係る制度改正等(供給条件の緩和等)を検討されており、水利権の弾力的な運用についてお願いしたい。 また、災害時の一時的な他用途利用(消防用水、飲用等生活用水等)については、国土審議会水資源開発分科会調査企画部会の「今後の水資源政策のあり方について(中間取りまとめ)」において「大規模災害時等危機時まで含めた水の確保」が必要とされている。実際の災害時に、関係機関が協力して迅速に対応するためには、事前の準備(協定の締結等)が必要であり、工業用水の許可水利権の範囲内で災害応急対策に活用することは、防災上非常に有益なことであることから、水利権の弾力的な運用を要望するものである。 なお、本県で運営している有明工業用水道事業は、水源確保のために参画した国の多目的ダム建設事業に伴う建設負担金が当初の4倍増(有明工業用水道事業費の9割)となったこと、当初予定していた工業用水を利用する企業の進出が進まず、結果として収入が伸びていないこと等、厳しい経営状況下にある。このように構造的な赤字体質の中で、経費削減や上水道への一部転用による事業規模適正化等の経営改善策を行っているが、依然、多額の赤字が発生し、経営を圧迫している。このような状況の中、本来の目的どおり、工業用水としての利用を踏まえつつ、未利用水について有効活用の観点から、雑用水としての利用等も含め、その努力を行っているところである。 ※ 国土交通省 第5回「気候変動等によるリスクを踏まえた総合的な水資源管理のあり方について」研究会 資料3「雑用水利用の現状と課題」参照	所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		
70	改良住宅の譲渡処分に必要な国の承認権限を都道府県へ移譲	①耐用年を経過した改良住宅の承認権限の移譲 公営住宅法施行令第12条に規定する耐用年を経過した改良住宅について、公営住宅法第44条第1項中「国土交通大臣」を「都道府県知事」に改める改正を行う。この改正により、国土交通大臣の承認権限を地方整備局長に委任している公営住宅施行規則第24条第3項の規定を削除する改正を行う。なお、改良住宅には、住宅地区改良法第29条第1項で公営住宅法第44条が準用される。 ②耐用年を経過した改良住宅への国の関与の確保 改良住宅等管理要領(昭和54年5月11日建設省住居発第6号)第16第9項(改良住宅の用途廃止に関する規定)のように、改良住宅の譲渡が完了したことの報告をもって国の関与があったものとする。	【制度改正の必要性】 草津市では、これまでのところ改良住宅の譲渡の実績がないことから本市における支障事例はないものの、まもなく耐用年を迎える改良住宅の譲渡に着手する予定である。 ただ、改良住宅の譲渡に向けての事前協議を滋賀県に申し入れてから国土交通大臣の改良住宅の譲渡の承認を得るまでに4か月から5か月を要するとする他市の事例を確認しており、4か月から5か月もの長期間の事務手続き中に、改良住宅の譲渡を受けようとする者の気が変わり、譲渡を受けることを取りやめしてしまうことを危惧している。 この危惧を解消する方法として、承認権限を国土交通大臣から都道府県知事に移すことにより、都道府県との事前協議から国土交通大臣の承認を得るまでの期間を短縮する方法が考えられる。 【制度改正の効果】 期間が短縮されれば、譲渡を受けようとする者が譲渡を受けることを取りやめるおそれが低減し、譲渡がより推進されやすくなる。 また、耐用年を過ぎた改良住宅は、補助事業の目的を一定果たしており、国の関与が弱められることに合理性があると考え。	住宅地区改良法第29条第1項、公営住宅法第44条第1項		国土交通省	草津市	C 対応不可	補助事業等による取得財産等の処分については、補助金適正化法第22条による財産処分の制限を受けている。同条の趣旨は、補助目的の完全達成を図るため、原則として交付行政庁の承認を受けずに、補助事業者等が補助目的に反する取得財産等の処分を禁止するものである。 一方、住宅地区改良法は、不良住宅が密集する地区の環境の整備改善を図り、健康で文化的な生活を営むに足る住宅の集団的建設を促進することを目的としており、改良住宅は当該政策目的のために、国の補助を受け、供給されるものである。住宅地区改良法第29条において準用することとされている公営住宅法第44条の規定については、上述の補助金適正化法第22条と同趣旨であると解されるところ。補助目的つまり住宅地区改良法の目的に反する処分であり、補助金適正化法第22条と同様に、交付行政庁(国土交通大臣)がその承認を行うべきであると考え。よって、当該承認権限を交付行政庁ではない都道府県知事に移譲することはできない。	「補助事業による取得財産たる改良住宅の譲渡処分を行うことは、補助目的つまり住宅地区改良法の目的に反する処分であり、補助金適正化法第22条と同様に、交付行政庁(国土交通大臣)がその承認を行うべき」とのことであるが、補助金適正化法施行令第14条第1項第2号で「補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合」には財産の処分の制限を適用しないこととされている。 他方、住宅地区改良法第29条第1項で準用される公営住宅法第44条第1項では、管理主体が改良住宅の譲渡をする場合は、改良住宅の耐用年限にかかわらず国土交通大臣の承認が必要であるものの、同条第3項の規定で、国土交通大臣が定める期間(耐用年限と同期間)を経過した改良住宅の用途廃止については、国土交通大臣の承認は不要となっている。 つまり、用途廃止をしたうえで、管理主体の判断で譲渡すれば、国土交通大臣の承認が不要となるも解されるが、同法に譲渡の手続きの規定があるにもかかわらず、用途廃止をして譲渡することは、同法の趣旨を逸脱し、採用することは困難であると考え。	関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。		
409	市(特別区を含む)が建築主事を設置する際の都道府県知事同意の廃止	建築基準法第4条第1項の市以外の市が建築主事を設置する際に必要な都道府県知事の同意を要する協議を、同意を要しない協議とする。あわせて、同法第97条の3の規定を廃止する。	建築・まちづくり行政は地域に身近な市町村が担っている。これまでの義務付け・格付けの見直しにより、市が都市計画決定する際の都道府県知事の同意は既に廃止されており、都市計画施設内の建築許可事務についても、規模に係わりなく都道府県知事から市長に移譲されている。 しかしながら、建築基準法第4条第3項には、いまだに知事同意の規定が残されており、市町村の主体的な取り組みを結果的に阻害している。このため、少なくとも市(特別区を含む)については、同法第4条の2の規定に基づき建築主事を設置する際の知事同意の規定を廃止していただきたい。 ちなみに、同法第97条の3に基づき確認権限を延べ面積1万㎡以下に制限された建築主事を設置している特別区では、市並みの建築主事の設置について東京都と意見を交わしてきた(都区のあり方検討委員会幹事会)。その中で、東京都側は、東京都市計画として既に一体的に整理がされており、各特別区の区域は、東京都市計画として既に一体的に整理がされており、各特別区において当該都市計画の内容に反する建築確認が行われることは有りえない。また、指定確認検査機関による確認検査が質・量ともに年々充実してきている状況も踏まえると、特別区に権限移譲しても過大な業務負担となることは考えづらい。特に、既存建築物を含めた地域の安全・安心といった特定行政庁業務については、延べ面積の如何に係らず、地元自治体である特別区が地域住民に対して責任を果たしていくしかない。知事同意の規定の廃止と併せ、同法第97条の3の規定も廃止することで、具体的な権限移譲が進捗するものと期待する。	建築基準法第4条第3項、同法第97条の3		国土交通省	特別区長会	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(平成22年6月22日閣議決定「地域主権戦略大綱」及び同閣議決定を受けた地方分権第2次一括法(平成23年法律第105号)における議論)において見直しを行わないという結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論においては、都道府県と市町村で要綱などを含め建築関係規定の運用全般について整合性を図る必要があること、本条項については平成11年の分権一括法により、同意付協議であることを明確にするため「同意」が追加されたこと等から、見直しを行わないこととなっている。 なお、ご指摘の都市計画法上の市が都市計画を決定する際の都道府県知事の同意においては、平成21年12月15日閣議決定(「地方分権改革推進計画」)において結論を得たものであり、同閣議決定を受けた平成23年の地方分権第1次一括法(平成23年法律第37号)による都市計画法改正以降、事情変更等は認められないと考えている。	本提案は、「個性を活かし自立した地方をつくるため、地方の声を踏まえつつ、社会経済情勢の変化に対応して、地方分権改革を着実に推進していく」として新たに導入された提案募集方式の趣旨に則り、特別区において検討した結果提出しているものである。			

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
424				C 対応不可	<p>○ 河川法第23条に基づく流水の占有は、東京三田用水慣行水利権等確認請求事件判決(東京地裁S36、最高裁S44)、長野県高瀬川等水利許可処分等取消請求事件判決(最高裁S37)において、「ある特定目的のために、その目的を達成するのに必要な限度において、公共用物たる河川の流水を排他的・継続的に使用すること」とされており、必要な限度以上の流水を引き続き占有することは認められない。</p> <p>○ なお、要望にあるように雑用水として使用したいのであれば、工業用水の水利権を減量し、新規に許可を取って頂きたい。</p> <p>○ その場合は、工業用水の許可申請に使用した河川環境の調査や取水施設等のデータを活用することで、簡素な手続にできる場合もある。</p>					
70	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。			D 現行規定により対応可能	ご提案の「耐用年数を経過した改良住宅」については、住宅地区改良法第29条第1項等の規定により用途廃止を行った上で、草津市のご判断で譲渡処分することは可能である。	6【国土交通省】 (10)住宅地区改良法(昭35法84) 耐用年数を経過した改良住宅の処分については、法29条1項において準用する公営住宅法(昭26法193)44条3項の規定により改良住宅の用途を廃止した上で、地方公共団体の判断により譲渡を行うことが可能であることを、地方公共団体に通知する。	通知	平成27年1月30日	耐用年数を経過した改良住宅の処分について(平成27年1月30日付け事務連絡)	
409	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。			C 対応不可	<p>○ 建築基準法(以下「法」という。)第4条第3項において協議・同意を必要としているのは、建築基準法の基準は建築物の安全等を確保するための最低の基準であることから、市町村の事務執行のための人的・物的体制が不十分な状態で建築主事が置かれ、不適正な事務執行が行われた場合、直ちに国民の生命等の保護に影響を与えるおそれがあることから、都道府県の建築行政の責任者である都道府県知事が市町村の事務執行が適正に行われることを確認し、同意することが不可欠であるためである。</p> <p>○ また、特別区については、一定の範囲内の事務について、法第97条の3に基づき協議・同意手続を経ずに建築主事を置くことができることとしているところである。なお、同条に関する提案については、全国知事会より事務配分の協議中であるため慎重な対応が求められているところ(提案事項397)である。</p> <p>○ 以上の状況を勘案すれば、現時点において、改正は困難と考える。</p>	6【国土交通省】 (1)建築基準法(昭25法201) (1)市町村(特別区を除く。)の建築主事の設置に係る都道府県知事への同意を要する協議(4条3項)については、同意を要しない協議とする。	法律	平成27年6月26日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第50号)	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
35	土地利用基本計画の策定義務の廃止	都道府県に対する土地利用基本計画の策定の義務付けを廃止する。	【制度改正の必要性】 土地利用基本計画は、五地域の範囲を示した地形図(以下「計画図」という)と土地利用の調整に関する事項を示したもの(以下「計画書」という)で構成されており、国土利用計画法(以下「法」という。)第9条第1項において、都道府県による策定が義務付けられている。この土地利用基本計画は、国土利用計画(全国計画及び県計画)を基本とするとしており、計画書はその内容を反映させているにすぎず、この点、国土利用計画があれば十分と言える。また、計画図については、個別規制法との一体性が確保されることが重要とされているが、実態としては、個別規制法による地域・区域に合わせたものにすぎないため、個別に計画図として作成する意義は乏しい。このため、全国的にも「後追い計画」との批判が多い。 なお、本県では、個別の土地開発事業等に関する具体的な土地利用については、要綱設置した土地利用に関する庁内の会議(愛知県土地対策会議)において、部局を跨って審議することにより、個別規正法の総合調整を図っており、土地利用基本計画によらず、個別規正法の総合調整機能を果たしている。 【支障事例】 以上のように、本県においては、土地利用基本計画を策定する意義は乏しいが、計画の策定及び変更、管理(審議会にかけると必要のない1ha未満の計画図変更についても、絶えず、個別規制法による諸計画に合わせて修正していかねばならず、修正件数は年間100件以上ある。)に当たり、多大な事務量が生じている。	国土利用計画法第9条第1項		国土交通省	愛知県	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(平成21年の地方分権改革推進委員会第3次勧告)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論においては、地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月7日)において、「私人の権利・義務に関わる行政処分」の直接的な根拠となる計画を策定する場合である等として、義務付け・枠付けの存置を許容する場合に該当するとの結論が得られている。	土地利用基本計画は、国土利用計画法第16条第1項第3号等の規定において、土地取引規制の直接的な根拠となりうるものであるが、規定上は「土地利用基本計画その他土地利用に関する計画」とされており、実質的には、個別規制法の土地利用に関する計画により規制している。 また、「国土利用計画法に基づく土地利用基本計画及び国土利用計画の運用指針」(平成25年3月22日)においても、「土地利用基本計画は規制措置を個別法に委ね、かつ、個別法には独自の地域指定要件があり、実質的には土地利用基本計画独自の視点での運用は困難である。このため、土地利用基本計画の最低限の機能は、①情報共有を通じた総合調整と②今後の土地利用に係る大所高所の視点からの問題提起を行う場であると整理した。」(P.3抜粋)とされており、実質的に、土地取引規制についても、個別規制法の土地利用に関する計画があれば足りるものと考えられ、土地利用基本計画が策定されなくても、土地取引規制に支障が生じることはないものと考えられる。 以上から、土地利用基本計画は、「私人の権利・義務に関わる行政処分の直接的な根拠」として必ず策定しなければならないものとは考えられないため、同計画の策定義務を廃止しても支障はないものとする。	土地利用基本計画の策定は都道府県の自主性に任せ、任意の計画とするべきである。		
176	土地利用基本計画の策定・変更に係る国土交通大臣への協議の意見聴取・報告への変更	国土利用計画法に基づき都道府県が土地利用基本計画を策定・変更する際に義務付けられている国土交通大臣への協議を廃止し、意見聴取・報告へ変更する。	【支障事例】 国土利用計画法に基づき、都道府県が土地利用基本計画を策定・変更する際に義務付けられている国土交通大臣への協議を行うことにより、計画策定・変更に時間を要している。 具体的には、現在の手続きフローである①市町村意見聴取→②国との事前調整→③審議会諮問→④国への協議を、①市町村意見聴取→②国への意見聴取(国意見の計画への反映)→③審議会諮問→④国への報告に変更することにより、2重の手続きが解消され約1か月間の期間短縮が図られる。 【制度改正の必要性】 国は、協議を行う理由として、個別規制法の地域・区域には、国の権限・関与に係るものが多く(都市計画に係る大臣協議、国立公園に係る大臣指定など)、予め調整が必要であることなどを挙げているが、都市計画法第18条の規定による都市計画決定時の市町村意見の聴取と同様に、大臣意見を聴取する制度とすれば調整は可能になる。また、審議会で意見が付された場合には、再度、国への意見聴取を行うことによって適切な計画の策定が可能であると考える。	国土利用計画法第9条第10項、14項	(参考資料) 鳥取県土地利用基本計画の変更にかかる手続き期間の事例	国土交通省	鳥取県、京都府、大阪府	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(平成23年の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による制度改正)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論においては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)により「同意付き協議」から「協議」に改正されており、これによって、「同一の個別具体的な行政目的の達成のために国・地方自治体にそれぞれ専ら担う権限が配分されているため、国との調整が不可欠である場合であって、私人の権利・義務に関わるもの」等の場合において許容される、同意を要しない協議とするとの結論が得られている。	現行の協議を意見聴取に変更することにより、不可欠とされる国との調整を図ることは可能であり、あわせて事務処理の効率化も実現すべき。 なお、地方分権改革推進委員会の第3次勧告においては、講ずべき措置として、「意見聴取を許容」とされており、第1次一括法による見直しでは不十分である。	土地利用基本計画の策定に当たっての国土交通大臣への協議を廃止し、意見聴取及び報告にするべきである。		
246	土地利用基本計画の策定・変更に係る国土交通大臣への協議の意見聴取への変更	国土利用計画法に基づき、都道府県が土地利用基本計画を策定・変更する際に義務付けられている国土交通大臣への協議を廃止し、意見聴取へ変更する。	【制度改正の必要性】 国への協議を行うことにより、計画策定・変更に時間を要する(H25計画変更時には、国への協議を行ってから回答を得るまでに約1か月を要した。)。協議を廃止して意見聴取に変更することにより、現在の処理手順(①市町村意見聴取→②国との事前調整→②審議会諮問→④国への協議)における④の廃止となり、約1か月間の期間短縮が図られる。 【懸念の解消】 国は、協議を行う理由として、個別規制法の地域・区域には、国の権限・関与に係るものが多く(都市計画に係る大臣協議、国立公園に係る大臣指定など)、あらかじめ調整が必要であることなどを挙げている。 事前調整が必要であることには異論はないが、都市計画決定等の事務が自治事務化され、用途地域等、都市計画決定の権限が移譲されるなど、土地利用基本計画の変更の中で最も件数が多い都市計画の分野で権限を有している関係市町との調整は意見聴取で対応していることから、同様に、国立公園・国立公園の指定等の権限を有する国との調整も意見聴取で担保できるものと考えられる。具体的には、意見照会を受けた国土交通省が、関係省庁に意見照会を行い、取りまとめ結果を都道府県に回答する制度を想定している。	国土利用計画法第9条第10項、第14項		国土交通省	広島県	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(平成23年の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による制度改正)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論においては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)により「同意付き協議」から「協議」に改正されており、これによって、「同一の個別具体的な行政目的の達成のために国・地方自治体にそれぞれ専ら担う権限が配分されているため、国との調整が不可欠である場合であって、私人の権利・義務に関わるもの」等の場合において許容される、同意を要しない協議とするとの結論が得られている。	地方分権改革推進委員会の第3次勧告においては、講ずべき措置として、「意見聴取を許容」とされており、これまでの見直しでは不十分である。 現行の協議を意見聴取に変更することにより、不可欠とされる国との調整を担保した上で、加えて事務処理の効率化を実現するべきと考える。	土地利用基本計画の策定に当たっての国土交通大臣への協議を廃止し、意見聴取及び報告にするべきである。		

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調整結果	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答	(平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
35				C 対応不可	国土利用計画法においては、「土地利用基本計画の作成」により総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的としており、土地利用基本計画は、各種の土地利用計画を相互に有機的に連携せしめることにより、総合的な土地利用計画体系の確立を図ることとしている。他方、土地利用の規制又は誘導に関する個別規制法による計画ないし規制は、本来的にそれぞれの立法趣旨を背景とした各個別の観点からの必要性に基づいて土地利用のあり方を定めるものであるため、個々の制度における調整規定により調整等を行っているものの、制度上は土地利用の基本方向を示す基本となるべき共通の部分を含んでおり、そのため、個別行政の枠を踏み越えた総合的な地域空間計画を一元的に再編成し、客観的な土地利用の可能性を評価する土地利用基本計画の策定が必要となる。 また、この総合調整機能に鑑み、土地取引規制の観点から、地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月7日)において、「私人の権利・義務に関わる行政処分の直接的な根拠となる計画を策定する場合」である等として、義務付け・枠付けの存置を許容する場合に該当するとの結論が得られたところ。 なお、都道府県の事務負担の軽減等の観点から、「国土利用計画法に基づく土地利用基本計画及び国土利用計画の運用指針」を平成25年3月22日付けで発出し、運用改善に努めている。	<平26> 6【国土交通省】 (14)国土利用計画法(昭49法92) (1)土地利用基本計画(9条)については、運用の実態を把握した上で論点を整理し、必要な措置を講ずる。  <平27> 6【国土交通省】 (16)国土利用計画法(昭49法92) 土地利用基本計画の策定及び変更に係る国土交通大臣に対する協議(9条)については、今後の経済社会情勢に即した土地利用基本計画制度の在り方の検討の状況及び都道府県の意向を踏まえ、廃止を含めた適切な在り方について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。  <平28> 6【国土交通省】 (14)国土利用計画法(昭49法92) 土地利用基本計画の策定及び変更に係る国への協議(9条)については、意見聴取とする。	法律	平成29年4月26日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成29年法律第25号)	
176				C 対応不可	土地利用基本計画は、個別規制法により、国、都道府県等がそれぞれの権限に基づき実施する各種土地利用に関する規制・権限につき、その縦割りを排し、都道府県が一括して総合的・即地的に調整する、いわば土地利用全体のマスタープランであり、国の土地利用に係る施策をも拘束するものである。このため、個別規制法の実施段階で一定の範囲で国との調整を行っている現状を踏まえると、土地利用基本計画の実効性の確保のためには、一方的に意見を聴くことと「意見聴取」では調整手続として不十分である。 また、土地利用が一度変更されると事後的に変更するのは非常に困難であり、国民の権利関係に大きな影響を与えるなどの支障が生じるものであることに鑑み、土地利用基本計画の策定に際し、国の政策との関係で調整を行う必要があることから、計画策定に先立ち、協議が必要である。 加えて、土地利用基本計画段階での国との調整は、異なる土地利用相互間でどのような土地利用が適当かを総合的な観点から協議するものであり、それぞれの個別規制法という特定の観点からの調整とは性格が異なる。さらに、土地利用基本計画策定段階で、国土交通大臣との協議を通じて国レベルにおける個別規制法所管省庁間との十分な総合的調整が行われることにより、個別規制法実施段階での所管省庁との調整の円滑化にも寄与する。 なお、土地利用基本計画の協議手続を経ることにより、個別規制法所管省庁以外の省庁への協議をワンストップで行うことで、都道府県における調整の事務負担の軽減を図ることが可能となっており、また、都道府県の事務負担の軽減等の観点から、「国土利用計画法に基づく土地利用基本計画及び国土利用計画の運用指針」を平成25年3月22日付けで発出し、協議の標準処理期間を策定するなど、運用改善に努めている。	6【国土交通省】 (14)国土利用計画法(昭49法92) (ii)土地利用基本計画の変更(9条10項及び14項)については、過去の国と都道府県との協議における国の指摘事項等、計画変更に当たって有益な情報を地方公共団体に提供するなど、国と都道府県の協議の円滑化を図る。	検討済、 書面による 情報提供	平成27年4月9日	平成27年4月に都道府県に対して、書面で 情報提供を行った。	
246				C 対応不可	土地利用基本計画は、個別規制法により、国、都道府県等がそれぞれの権限に基づき実施する各種土地利用に関する規制・権限につき、その縦割りを排し、都道府県が一括して総合的・即地的に調整する、いわば土地利用全体のマスタープランであり、国の土地利用に係る施策をも拘束するものである。このため、個別規制法の実施段階で一定の範囲で国との調整を行っている現状を踏まえると、土地利用基本計画の実効性の確保のためには、一方的に意見を聴くことと「意見聴取」では調整手続として不十分である。 また、土地利用が一度変更されると事後的に変更するのは非常に困難であり、国民の権利関係に大きな影響を与えるなどの支障が生じるものであることに鑑み、土地利用基本計画の策定に際し、国の政策との関係で調整を行う必要があることから、計画策定に先立ち、協議が必要である。 加えて、土地利用基本計画段階での国との調整は、異なる土地利用相互間でどのような土地利用が適当かを総合的な観点から協議するものであり、それぞれの個別規制法という特定の観点からの調整とは性格が異なる。さらに、土地利用基本計画策定段階で、国土交通大臣との協議を通じて国レベルにおける個別規制法所管省庁間との十分な総合的調整が行われることにより、個別規制法実施段階での所管省庁との調整の円滑化にも寄与する。 なお、土地利用基本計画の協議手続を経ることにより、個別規制法所管省庁以外の省庁への協議をワンストップで行うことで、都道府県における調整の事務負担の軽減を図ることが可能となっており、また、都道府県の事務負担の軽減等の観点から、「国土利用計画法に基づく土地利用基本計画及び国土利用計画の運用指針」を平成25年3月22日付けで発出し、協議の標準処理期間を策定するなど、運用改善に努めている。	[再掲] 6【国土交通省】 (14)国土利用計画法(昭49法92) (ii)土地利用基本計画の変更(9条10項及び14項)については、過去の国と都道府県との協議における国の指摘事項等、計画変更に当たって有益な情報を地方公共団体に提供するなど、国と都道府県の協議の円滑化を図る。	検討済、 書面による 情報提供	平成27年4月9日	平成27年4月に都道府県に対して、書面で 情報提供を行った。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
718	都道府県の土地利用基本計画の変更に係る国土交通大臣への協議の事後報告への変更	国土利用計画法に基づき都道府県が土地利用基本計画(計画図)を変更する際に義務付けられている国土交通大臣への協議を廃止し、事後報告へ変更する。	【制度改正の必要性】 国土利用計画法第9条第14項の規定により、都道府県が策定する土地利用基本計画の変更のうち、計画図の変更(都市計画見直しに伴う都市地域の拡大又は縮小、農業的土地利用を図る必要がなくなったことによる農業地域の縮小(市街化区域編入)、農業振興事業の実施に伴う農業地域の拡大、林地開発に伴う森林地域の縮小、自然環境保全に伴う自然保全地域の拡大等)は、国と協議を要することとされている。 土地利用基本計画は、都道府県レベルの土地利用調整等に関して都道府県が策定しているもので、また、計画図の変更案件については、各個別規制法において、事前に国の関係機関との調整を終了している。さらに、知事の附属機関である栃木県国土利用計画審議会において、多方面からの意見聴取を行っており、国との協議自体が形式的なものとなっていることが多いため、協議事項ではなく、簡易な資料による事後報告事項とするべきである。 【支障事例】 計画図変更に伴う国との協議は、年1、2回であるが、案件毎に提出書類(※)を作成しなければならず、事務負担軽減の観点からも、協議事項ではなく、事後報告事項とするべきである。なお、今後は、メガソーラー事業に伴う森林地域の縮小案件の大幅な増加が予想される(平成26年度は、森林地域の縮小案件5件のうち、3件がメガソーラー事業に伴うものであり、平成27年度は、20件程度が予想される)。 (※)提出書類:変更内容総括表、変更地域別概要、変更区域図(縮尺5万分の1)、変更区域図(縮尺10万分の1)、市町村・国土利用計画審議会への意見聴取の結果	国土利用計画法第9条第14項		国土交通省	栃木県	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(平成23年の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による制度改正)において結論が出ていると承知している。なお、過去の議論においては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)により「同意付き協議」から「協議」に改正されており、これによって、「同一の個別具体的な行政目的の達成のために国・地方自治体にそれぞれ専ら担う権限が配分されているため、国との調整が不可欠である場合であって、私人の権利・義務に関わるもの」等の場合において許容される、同意を要しない協議とするとの結論が得られている。	計画図の変更案件は、各個別規制法において、事前に国の関係機関との調整を終了しているため、計画図変更の協議は、実質的に各個別規正法の手続きと重複した手続きとなっていることが多く、そのため、形式的なものとなっている。 また、土地利用基本計画は、都道府県が土地利用調整等に関して必要な事項を策定しているもので、さらに、知事の附属機関である都道府県国土利用計画審議会において、多方面からの審議を行い変更されるものである。このように、計画図の変更案件については、各個別規制法による国の関係機関との事前調整や都道府県国土利用計画審議会での審議を経ていることから、「国との調整が不可欠である」とは言い難いため、各個別規正法の手続きとの重複を避け、事務処理の簡素化・迅速化を図る上でも、協議事項ではなく、事後報告事項とするべきである。	補足資料	国土利用基本計画の策定に当たっての国土交通大臣への協議を廃止し、意見聴取及び報告にすべきである。	補足資料
820	土地利用基本計画の変更に係る国土交通大臣への協議の報告への変更	都道府県が土地利用基本計画を変更する場合に必要なとされる、都道府県から国土交通大臣への協議について、その実態を踏まえて「報告」へ変更することを求める。	【制度改正の経緯】 土地利用基本計画を定める場合には、あらかじめ国土交通大臣に協議することとなっている。当該協議は、第1次一括法(平成23年5月2日公布)において、「同意を要する協議」から「同意を要しない協議」に改正されたが、改正後も協議が必要である。 【支障事例】 この協議期間として、運用指針において事前協議の標準処理期間は4週間、本協議は2週間を目途としているところ、平成25年度の事前協議には35日、本協議には20日を要しており、迅速化が図られていない。 また、土地利用基本計画の策定・変更にあたっては、事前に農振法や森林法等の個別規制法を所管する県の担当課から各省庁に内容を協議し、その協議結果を受けて土地利用基本計画を策定・変更している。これは、土地利用基本計画が、農振法や森林法等の諸計画に対する上位計画として位置づけられているためであり、例えば地域森林計画の変更を行う場合、森林法第6条第5項により農林水産大臣に協議することとなっているが、この協議内容は、実質的に土地利用基本計画の変更内容と同内容であることから、これに重ねて国土利用計画の変更時に再度、法定協議として国土交通省を通じて協議しなくてよいのではないかと考えている。 【制度改正の必要性】 国土利用計画(都道府県計画)を変更する場合と同様、土地利用基本計画を変更する場合についても、協議から報告に変更することで、より迅速な農振法や森林法等の個別規制法にかかる事務執行や県民への公表が可能となる。なお、国土利用計画の策定は任意とされているが、土地利用基本計画は国土利用計画を基本とするとされ、制度上、国土利用計画の策定が前提となっている。	国土利用計画法第9条第10項		国土交通省	兵庫県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(平成23年の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による制度改正)において結論が出ていると承知している。なお、過去の議論においては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)により「同意付き協議」から「協議」に改正されており、これによって、「同一の個別具体的な行政目的の達成のために国・地方自治体にそれぞれ専ら担う権限が配分されているため、国との調整が不可欠である場合であって、私人の権利・義務に関わるもの」等の場合において許容される、同意を要しない協議とするとの結論が得られている。	・そもそも同意を要しない協議にどのような合理性があるのかが不明である。 ・第1次一括法(平成23年5月2日公布)において、「同意を要する協議」から「同意を要しない協議」に改正されたが、この「同意を要しない協議」においても、実態的には事務処理に相当の期間を要している。	補足資料	国土利用基本計画の策定に当たっての国土交通大臣への協議を廃止し、意見聴取及び報告にすべきである。	補足資料
967	土地利用基本計画の策定・変更に係る国土交通大臣への協議の意見聴取への変更	国土利用計画法に基づき、都道府県が土地利用基本計画を策定・変更する際に義務付けられている国土交通大臣への協議を廃止し、意見聴取へ変更する。	【制度改正の必要性】 国への協議を行うことにより、計画策定・変更に時間を要する(広島県では、H25計画変更時には、国への協議を行ってから回答を得るまでに約1か月を要した。)。協議を廃止して意見聴取に変更することにより、現在の処理手順(①市町村意見聴取→②国との事前調整→③審議会諮問→④国への協議)における④の廃止となり、約1か月間の期間短縮が図られる。 【懸念の解消】 国は、協議を行う理由として、個別規制法の地域・区域には、国の権限・関与に係るものが多く(都市計画に係る大臣協議、国立公園に係る大臣指定など)、あらかじめ調整が必要であることなどを挙げている。 事前調整が必要であることには異論ないが、都市計画決定等の事務が自治事務化され、用途地域等、都市計画決定の権限が移譲されるなど、土地利用基本計画の変更の中で最も件数が多い都市計画の分野で権限を有している関係市町村との調整は意見聴取で対応していることから、同様に、国立公園・国定公園の指定等の権限を有する国との調整も意見聴取で担保できるものと考えられる。具体的には、意見照会を受けた国土交通省が、関係省庁に意見照会を行い、取りまとめ結果を都道府県に回答する制度を想定している。	国土利用計画法第9条第10項、第14項		国土交通省	中国地方知事会	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(平成23年の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による制度改正)において結論が出ていると承知している。なお、過去の議論においては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)により「同意付き協議」から「協議」に改正されており、これによって、「同一の個別具体的な行政目的の達成のために国・地方自治体にそれぞれ専ら担う権限が配分されているため、国との調整が不可欠である場合であって、私人の権利・義務に関わるもの」等の場合において許容される、同意を要しない協議とするとの結論が得られている。	地方分権改革推進委員会の第3次勧告においては、講ずべき措置として、「意見聴取を許容」とされており、これまでの見直しでは不十分である。現行の協議を意見聴取に変更することにより、不可欠とされる国との調整を担保した上で、加えて事務処理の効率化を実現するべきと考える。	補足資料	国土利用基本計画の策定に当たっての国土交通大臣への協議を廃止し、意見聴取及び報告にすべきである。	補足資料

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記		対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答	措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定		
718				C 対応不可	土地利用基本計画は、個別規制法により、国、都道府県等がそれぞれの権限に基づき実施する各種土地利用に関する規制・権限につき、その縦割りを排し、都道府県が一括して総合的・即地的に調整する。いわば土地利用全体のマスタープランであり、国の土地利用に係る施策をも拘束するものである。 このため、個別規制法の実施段階で一定の範囲で国との調整を行っている現状を踏まると、土地利用基本計画の実効性の確保のためには、一方的に意見を聴くことと「意見聴取」では調整手続として不十分である。 また、土地利用が一度変更されると事後的に変更するのは非常に困難であり、国民の権利関係に大きな影響を与えるなどの支障が生じるものであることに鑑み、土地利用基本計画の策定に際し、国の政策との関係で調整を行う必要があることから、計画策定に先立ち、協議が必要である。 加えて、土地利用基本計画段階での国との調整は、異なる土地利用相互間でどのような土地利用が適当かを総合的な観点から協議するものであり、それぞれの個別規制法という特定の観点からの調整とは性格が異なる。さらに、土地利用基本計画策定段階で、国土交通大臣との協議を通じて国レベルにおける個別規制法所管省庁間との十分な総合的調整が行われることにより、個別規制法実施段階での所管省庁との調整の円滑化にも寄与する。 なお、土地利用基本計画の協議手続を経ることにより、個別規制法所管省庁以外の省庁への協議をワンストップで行うことで、都道府県における調整の事務負担の軽減を図ることが可能となっており、また、都道府県の事務負担の軽減等の観点から、「国土利用計画法に基づく土地利用基本計画及び国土利用計画の運用指針」を平成25年3月22日付けで発出し、協議の標準処理期間を策定するなど、運用改善に努めている。	[再掲] 6(国土交通省) (14)国土利用計画法(昭49法92) (ii)土地利用基本計画の変更(9条10項及び14項)については、過去の国と都道府県との協議における国の指摘事項等、計画変更に当たって有益な情報を地方公共団体に提供するなど、国と都道府県の協議の円滑化を図る。	検討済、 書面による 情報提供	平成27年4月9日	平成27年4月に都道府県に対して、書面で 情報提供を行った。		
820				C 対応不可	土地利用基本計画は、個別規制法により、国、都道府県等がそれぞれの権限に基づき実施する各種土地利用に関する規制・権限につき、その縦割りを排し、都道府県が一括して総合的・即地的に調整する。いわば土地利用全体のマスタープランであり、国の土地利用に係る施策をも拘束するものである。 このため、個別規制法の実施段階で一定の範囲で国との調整を行っている現状を踏まると、土地利用基本計画の実効性の確保のためには、一方的に意見を聴くことと「意見聴取」では調整手続として不十分である。 また、土地利用が一度変更されると事後的に変更するのは非常に困難であり、国民の権利関係に大きな影響を与えるなどの支障が生じるものであることに鑑み、土地利用基本計画の策定に際し、国の政策との関係で調整を行う必要があることから、計画策定に先立ち、協議が必要である。 加えて、土地利用基本計画段階での国との調整は、異なる土地利用相互間でどのような土地利用が適当かを総合的な観点から協議するものであり、それぞれの個別規制法という特定の観点からの調整とは性格が異なる。さらに、土地利用基本計画策定段階で、国土交通大臣との協議を通じて国レベルにおける個別規制法所管省庁間との十分な総合的調整が行われることにより、個別規制法実施段階での所管省庁との調整の円滑化にも寄与する。 なお、土地利用基本計画の協議手続を経ることにより、個別規制法所管省庁以外の省庁への協議をワンストップで行うことで、都道府県における調整の事務負担の軽減を図ることが可能となっており、また、都道府県の事務負担の軽減等の観点から、「国土利用計画法に基づく土地利用基本計画及び国土利用計画の運用指針」を平成25年3月22日付けで発出し、協議の標準処理期間を策定するなど、運用改善に努めている。	[再掲] 6(国土交通省) (14)国土利用計画法(昭49法92) (ii)土地利用基本計画の変更(9条10項及び14項)については、過去の国と都道府県との協議における国の指摘事項等、計画変更に当たって有益な情報を地方公共団体に提供するなど、国と都道府県の協議の円滑化を図る。	検討済、 書面による 情報提供	平成27年4月9日	平成27年4月に都道府県に対して、書面で 情報提供を行った。		
967				C 対応不可	土地利用基本計画は、個別規制法により、国、都道府県等がそれぞれの権限に基づき実施する各種土地利用に関する規制・権限につき、その縦割りを排し、都道府県が一括して総合的・即地的に調整する。いわば土地利用全体のマスタープランであり、国の土地利用に係る施策をも拘束するものである。 このため、個別規制法の実施段階で一定の範囲で国との調整を行っている現状を踏まると、土地利用基本計画の実効性の確保のためには、一方的に意見を聴くことと「意見聴取」では調整手続として不十分である。 また、土地利用が一度変更されると事後的に変更するのは非常に困難であり、国民の権利関係に大きな影響を与えるなどの支障が生じるものであることに鑑み、土地利用基本計画の策定に際し、国の政策との関係で調整を行う必要があることから、計画策定に先立ち、協議が必要である。 加えて、土地利用基本計画段階での国との調整は、異なる土地利用相互間でどのような土地利用が適当かを総合的な観点から協議するものであり、それぞれの個別規制法という特定の観点からの調整とは性格が異なる。さらに、土地利用基本計画策定段階で、国土交通大臣との協議を通じて国レベルにおける個別規制法所管省庁間との十分な総合的調整が行われることにより、個別規制法実施段階での所管省庁との調整の円滑化にも寄与する。 なお、土地利用基本計画の協議手続を経ることにより、個別規制法所管省庁以外の省庁への協議をワンストップで行うことで、都道府県における調整の事務負担の軽減を図ることが可能となっており、また、都道府県の事務負担の軽減等の観点から、「国土利用計画法に基づく土地利用基本計画及び国土利用計画の運用指針」を平成25年3月22日付けで発出し、協議の標準処理期間を策定するなど、運用改善に努めている。	[再掲] 6(国土交通省) (14)国土利用計画法(昭49法92) (ii)土地利用基本計画の変更(9条10項及び14項)については、過去の国と都道府県との協議における国の指摘事項等、計画変更に当たって有益な情報を地方公共団体に提供するなど、国と都道府県の協議の円滑化を図る。	検討済、 書面による 情報提供	平成27年4月9日	平成27年4月に都道府県に対して、書面で 情報提供を行った。		

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
36	土地利用審査委員 の任命・解任に係る議 会の同意の廃止	実情に即した審議会運営 を行うため、都道府県知事 が行う土地利用審査委員 の任命・解任に当たっ て、都道府県の議会の同 意を不要とする。	【制度改正の必要性】 土地利用審査会については、私人の土地取引を規制する権限を有し、国民 の財産権の制約に關してきわめて大きな影響力を持つため、その任命・解任 については都道府県の議会の同意が必要とされている。しかしながら、実際 に、土地取引に關して都道府県知事の許可が必要となる規制区域について は、制度創設以後、指定された区域は存在せず、議会同意を必要とする理由 はない。また、国土利用計画法と関連の深い、都市計画法に基づく「開発審 査委員会」などにおいて、議会同意が義務付けられていないことと比べると、 他の審議会との均衡を失っている。 【現行制度の支障事例】 議会同意に係る事務手続きは5カ月程度要し、長期間の事務処理負担を強 いられる上、任期途中で欠員が生じた場合、議会同意の制約により迅速な任 命・解任が困難なため、審査会において適切な土地利用目的の審査ができ ず、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。	国土利用計画法 第39条第4項、第7 項		国土交通省	愛知県	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(平成25年「義務付け・枠付けの第4次見直し」の議 論)において結論が出ていると承知している。 土地利用審査会は、開発審査会と異なり、私人の土地取引を規制する権限を有し ており、国民の財産権の制約に關してきわめて大きな影響力を持つことから、その 委員の任命等に際しては都道府県の議会の同意が必要とされているものである。 また、開発審査会の主な事務は、都道府県知事等が行った開発許可の処分に対 する審査請求の裁決であり、土地の区画形質の変更等の事実行為を規制するもの であるのに対して、土地利用審査会の主な事務は、規制区域の指定の確認等を行 うものであり、同区域内における土地取引契約という法律行為に規制をかけるもの つまり土地所有の内容とある処分権に規制をかけるものであるという点において大 きく異なる。 一方、委員の選任について議会の同意を要する機関には、土地利用審査会のほ か、公安委員会、教育委員会、収用委員会などがある。このうち土地利用審査会と 同様に土地に関する権利を取り扱う収用委員会は、財産権に対する大きな影響を 与える権限を担うことから、その委員の選任には議会の同意を必要としている。 土地収用においては、収用委員会の裁決に先立って、国土交通大臣又は都道府 県知事が事業認定を行うこととされており、事業者の事業を遂行する意思・能力、土 地を収用する公益上の必要性など事業の適格性を判断するとともに、収用の対象と なる土地が特定される。その上で収用委員会は、裁決申請の対象となる土地が事 業認定を受けた事業の対象区域に含まれるか否か、補償額や権利取得の時期が 適正か否かを判断するものである。 これに対して、土地利用審査会は、規制区域の指定等についての確認(確認が得 られなければ指定の効力は失われる。)や規制区域における土地取引等の許可申 請に対する不許可処分について不服申立てがあった場合の裁決、監視区域の指定 や監視区域内の報告への意見申出などを行うものである。 収用委員会が都道府県知事の事業認定後、事業区域内のうち決裁申請された個 別具体の事業にその権限を有しているのに対し、土地利用審査会は、個別具体の 事業に権限を有していることに加え、区域指定に関する権限も有している。 以上のような土地利用審査会の権限に鑑みれば、土地利用審査会の委員任命に あたって議会同意をなくすことは、きわめて困難である。	土地利用審査会は、公安委員会、教育委員会、収用委員会等の行政委員会とは 異なり、附属機関である。 制度創設以来、指定されたことがない規制区域を除けば、主な役割は、都道府県 知事が監視区域の指定や土地取引の届出についての勧告をするなどの場合に意見 を述べることである。 規制区域についても、都道府県知事が区域の指定をする際に審査会の確認が必要 であったり、不許可処分に係る審査請求の裁決を行うなどの役割を担うこととなる が、裁決については、国土交通大臣に再審査請求もできることから、これらをもって 財産権の制約に大きな権限を有するものではない。 このため、土地利用審査会は他の附属機関と異なるものではないことから、委員の 任命・解任に係る議会の同意を不要としても支障ないものと考えられる。			
81	区域区分に関する都 市計画の決定権限に 係る市町村への移譲	都市計画法第15条第1項 第2号を削除し、区域区分 に関する都市計画は市町 村が定めるものとする	【制度改正の必要性】 現在、少子高齢化や財源状況の悪化など、多くの問題が全国的に表面化し、 基礎自治体が疲弊している状況である。 そのようななか、総務省の地域力創造グループでは、本格的な地方分権改 革の時代のなかで、地域の元気を創造し活性化するための施策を実施して いるが、自立した地域を目指すためには、基礎自治体の判断で土地利用の 誘導を行うことも必要である。 都市計画法による区域区分は、高度経済成長期における人口増加という社 会情勢のなかで設定されたもので、現在の時代とは大きな隔たりがあり、区 域区分制度を画一的に適用する合理性はなくなっている。 また、その決定については、都道府県が行うことになっており、基礎自治体が 独自のまちづくりを行ううえでの阻害要因となっている。 もちろん無秩序な開発等は抑制しなければならないが、土地利用の誘導を基 礎自治体が行うことができるような体制にすることで、地域特性を活かした独 自のまちづくりを展開することが可能となり、地域の活性化につながるものと 考える。 そのため、地域に密着した土地利用に関する各種の規制については、基礎 自治体の責任において主体的な取り組みを行うことが必要であると考え、都 市計画法第15条の改正を求める。 【制度改正によって生じる懸念に対する方策】 区域区分に関する都市計画を決定するにあたり、周辺市町との調整を図る 機関が必要であると考え、関係する首長や有識者等で構成する広域調 整協議会等を設立し、広域的な調整を図りたいと考えている。	都市計画法第15条 第1項第2号		国土交通省	松前町	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しに ついて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地域主権戦略大綱」(平成 22年6月22日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が 出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおり と考える。 区域区分は、一の市町村の区域を越えて指定される都市計画区域 全体を対象として、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (都市計画区域マスタープラン)に基づき、市街地の拡大可能性や公 共施設の整備状況、緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮等 を即地的に総合勘案して定められるものであることに鑑みて、都市計 画区域の指定主体である都道府県が広域的な観点から定めることと されているところであり、都道府県が定めることが適切である。	基礎自治体の都市計画マスタープランは、都市計画区域マスタープランに 即したものになっているため、区域区分については地域の実情を勘案しなが ら基礎自治体において定めることが適切であると考えている。 他にも類似の提案がされており、「元気で豊かな地方の創生」を目指すため には、議論の段階で基礎自治体の意向を反映することを望む。	地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえれば、 区域区分に関する都市計画は都道府県又は指定都 市の権限とするべきである。		
82	区域区分に関する都 市計画の決定権限に 係る市への移譲	区域区分に関する都市計 画の決定については、県 が定めることとなっている が、この権限について市へ の移譲を希望するもので ある。	【制度改正の必要性】 区域区分は、都市計画区域の無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を 図るために必要な種々の都市計画を定める根幹となるものであることから、 本来は地域の実情及び課題を熟知した上で都市の将来像を描くことができ なければ、適切に決定又は変更をすることは困難と思われる。 また、超高齢社会を迎えようとする中で、都市間競争の激化が想定されて おり、根幹的な都市計画こそ、基礎自治体である市が、自らの理想と責任にお いて定められるようにすることで、基礎自治体各々が知恵を出し、魅力的な 都市を創造することができるのではないかと考える。 よって、区域区分決定に係る権限について、市への移譲を希望するものであ る。 【制度改正によって生じる懸念に対する方策】 なお、県のマスタープランとして、都市計画区域の整備、開発及び保全の方 針があり、区域区分はもちろんのこと、市の定める都市計画はこれと整合を 図る必要があることから、もし市が区域区分の決定権限を有しても、広域的 な見地は担保されるものと思われる。	都市計画法第15 条第1項		国土交通省	新座市	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しに ついて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地域主権戦略大綱」(平成 22年6月22日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が 出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおり と考える。 区域区分は、一の市町村の区域を越えて指定される都市計画区域 全体を対象として、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (都市計画区域マスタープラン)に基づき、市街地の拡大可能性や公 共施設の整備状況、緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮等 を即地的に総合勘案して定められるものであることに鑑みて、都市計 画区域の指定主体である都道府県が広域的な観点から定めることと されているところであり、都道府県が定めることが適切である。	地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえれば、 区域区分に関する都市計画は都道府県又は指定都 市の権限とするべきである。			

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
36				C 対応不可	土地利用審査会の委員について、議会の同意を得て任命されることとされている趣旨については前回お示ししたとおりである。 規制区域制度については、これまで指定実績はないが、国民の財産権の制約に関して極めて大きな影響を与えるものであり、土地利用審査会の権限に鑑みれば、土地利用審査会の委員任命に当たって議会同意をなくすことは困難であると考ええる。 今後とも、委員任期の延長や審査会開催方法の簡易化などの事務負担軽減や、土地利用審査会の活用に関する情報共有が図られるよう、きめ細かに相談等に対応してまいりたい。	6【国土交通省】 (14)国土利用計画法(昭49法92) (iii)土地利用審査会(39条10項)については、委員任期の延長や審査会開催方法の簡素化など事務負担の軽減について、地方公共団体に情報提供を行う。	情報提供	随時実施	土地利用審査会の委員任期や開催方法等について、自治体向けに配布する基礎資料集や全都道府県・政令市を構成員とする土地対策全国連絡協議会の場等を活用して情報提供している。併せて、自治体からの問い合わせに適宜対応している。	引き続き、基礎資料集や土地対策連絡協議会の場等を活用して情報提供するとともに、問い合わせに対応して参りたい。
81	【全国市長会】 都市計画区域が一の市域内で完結する市等で希望する自治体に移譲するなど、提案団体の意見を十分に尊重されたい。  【全国町村会】 今回の所管省からの回答は過去の勧告で結論が出ているので「対応不可」というものだが、今回の「提案募集方式」の趣旨は委員会勧告に替わる新たな手法として、地方の発意に根ざした取り組みを推進し、地方分権改革に関する提案を広く募集してその実現に向けて検討を行うというものであり、こうした趣旨を踏まえられ、提案どおり前向きな検討をお願いしたい。			C 対応不可	前回回答のとおり。 現行制度においても、市町村は都道府県の定める都市計画の案の内容となるべき事項を申し出ることができることとされていること(法第15条の2第1項)、都道府県が都市計画決定する際には関係市町村の意見を聴くこととされていること(法第18条第1項)など、市町村の意向を反映させる機会を法律上も担保しており、都市計画運用指針においても「都道府県が都市計画を決定するときは、市町村との十分な連携・調整を図るべきであり、特に市町村から案の申し出がある場合には、当該案の熟度や地域の実情等を十分に踏まえ適切に都市計画を決定することが望ましい」との考え方を示しているところ。このほか実際の運用においても、市町村と都道府県が常日頃情報交換しながら都市全体の在り方を考えて制度を活用することが望ましいと考える。法の趣旨、手続及び上記指針を踏まえつつ、県と十分に連携・調整しながらより良い制度運用の在り方を検討されたい。					
82	【全国市長会】 都市計画区域が一の市域内で完結する市等で希望する自治体に移譲するなど、提案団体の意見を十分に尊重されたい。			C 対応不可	提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答で納得いただいたものと考えている。					

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
658	区域区分等に関する都市計画の決定権限に係る市への移譲	現在都道府県が処理している区域区分等に関する都市計画の決定の権限を、市に移譲する。	【制度改正の経緯】平成22年6月22日閣議決定「地域主権戦略大綱」に基づき、第2次一括法により都市計画法第87条の2が改正され、区域区分及び都市再開発方針等に関する都市計画決定権が都道府県から指定都市に移譲された。また、平成25年12月20日閣議決定「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」に基づき、第4次一括法により都市計画法第87条の2が改正され、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画決定権が都道府県から指定都市に移譲された。 【支障事例】首都圏中央連絡自動車道(圏央道)の高尾山インター―相模原愛川インター間の開通に伴い東名高速道路、中央自動車道及び関越自動車道をつなぐ新しい大動脈ができる。また、八王子西インター近くの約172ヘクタールについて、物流拠点として整備を進めている。このインターを含めた一団の土地は市街化調整区域に定められており、今後、市街化区域に編入をする予定である。このように、八王子市を取り巻く交通環境は大きな転換期を迎えたとともに、郊外の都市基盤施設も大きく変わった。これからは、地域の実情に合わせたきめ細やかな都市計画の変更が急務となる。 【制度改正の必要性】上記の社会・経済活動の背景を踏まえて、土地利用のコントロールの基となる市町村都市計画マスタープランを定めている市に対して、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに区域区分について決定する権限を移譲することで、従来から処理している事務と一体的かつ総合的に行うことが可能となる。また、迅速な都市計画行政及び基礎自治体として地域の特質を活かした土地利用の誘導等が可能になる。 【懸念の解消策】懸念は特になし。	都市計画法第15条第1項、第87条の2第1項		国土交通省	八王子市	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地域主権戦略大綱」(平成22年6月22日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 区域区分は、一の市町村の区域を越えて指定される都市計画区域全体を対象として、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)に基づき、市街地の拡大可能性や公共施設の整備状況、緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮等を即地的に総合勘案して定められるものであることに鑑みて、都市計画区域の指定主体である都道府県が広域的な観点から定めることとされているところ。 この点、指定都市については、都道府県に準じた都市計画決定権限の行使を通じて、都市計画区域全体を総合的に勘案して区域区分を定める事務執行能力が高いことから、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第105号。第2次分権一括法。)において、区域区分に関する都市計画決定権限を指定都市に移譲したところであり、指定都市以外の市町村における区域区分については、引き続き都道府県が定めることが適切である。		指定都市に移譲できる理由である「区域区分を定める事務執行能力が高い」という点は、地域の実情に応じたきめ細かな都市計画決定ができる市に広域的な観点から求められる場合には、必要に応じて都道府県と連絡調整を行い事務を進めることで問題が解決できるため、市においても対応が可能と史料する。	地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえれば、区域区分に関する都市計画は都道府県又は指定都市の権限とするべきである。	
839	区域区分に関する都市計画の決定権限に係る市町村への移譲	区域区分に関する都市計画決定権限を市町村へ移譲する。 現在、都市計画法第15条第1項に基づき都道府県が区域区分の指定を行っている。これを市町村が主体性をもって地域の実情に合わせた運用ができるように所要の措置を求めます。	【本町の可能性】本町は、県都水戸市の南に位置しており、北関東自動車道、東関東自動車道の2本の高速道路及び3つのインターチェンジといった高規格道路網の整備を中心に優れた都市的機能を有し、さらに大洗港やひたちなか港、そして平成22年3月に開港した茨城空港など、陸、海、空の交通アクセスに恵まれたポテンシャルの高い町として、県央地域の重要な地位を占めつつあります。 【制度改革の必要性】高度成長期につくられてきた市街化区域や用途地域の指定が現在、産業の振興や活性化を図る上でのひとつの障壁になっています。近年の社会経済情勢下で徐々に増加している空き地などの土地活用が円滑に進まず、土地を有効に活かすことができなくなっています。都市計画法第15条第1項の定めにより町に区域区分の決定権がないため、土地の取得希望者が現れても用途指定があるために期待する目的に使用できない、町内に定住を希望する者がいても家を建てられないため町外に出ることを黙認しているほかないという問題があります。かつて、効果的利用と乱開発の防止を目的として定められ有効に機能していた制度が、時代背景が180度変わった今日ではむしろまちづくりや土地活用上の大きな足かせになっているのが現実です。これは紛れもなく町にとつての大きな損失です。 【制度改革の効果】貴重な公共資産である土地の活用を適正かつ円滑に行いながら、地域の活性化を図る土地政策を行うことが可能になる。 【まとめ】 については、本町の市街化区域指定や用途地域指定の見直し、又は廃止について大幅な規制緩和を要望いたします。	都市計画法第15条第1項	別紙あり 安倍首相は地方活性化や人口減少対策のため設置する「地方創生本部」(仮称)において、今後、政策の推進に全力を挙げる考えを示している。	国土交通省	茨城町	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地域主権戦略大綱」(平成22年6月22日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 区域区分は、一の市町村の区域を越えて指定される都市計画区域全体を対象として、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)に基づき、市街地の拡大可能性や公共施設の整備状況、緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮等を即地的に総合勘案して定められるものであることに鑑みて、都市計画区域の指定主体である都道府県が広域的な観点から定めることとされているところであり、都道府県が定めることが適切である。	経済成長時代につくられた法律の基本形は、現状の地方の社会経済情勢にはそぐわなくなっている。特に人口減少に悩まされている市町村においては、できるだけ職種を緩和し、有効な土地利用が可能な制度に速やかな改正をお願いしたい。現状のままであれば、ますます遊休地が増え、人口減少が加速することになりかねない。土地利用(特に宅地の用途指定)の制約が厳しければ厳しい程、地方はますます疲弊の方向に向かわざるを得なくなると感じている。地方の深刻な実情を勘案して、是非、再検討していただくよう要望します。	地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえれば、区域区分に関する都市計画は都道府県又は指定都市の権限とするべきである。		
875	区域区分に関する都市計画の決定権限に係る市町村への移譲	都市計画法第15条を改正し、区域区分に関する都市計画について、都道府県決定を市町村決定にする。	【現行制度の支障事例】少子高齢化や人口減少が予測される中で、21世紀の市町村単位での生き残りをかけ、緊急的に各種施策を取り組む必要がある。その手法の一つである土地の有効活用を実施する際、都市計画の区域区分の権限については都道府県がもっているため、手続き処理や同じ都市計画区域内の市町との調整等に多大な時間を要することになる。 また、区域区分等の変更をする際、市町村の政策と都道府県の政策の方向性に差がある場合、市町村の独自色が発揮できない。 ただし、都道府県と協議をすることは必要と考える。  【制度改正による効果】この区域区分の決定(変更)について、市町村が権限をもつことにより、地域の個性や魅力を兼ね添えた政策展開が機動的に実施可能となる。	都市計画法15条		国土交通省	近江八幡市	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地域主権戦略大綱」(平成22年6月22日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 区域区分は、一の市町村の区域を越えて指定される都市計画区域全体を対象として、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)に基づき、市街地の拡大可能性や公共施設の整備状況、緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮等を即地的に総合勘案して定められるものであることに鑑みて、都市計画区域の指定主体である都道府県が広域的な観点から定めることとされているところであり、都道府県が定めることが適切である。	「地域主権戦略大綱」の基礎自治体への権限移譲の基本的な考え方の中で、「住民に最も身近な行政主体である基礎自治体に事務事業を優先的に配分し、基礎自治体が地域における行政の主体的かつ総合的な実施の役割を担えるようにすることが必要不可欠である。」と記されている。 第1次回答では、過去の議論とのことであるが、「区域区分については「国の利害に重大な関係がある政令で定める都市計画」と位置づけられていることから、基礎自治体への移譲事務の議論がなされていないのではないかと。また、「国の利害に重大な関係があること」の定義について、示していただきたい。 更に、区域区分が一の市町村の区域を越えて指定される広域都市計画区域となっていることから、基礎自治体の主体性が発揮できないことに繋がっている。市町村合併が行われたことから、市においては単独で、町村においては広域の都市計画区域とするなど、都市計画区域の再編についても検討いただきたい。 上記の要望が実現できれば、「義務付け・枠付けの第4次見直し」によって行われた、都市計画基礎調査実施要領の見直しも更なる意味を成してくると思われ、人口減少や少子高齢化など社会構造の激しい変化が起こっている激動の変革期の課題に、適切に対応し発展し続ける基礎自治体となることができる。	地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえれば、区域区分に関する都市計画は都道府県又は指定都市の権限とするべきである。		

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
658	【全国市長会】 都市計画区域が一の市域内で完結する市等で希望する自治体に移譲するなど、提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	前回答のとおり。 なお、指定都市は、人口・産業及びそれに伴う都市的土地利用・公共施設整備が極めて集中しており、都道府県に準じた都市計画決定権限の行使を通じて、都市計画区域全体を総合的に勘案して区域区分を定める事務執行能力が極めて高いことから「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第105号。第2次分権一括法。)において、区域区分に関する都市計画決定権限を指定都市に移譲したところであり、指定都市以外の市町村における区域区分については、引き続き都道府県が定めることが適切である。 現行制度においても、市町村は都道府県の定める都市計画の案の内容となるべき事項を申し出ることができることとされていること(法第15条の2第1項)、都道府県が都市計画決定する際には関係市町村の意見を聴くこととなっていること(法第18条第1項)など、市町村の意向を反映させる機会は法律上も担保しており、都市計画運用指針においても「都道府県が都市計画を決定するときは、市町村との十分な連携・調整を図るべきであり、特に市町村から案の申し出がある場合には、当該案の熟度や地域の実情等を十分に踏まえ適切に都市計画を決定することが望ましい」との考え方を示しているところ、実際の運用においても、市町村と都道府県が常日頃情報交換しながら都市全体の在り方を考えて制度を活用することが望ましいと考える。法の趣旨、手続及び上記指針を踏まえつつ、都と十分に連携・調整しながらより良い制度運用の在り方を検討されたい。						
839	【全国市長会】 都市計画区域が一の市域内で完結する市等で希望する自治体に移譲するなど、提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	前回答のとおり。 なお、用途地域に関する都市計画については、第2次分権一括法施行後は全て市町村決定となっており、また、従来から市町村が決定主体である地区計画と用途地域を適切に組み合わせて活用することにより、地域の実情等に応じた独自のきめ細かな土地利用を実現することが可能となる。 現行制度においても、市町村は都道府県の定める都市計画の案の内容となるべき事項を申し出ることができることとされていること(法第15条の2第1項)、都道府県が都市計画決定する際には関係市町村の意見を聴くこととなっていること(法第18条第1項)など、市町村の意向を反映させる機会は法律上も担保しており、都市計画運用指針においても「都道府県が都市計画を決定するときは、市町村との十分な連携・調整を図るべきであり、特に市町村から案の申し出がある場合には、当該案の熟度や地域の実情等を十分に踏まえ適切に都市計画を決定することが望ましい」との考え方を示しているところ、実際の運用においても、市町村と都道府県が常日頃情報交換しながら都市全体の在り方を考えて制度を活用することが望ましいと考える。法の趣旨、手続及び上記指針を踏まえつつ、県と十分に連携・調整しながらより良い制度運用の在り方を検討されたい。						
875	【全国市長会】 都市計画区域が一の市域内で完結する市等で希望する自治体に移譲するなど、提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	前回答のとおり。 なお、都市計画区域は、地域の自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量等に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域について指定されるものであり、必ずしも行政区域単位でとらえるのではなく現実の市街地の広がり等も考慮した上で指定されるものである。 現行制度においても、市町村は都道府県の定める都市計画の案の内容となるべき事項を申し出ることができることとされていること(法第15条の2第1項)、都道府県が都市計画決定する際には関係市町村の意見を聴くこととなっていること(法第18条第1項)など、市町村の意向を反映させる機会は法律上も担保しており、都市計画運用指針においても「都道府県が都市計画を決定するときは、市町村との十分な連携・調整を図るべきであり、特に市町村から案の申し出がある場合には、当該案の熟度や地域の実情等を十分に踏まえ適切に都市計画を決定することが望ましい」との考え方を示しているところ、実際の運用においても、市町村と都道府県が常日頃情報交換しながら都市全体の在り方を考えて制度を活用することが望ましいと考える。法の趣旨、手続及び上記指針を踏まえつつ、県と十分に連携・調整しながらより良い制度運用の在り方を検討されたい。						

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
171	一般国道(指定区間外)及び一級河川(指定区間)に関する都市計画決定に係る国の同意協議の廃止	都道府県が定める都市計画のうち、国土交通大臣協議～同意(都市計画法18条3項)が必要なものについては、「国の利害に重大な関係がある都市計画」として、都市計画法施行令12条に明記されている。 (都市計画区域の整備、開発及び保全の方針・区域区分・高速自動車国道・一般国道・一級河川等)  このうち、一般国道(指定区間外)・一級河川(指定区間)については、国土交通大臣協議～同意手続きの廃止を提案するもの。	【具体的な支障事例】 都市計画法に基づく国土交通大臣協議～同意(以下「国協議～同意」という。)については、本県においても、過去に多数の国協議～同意を必要とする案件があったが、国から直轄事業との整合性の観点で構設計に対して反対意見が出された等の要因により、いずれも協議が長期化し、中には開始から半年以上を要したケースもある。これにより、事業着手や供用が遅れるといった支障が生じている。 【過去の検討経緯を踏まえた制度改革の必要性】 当該協議については、「義務付け・枠付けの第4次見直し」の検討の際に、既上記と同様の理由により地方から国に対して廃止の提案がなされたが、当該提案に対して国は、「国の利害に重大な関係がある都市計画であり、国協議～同意の廃止は困難」であるとの見解を示した。ただし、国において地方の意見を踏まえ、手続きの迅速化のために「義務付け・枠付けの第4次見直し(平成25年7月24日付都市局長通知)」(以下「標準処理期間通知」という。)において、標準処理期間(事前協議60日間、法定協議30日間)を設定していただいたところである。 これに対し本県としては、「国の利害に重大な関係がある」という国の見解について、具体的にどのようなものを想定しているのか不明確であるため、当該見解を理由に廃止しないことについて承服できないこと、標準処理期間通知以後、国協議～同意の案件があったが、国から協議時期が遅いという指摘を受け、その遅延理由を問われ続けたことにより、事前協議前の下協議に半年程度を要す結果となるなど、手続きの迅速化に繋がっていないこと、「一般国道(指定区間外)」及び「一級河川(指定区間)」(以下これらを「協議不要希望施設」という。)については、都道府県が整備や管理を主体的に行っており、個別法(道路法等)において同様の審査が行われていることから、国協議～同意を廃止しても国との利害の調整は担保され得るものと考えていることから、協議不要希望施設に係る国の関与を廃止することを提案する。 これにより、県民の悲願である高速道路ネットワークの早期供用や、県民の安全安心のための県土の強靱化に向けた取組の促進が可能となる。	都市計画法第18条第3項、都市計画法施行令12条第4号イ及びロ	別紙あり	国土交通省	鳥取県・京都府・大阪府・徳島県	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直し」について)(平成25年3月12日閣議決定)、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 指定区間外国道を含む一般国道は、全国的な幹線道路網を構成し、政令でその路線が指定されており、また、原則、国土交通大臣が新設又は改築を行うこととされており、国の利害に重大な関係がある都市計画である。 また、一級河川は、国土保全上及び国民経済上特に重要な水系で政令で指定されており、原則、国土交通大臣が管理を行うこととされており、国の利害に重大な関係がある都市計画である。 このため、国の利害との調整を図る観点から、国土交通大臣の協議、同意を廃止することは困難である。 なお、一般国道及び一級河川に関する都市計画については、国の政策との整合性を確保する必要があるとの観点から、地方分権委員会第3次勧告においても、存置を許容するとの結論が得られているものである。	一般国道(指定区間外)・一級河川(指定区間)は国ではなく、県が主体的に整備・管理をしており、実質的に県管理道路・河川と相違なく、極力関与は不要とすべき。 仮に国の利害に重大な関係があったとしても、個別法(道路法等)において国の審査が行われることから、利害調整を担保することは可能であり、同意協議を廃止しても支障はない。			
965	一般国道(指定区間外)及び一級河川(指定区間)に関する都市計画決定に係る国の同意協議の廃止	都道府県が定める都市計画のうち、国土交通大臣協議～同意(都市計画法18条3項)が必要なものについては、「国の利害に重大な関係がある都市計画」として、都市計画法施行令12条に明記されている。 (都市計画区域の整備、開発及び保全の方針・区域区分・高速自動車国道・一般国道・一級河川等) このうち、一般国道(指定区間外)・一級河川(指定区間)については、国土交通大臣協議～同意手続きの廃止を提案するもの。	【具体的な支障事例】 都市計画法に基づく国土交通大臣協議～同意(以下「国協議～同意」という。)については、本県においても、過去に多数の国協議～同意を必要とする案件があったが、国から直轄事業との整合性の観点で構設計に対して反対意見が出された等の要因により、いずれも協議が長期化し、中には開始から半年以上を要したケースもある。これにより、事業着手や供用が遅れるといった支障が生じている。 【過去の検討経緯を踏まえた制度改革の必要性】 当該協議については、「義務付け・枠付けの第4次見直し」の検討の際に、既上記と同様の理由により地方から国に対して廃止の提案がなされたが、当該提案に対して国は、「国の利害に重大な関係がある都市計画であり、国協議～同意の廃止は困難」であるとの見解を示した。ただし、国において地方の意見を踏まえ、手続きの迅速化のために「義務付け・枠付けの第4次見直し(平成25年7月24日付都市局長通知)」(以下「標準処理期間通知」という。)において、標準処理期間(事前協議60日間、法定協議30日間)を設定していただいたところである。 これに対し中国地方知事会としては、国の利害に重大な関係がある」という国の見解について、具体的にどのようなものを想定しているのか不明確であるため、当該見解を理由に廃止しないことについて承服できないこと、標準処理期間通知以後、国協議～同意の案件があったが、国から協議時期が遅いという指摘を受け、その遅延理由を問われ続けたことにより、事前協議前の下協議に半年程度を要す結果となるなど、手続きの迅速化に繋がっていないこと、「一般国道(指定区間外)」及び「一級河川(指定区間)」(以下これらを「協議不要希望施設」という。)については、都道府県が整備や管理を主体的に行っており、個別法(道路法等)において同様の審査が行われていることから、国協議～同意を廃止しても国との利害の調整は担保され得るものと考えていることから、協議不要希望施設に係る国の関与を廃止することを提案する。 これにより、県民の悲願である高速道路ネットワークの早期供用や、県民の安全安心のための県土の強靱化に向けた取組の促進が可能となる。	都市計画法第18条第3項、都市計画法施行令12条第4号イ及びロ		国土交通省	中国地方知事会	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直し」について)(平成25年3月12日閣議決定)、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 指定区間外国道を含む一般国道は、全国的な幹線道路網を構成し、政令でその路線が指定されており、また、原則、国土交通大臣が新設又は改築を行うこととされており、国の利害に重大な関係がある都市計画である。 また、一級河川は、国土保全上及び国民経済上特に重要な水系で政令で指定されており、原則、国土交通大臣が管理を行うこととされており、国の利害に重大な関係がある都市計画である。 このため、国の利害との調整を図る観点から、国土交通大臣の協議、同意を廃止することは困難である。 なお、一般国道及び一級河川に関する都市計画については、国の政策との整合性を確保する必要があるとの観点から、地方分権委員会第3次勧告においても、存置を許容するとの結論が得られているものである。	一般国道(指定区間外)・一級河川(指定区間)は国ではなく、県が主体的に整備・管理をしており、実質的に県管理道路・河川と相違なく、極力関与は不要とすべき。 仮に国の利害に重大な関係があったとしても、個別法(道路法等)において国の審査が行われることから、利害調整を担保することは可能であり、同意協議を廃止しても支障はない。			
704	指定区間外の国道に関する都市計画決定等に係る国への同意協議の廃止	都市計画法では、都道府県が管理する指定区間外国道に関する都市計画決定(変更)について、国土交通大臣の協議同意が定められているが、事前相談を含め、相当に時間を要している現状から、同意等の手続きを廃止すべきである。	【規制緩和の必要性】 都市計画法第18条第3項において、都道府県は、国の利害に重大な関係がある政令で定める都市計画を決定又は変更するときは、国土交通大臣の同意協議が必要とされ、同法施行令第12条において、一般国道に関する都市計画についても、国の利害に重大な関係があるものと規定されている。しかし、一般国道に関する都市計画については、国の利害に影響を及ぼさないと考えられる事業であっても、法に基づき国土交通大臣に協議が必要とされているところであり、事前相談を含め、相当に時間を要している現状から、同意等の手続きを廃止すべきである。(国との同意協議を要しないと考えられる事業及びその理由は別紙のとおり)  【県管理国道に係る同意協議の事務の実績】 平成10年度から平成21年度:7件 申請書提出から同意までに要した期間は平均して約1か月半であるが、申請前には下協議等があり、それらの協議には数ヶ月要する場合もあった。	都市計画法第18条第3項、同法施行令第12条	(都市局追記) 参考資料あり	国土交通省	鹿児島県	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直し」について)(平成25年3月12日閣議決定)、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 指定区間外国道を含む一般国道は、全国的な幹線道路網を構成し、政令でその路線が指定されており、また、原則、国土交通大臣が新設又は改築を行うこととされており、国の利害に重大な関係がある都市計画である。 また、一級河川は、国土保全上及び国民経済上特に重要な水系で政令で指定されており、原則、国土交通大臣が管理を行うこととされており、国の利害に重大な関係がある都市計画である。 このため、国の利害との調整を図る観点から、国土交通大臣の協議、同意を廃止することは困難である。 なお、一般国道に関する都市計画については、国の政策との整合性を確保する必要があるとの観点から、地方分権委員会第3次勧告においても、存置を許容するとの結論が得られているものである。	1 都市計画道路の決定箇所が指定区間外国道のみで構成される場合又は指定区間外国道及び県道で構成される場合の協議について 道路法第12条により「国道の新設又は改築は、国土交通大臣が行う」とされているが、「道路法の一部を改正する法律(昭和39年7月9日法律第163号)」の附則第3項により「当分の間、一般国道(法律改正前の一般国道の区間以外の一般国道)の新設・改築は都道府県又は政令市が行うことができる」とされ、指定区間外国道については、県が維持管理や改築を行っている。 また、「指定区間外国道を含む一般国道は、全国的な幹線道路網を構成し」しているとしているが、当県の種子島及び奄美大島にある国道58号は、島内において他の国道と直接に接続していないところである。 以上の実態を踏まえれば、都市計画道路の決定箇所が指定区間外国道のみ(特に種子島・奄美大島における国道58号の場合)又は指定区間外国道及び県道で構成されている場合、国の利害関係が重大であるとまでは言えないのではないか。(別紙「1」参照) なお、国土交通大臣への同意等の手続きを廃止しても、国道の新設・改築の内容、状況等については、国庫補助に係る国との協議があることから、国の政策との整合性を図ることは可能であると考える。 2 都市計画道路の変更箇所が指定区間外国道又は県道の場合の協議について 変更箇所が指定区間外国道の場合については、1と同様の理由により、国の利害関係が重大であるとまでは言えないのではないか。 また、一般国道及び県道で構成される都市計画道路において、変更箇所が県道である場合は、一般国道に関する都市計画の変更ではないため、国の利害関係がより重大であるとまでは言えないと考えられることから、国との同意協議は廃止すべきと考える。(別紙「2」参照)			

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
171				C 対応不可	前回答のとおり。 なお、個別法において、事業内容、事業区域等について個々に調整しているものの、都市の健全な発展や良好な都市空間の形成などのため、例えば国道等の機能により広域的に波及する影響を勘案して適切かつ必要な規模・配置がなされているか、ネットワークとして適切に機能するか、周辺の土地利用との整合が図られ周辺環境に十分な配慮がなされているか等の観点から都市計画案の協議、同意が必須とされており、実際その中で指摘をするケースもある。こうしたことから、一般国道及び一級河川に関する都市計画については国の利害に重大な関係がある都市計画であり、協議、同意は必要。					
965				C 対応不可	前回答のとおり。 なお、個別法において、施設の整備・管理等に関する固有の内容について個々に国との調整は行われるが、都市計画決定の段階で、例えば国道では広域的に波及する影響を勘案して適切かつ必要な規模・配置となっているか、ネットワークとして適切に機能するか、周辺の土地利用との整合が図られ周辺環境に十分な配慮がなされているか等の観点からの検討が必要であり、当該検討に基づく計画内容の調整のため、国の利害に重大な関係がある都市計画については協議・同意が必要である。					
704				C 対応不可	前回答のとおり。 なお、個別法において、施設の整備・管理等に関する固有の内容について個々に国との調整は行われるが、都市計画決定の段階で、例えば国道では広域的に波及する影響を勘案して適切かつ必要な規模・配置となっているか、ネットワークとして適切に機能するか、周辺の土地利用との整合が図られ周辺環境に十分な配慮がなされているか等の観点からの検討が必要であり、当該検討に基づく計画内容の調整のため、国の利害に重大な関係がある都市計画については協議・同意が必要である。					

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
175	区域区分に関する都市計画決定に係る国の同意協議の廃止	都市計画法に基づき都道府県が区域区分を決定・変更する際の国土交通大臣への同意協議を廃止する。	【具体的な支障事例】都市計画法に基づく国土交通大臣協議～同意(以下「国協議～同意」という。))については、本県においても、過去に多数の国協議～同意を必要とする案件があったが、いずれも協議が長期化し、区域区分に関する協議においては、開始から2年以上を要したケースもある。 【過去の検討経緯を踏まえた制度改正の必要性】当該協議については、「義務付け・枠付けの第4次見直し」の検討の際に、既に上記と同様の理由により地方から国に対して廃止の提案がなされたが、当該提案に対して国は、「国の利害に重大な関係がある都市計画であり、国協議～同意の廃止は困難」であるとの見解を示した。ただし、国において地方の意見を踏まえ、手続きの迅速化のために「義務付け・枠付けの第4次見直し(平成25年7月24日付都市局長通知)」(以下「標準処理期間通知」という。))において、標準処理期間(事前協議60日間、法定協議30日間)を設定していただいたところである。 これに対し本県としては、「国の利害に重大な関係がある」という国の見解について、具体的にどのようなものを想定しているのか不明確であるため、当該見解を理由に廃止しないことについて承服できないこと、当該協議～同意を廃止したとしても、国土形成全国計画を基本とした広域地方計画(国土形成計画法)において今後10年間の国土形成に関する方針が定められているため、これに基づき、都道府県の責任で国土形成上の観点での調整は可能と考えること、さらに、都道府県内部で農政部局との調整を行うため、都市的土地利用と農地保全との調整も可能と考えることから、地域の実情に応じたまちづくりを自らの判断で迅速に進めるために、区域区分に係る国土交通大臣への同意協議を廃止して頂きたい。	都市計画法第18条第3項、都市計画法施行令第12条第4号イ及びロ	別紙あり	国土交通省	鳥取県・大阪府・徳島県	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直し」について)(平成25年3月12日閣議決定)、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていと承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 国の利害に重大な関係がある都市計画(都市計画法施行令第14条)については、国土交通大臣の同意付き協議により、国の利害との調整を行っているところ。区域区分(線引き)に関する都市計画を定める際の国土交通大臣の同意に当たっては農林水産大臣と協議を行うこととされ、協議が調った市街化区域内においては農地転用が届出のみで可能となる等都市的土地利用と農地保全との連携を確保する一体的な枠組みが確保されてきたところ。農地法を改正することなく、都市計画法のみで対応した場合、農業振興地域であるか否かに関わらず、市街化区域内において、届出のみで転用できる農地と転用に許可を要する農地が併存し得ることとなり、住民等に多大な混乱をもたらすおそれがあり、また、現在の枠組みによって確保されている都市政策と農地・農業政策との連携・一体性が損なわれることになる。	意見	補足資料	意見	補足資料
249	区域区分等に関する都市計画決定に係る国の同意協議の廃止	都市計画法に基づき都道府県が区域区分に関する都市計画(区域区分を定める都市計画区域マスタープランを含む。)を決定・変更する際の国土交通大臣への同意協議を廃止する。	【制度改正の必要性】区域区分に関する都市計画の決定(変更)については、国土交通大臣の同意が法定されているが、この同意にあたっては、法第23条の規定により、関係大臣に対する協議、意見聴取(農林漁業との調整など)が義務付けられており、この協議に関して都道府県及び指定都市が行う事前調整事務に多大な時間を要している(事前協議を含めて約2年を要した事例あり。予定していた都市計画審議会へ諮ることができなかった。)。都市計画手続の簡素化を図り、地域の実情に対応したまちづくりを自らの判断で効果的かつ迅速に進めるために、同意協議を廃止することが必要である。 【懸念の解消】国は「国土交通大臣が農林水産大臣との協議により都市計画的土地利用と農地保全を調整する仕組の保持が必要」としているが、都道府県内部で農政部局との調整を行うことで、都市的土地利用と農地保全との調整は十分行うことができる。	都市計画法施行令第12条第1号及び第2号		国土交通省	広島県	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直し」について)(平成25年3月12日閣議決定)、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていと承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 国の利害に重大な関係がある都市計画(都市計画法施行令第14条)については、国土交通大臣の同意付き協議により、国の利害との調整を行っているところ。区域区分(線引き)に関する都市計画を定める際の国土交通大臣の同意に当たっては農林水産大臣と協議を行うこととされ、協議が調った市街化区域内においては農地転用が届出のみで可能となる等都市的土地利用と農地保全との連携を確保する一体的な枠組みが確保されてきたところ。農地法を改正することなく、都市計画法のみで対応した場合、農業振興地域であるか否かに関わらず、市街化区域内において、届出のみで転用できる農地と転用に許可を要する農地が併存し得ることとなり、住民等に多大な混乱をもたらすおそれがあり、また、現在の枠組みによって確保されている都市政策と農地・農業政策との連携・一体性が損なわれることになる。	意見	補足資料	意見	補足資料
599	「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「区域区分」に関する都市計画決定に係る国の同意協議の廃止	都道府県が決定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、及び「区域区分」の大臣同意の廃止	【制度改正の必要性】都道府県が決定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、及び「区域区分」は、一律に大臣同意が求められているが、大臣同意に5～7ヶ月の期間を要し、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や「区域区分」に即して作成される市町村都市計画の策定や、計画に基づく整備事業に遅れを生じさせている。 【廃止を求める理由】「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、具体的な都市施設、市街地開発等にかかる都市計画の上位計画であるため、概括的な記述が多く、国の利害に具体的に重大な関係がある内容とは考えにくい。 また、「区域区分」に関しても、市街化調整区域の一部を市街化区域にする等の軽微な変更が大多数であり、国の利害に重大な関係があるとは考えにくい。そのため、これらの都市計画が必ずしも「国の利害に重大な関係がある都市計画」とはいえないことから、大臣同意の廃止を求める。	都市計画法第18条第3項		国土交通省	京都府・大阪府・徳島県・鳥取県	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直し」について)(平成25年3月12日閣議決定)、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていと承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 国の利害に重大な関係がある都市計画(都市計画法施行令第14条)については、国土交通大臣の同意付き協議により、国の利害との調整を行っているところ。そのうち、例えば、区域区分に関する都市計画を定める際の国土交通大臣の同意に当たっては農林水産大臣と協議を行うこととされ、協議が調った市街化区域内においては農地転用が届出のみで可能となる等都市的土地利用と農地保全との連携を確保する一体的な枠組みが確保されてきたところ。農地法を改正することなく、都市計画法のみで対応した場合、農業振興地域であるか否かに関わらず、市街化区域内において、届出のみで転用できる農地と転用に許可を要する農地が併存し得ることとなり、住民等に多大な混乱をもたらすおそれがあり、また、現在の枠組みによって確保されている都市政策と農地・農業政策との連携・一体性が損なわれることになる。このほか、国の政策上の観点から特別に定められた都市計画や国が新設する都市施設に係る都市計画については、国の政策との整合性を確保する必要があるとの観点から、地方分権委員会第3次勧告においても、同意を要する協議の存置を許容するとの結論が得られているものである。	意見	補足資料	意見	補足資料

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調整結果	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答	※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)抜粋 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
175				C 対応不可	区域区分は、無秩序な市街地の拡大による環境悪化の防止、計画的な公共施設整備による良好な市街地の形成、都市近郊の優良な農地との健全な調和、市街地における良好な環境の確保等、都市計画制度の根幹をなすものである。このため、市街化区域に編入されることにより、国の直轄事業その他の公共投資の集中的実施の必要性、国が設置する施設への影響、国の食糧政策等農地・農業政策との調整等国の利害との調整を図る観点から国土交通大臣は協議を行い同意をすることとされており、同意にあたっては、人口及び産業の動向、市街地の拡大状況等からみて適切に区域区分が実施されていること、国土形成計画、社会資本整備重点計画等に適合すること、国による道路、河川、公園、空港等の設置及び管理、国としての農地の保全、産業活動の効率化、公害の防止、自然環境の保全、公衆衛生の確保等の観点から国の施策に支障を生じないよう適切に定められていること等を協議の中で判断している。この中で、国土交通大臣の同意に当たっては農林水産大臣と協議を行うこととされ、協議が調った市街化区域内においては農地転用が届出のみで可能となる等都市的土地利用と農地保全との連携を確保する一体的な枠組みが確保されてきたところ。農地法を改正することなく、都市計画法のみで対応した場合、農業振興地域であるか否かに関わらず、市街化区域内において、届出のみで転用できる農地と転用に許可を要する農地が併存し得ることとなり、住民等に多大な混乱をもたらすおそれがあり、また、現在の枠組みによって確保されている都市政策と農地・農業政策との連携・一体性が損なわれることになる。こうしたことから、区域区分に関する都市計画を定める際に、決定主体である都道府県において県内の関係部局間で協議することはもちろん、前述の観点から協議、同意は必要である。	(平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋) 6【国土交通省】 (7)都市計画法(昭43法100) 国土交通大臣が区域区分(7条1項)に関する都市計画を定め、若しくはその決定若しくは変更へ同意しようとするとき、又は都道府県が区域区分に関する都市計画を定めようとするとき(国土交通大臣の同意を要するときを除く。)における農林水産大臣に対する協議(23条1項)については、市街化区域となる区域が農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)(農振法)8条2項1号)と重複する場合等に限り、その対象範囲を見直す。 なお、上記の措置に伴い、農地法(昭27法229)、農振法等において所要の見直しを行うこととする。	法律、政令、省令	平成28年4月1日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第50号)	
249				C 対応不可	区域区分は、無秩序な市街地の拡大による環境悪化の防止、計画的な公共施設整備による良好な市街地の形成、都市近郊の優良な農地との健全な調和、市街地における良好な環境の確保等、都市計画制度の根幹をなすものである。このため、市街化区域に編入されることにより、国の直轄事業その他の公共投資の集中的実施の必要性、国が設置する施設への影響、国の食糧政策等農地・農業政策との調整等国の利害との調整を図る観点から国土交通大臣は協議を行い同意をすることとされており、同意にあたっては、人口及び産業の動向、市街地の拡大状況等からみて適切に区域区分が実施されていること、国土形成計画、社会資本整備重点計画等に適合すること、国による道路、河川、公園、空港等の設置及び管理、国としての農地の保全、産業活動の効率化、公害の防止、自然環境の保全、公衆衛生の確保等の観点から国の施策に支障を生じないよう適切に定められていること等を協議の中で判断している。この中で、国土交通大臣の同意に当たっては農林水産大臣と協議を行うこととされ、協議が調った市街化区域内においては農地転用が届出のみで可能となる等都市的土地利用と農地保全との連携を確保する一体的な枠組みが確保されてきたところ。農地法を改正することなく、都市計画法のみで対応した場合、農業振興地域であるか否かに関わらず、市街化区域内において、届出のみで転用できる農地と転用に許可を要する農地が併存し得ることとなり、住民等に多大な混乱をもたらすおそれがあり、また、現在の枠組みによって確保されている都市政策と農地・農業政策との連携・一体性が損なわれることになる。こうしたことから、区域区分に関する都市計画を定める際に、決定主体である都道府県において県内の関係部局間で協議することはもちろん、前述の観点から協議、同意は必要である。 なお、都市計画区域マスタープランについては、区域区分に関する方針及び国道等国土交通大臣への協議が必要な都市計画に関する方針に限定しており、また、区域区分は都市計画区域マスタープランに即して定められるものであることから、都市計画区域マスタープランに定められる区域区分の方針が国の利害との調整を図る観点から不適切な内容であった場合は、当該方針に即して定められる区域区分の都市計画に対して不同意となってしまうために、国土交通大臣との協議、同意を行う必要がある。	(再掲) 6【国土交通省】 (7)都市計画法(昭43法100) 国土交通大臣が区域区分(7条1項)に関する都市計画を定め、若しくはその決定若しくは変更へ同意しようとするとき、又は都道府県が区域区分に関する都市計画を定めようとするとき(国土交通大臣の同意を要するときを除く。)における農林水産大臣に対する協議(23条1項)については、市街化区域となる区域が農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)(農振法)8条2項1号)と重複する場合等に限り、その対象範囲を見直す。 なお、上記の措置に伴い、農地法(昭27法229)、農振法等において所要の見直しを行うこととする。	法律、政令、省令	平成28年4月1日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第50号)	
599				C 対応不可	区域区分は、無秩序な市街地の拡大による環境悪化の防止、計画的な公共施設整備による良好な市街地の形成、都市近郊の優良な農地との健全な調和、市街地における良好な環境の確保等、都市計画制度の根幹をなすものである。このため、市街化区域に編入されることにより、国の直轄事業その他の公共投資の集中的実施の必要性、国が設置する施設への影響、国の食糧政策等農地・農業政策との調整等国の利害との調整を図る観点から国土交通大臣は協議を行い同意をすることとされており、同意にあたっては、人口及び産業の動向、市街地の拡大状況等からみて適切に区域区分が実施されていること、国土形成計画、社会資本整備重点計画等に適合すること、国による道路、河川、公園、空港等の設置及び管理、国としての農地の保全、産業活動の効率化、公害の防止、自然環境の保全、公衆衛生の確保等の観点から国の施策に支障を生じないよう適切に定められていること等を協議の中で判断している。この中で、国土交通大臣の同意に当たっては農林水産大臣と協議を行うこととされ、協議が調った市街化区域内においては農地転用が届出のみで可能となる等都市的土地利用と農地保全との連携を確保する一体的な枠組みが確保されてきたところ。農地法を改正することなく、都市計画法のみで対応した場合、農業振興地域であるか否かに関わらず、市街化区域内において、届出のみで転用できる農地と転用に許可を要する農地が併存し得ることとなり、住民等に多大な混乱をもたらすおそれがあり、また、現在の枠組みによって確保されている都市政策と農地・農業政策との連携・一体性が損なわれることになる。こうしたことから、区域区分に関する都市計画を定める際に、決定主体である都道府県において県内の関係部局間で協議することはもちろん、前述の観点から協議、同意は必要である。 都市計画区域マスタープランについては、区域区分に関する方針及び国道等国土交通大臣への協議が必要な都市計画に関する方針に限定しており、また、それら個々の都市計画は都市計画区域マスタープランに即して定められるものであることから、都市計画区域マスタープランに定められる個々の方針が国の利害との調整を図る観点から不適切な内容であった場合は、当該方針に即して定められる個々の都市計画に対して不同意となってしまうために、国土交通大臣との協議、同意を行う必要がある。 なお、都道府県が決定する都市計画の中で、国との協議が特に必要な都市計画はその一部に限定されている。また、協議の円滑化等を図るため、協議における同意の基準を各地方整備局より提示しているところであるが、当該同意基準に照らして明らかに無関係と思われる指摘をされるケースがあった場合は、個別に相談されたい。	(再掲) 6【国土交通省】 (7)都市計画法(昭43法100) 国土交通大臣が区域区分(7条1項)に関する都市計画を定め、若しくはその決定若しくは変更へ同意しようとするとき、又は都道府県が区域区分に関する都市計画を定めようとするとき(国土交通大臣の同意を要するときを除く。)における農林水産大臣に対する協議(23条1項)については、市街化区域となる区域が農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)(農振法)8条2項1号)と重複する場合等に限り、その対象範囲を見直す。 なお、上記の措置に伴い、農地法(昭27法229)、農振法等において所要の見直しを行うこととする。	法律、政令、省令	平成28年4月1日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第50号)	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
676	「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「区域区分」及び「近郊緑地特別保全地区」に関する都市計画決定に関する都市計画決定に際する国の同意協議の廃止	「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「区域区分」及び「近郊緑地特別保全地区」に関する都市計画決定に際する国の同意協議の廃止	【制度改正の必要性】 第1次勧告では、区域区分の大臣同意不要、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(以下「整備保」という。)の大臣同意は区域区分の方針に係る部分を除き不要とすべきとしている。 整備保、区域区分及び近郊緑地特別保全地区に関する都市計画は、地域の実情にあった計画であるべきだが、国の関与が必要なため、市民に最も身近な基礎自治体が自らの責任で都市づくりを進める支障となっており、また迅速な手続を進める上でも支障となっている。  【協議、同意を廃止した場合でも国の利害に重大な関係がないと考える理由】 ①整備保及び区域区分について 以前は大規模開発の影響から当制度の意義が大きかったが、現在は一般的に市街化調整区域の開発制限のため、国の施策の実現ができない恐れはないと考えられることに加え、必要があると認めるときは、都市計画法第24条第1項に基づき、国土交通大臣の指示等を出すことができるため。 また、農林漁業との調和は、農振法等との調整を図る必要があるが、必要な許可手続を経れば足りると考える。 ②近郊緑地特別保全地区について 近郊緑地特別保全地区は近郊緑地保全区域・保全計画との整合性や交付金活用等との調整はあるが、都市計画としては他の特別緑地保全地区と同様と考えるため。  【法改正イメージ】 都市計画法第19条第3項及び法第87条の2第3項の規定に「但し、法第6条の2の規定は、適用しない。」を追加する。	都市計画法第6条の2、第7条、第18条、第87条の2		国土交通省	横浜市	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 国の利害に重大な関係がある都市計画(都市計画法施行令第14条)については、国土交通大臣の同意付き協議により、国の利害との調整を行っているところ。そのうち、例えば、 ・区域区分に関する都市計画を定める際の国土交通大臣の同意に当たっては農林水産大臣と協議を行うこととされ、協議が調った市街化区域内においては農地転用が届出のみで可能となる等都市的土地利用と農地保全との連携を確保する一体的な枠組みが確保されてきたところ。農地法を改正することなく、都市計画法のみで対応した場合、農業振興地域であるか否かに関わらず、市街化区域内において、届出のみで転用できる農地と転用に許可を要する農地が併存し得ることとなり、住民等に多大な混乱をもたらすおそれがあり、また、現在の枠組みによって確保されている都市政策と農地・農業政策との連携・一体性が損なわれることになる。 ・また、近郊緑地特別保全地区については、特別緑地保全地区のうち近郊緑地特別保全地区に係る土地の買入れ等費用については、国の計画の実現手段としての位置付けから、特別にその55%を国が補助することとされている(通常の特別緑地保全地区に対する国の補助率は1/3とされている)。近郊緑地特別保全地区が地方の判断のみにより決定される場合、高率の国庫補助率を適用する根拠は失われ、その保全が大きく後退するおそれがある。 このほか、国の政策上の観点から特別に定められた都市計画や国が新設する都市施設に係る都市計画については、国の政策との整合性を確保する必要があるとの観点から、地方分権委員会第3次勧告においても、同意を要する協議の存置を許容すると結論が得られているものである。	協議、同意を廃止した場合でも国の利害に重大な関係があると国が認めるときは、都市計画法第24条第1項に基づき、国土交通大臣の指示等を出すことができるが、そのことと、本市提案による支障をご教示いただきたい。	「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「区域区分」等に関する都市計画決定にあたっての国土交通大臣の同意は地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえ不要とし、協議とするべきである。		
804	「区域区分」、「都市再生特別地区」等に関する都市計画決定における国の同意協議の廃止	県決定の都市計画のうち、国の利害に重大な関係のある都市計画(政令第12条に列挙)については、国土交通大臣に協議の上、その同意を得ることとされているが、国の利害に重大な関係がないと思慮される都市計画について廃止すること	【現行】県決定の都市計画のうち、国の利害に重大な関係のある都市計画(政令第12条に列挙)は、国土交通大臣に協議の上同意が必要とされている。  【提案内容】道路(高速自動車国道、一般国道、阪神高速道路)、空港(関西国際空港)、河川(1級)など県域を越え、広域的見地から確認が必要な施設は国の利害に重大な関係があるため協議等は必要であるが、それ以外の都市計画は以下の観点から廃止を求める。  【廃止を求める理由】 ① 住民に身近な所で都市計画決定すべき ・多様化複雑化した住民ニーズへの迅速柔軟な対応が可能 ・地域の実情に合った創意工夫により豊かな暮らしの実現が可能 ② 地方自治体の基盤強化に繋がる ・多種多様な土地利用が可能となり産業等の都市基盤強化による地域活性化が期待される ③ 迅速な意思決定による業務効率の向上 ・意思決定に要する時間を短縮し多様なニーズへの迅速な対応が可能 【廃止対象都市計画及び国の利害に重大な関係がないと判断した理由】 ①区域区分：一府県内で完結するため、府県の都市部局と農政部局等との調整等で適切に対応可能 ②都市再生特別地区：都市再生特別措置法に定める都市再生緊急整備地域指定等の諸手続の中で、国の経済政策に即した施策展開が図られるよう十分に担保されており、同地域内で用途、容積率等の緩和を行う都市再生特別地区について改めての大臣協議等は不要 ③臨港地区：港湾法に基づく港湾管理者である地方公共団体からの申出により都市計画決定するもので国の関与は不要 ④近郊緑地特別保全地区、歴史的風土特別地区：区域が限定的で一府県内で完結するため、府県の都市部局と関係部局との調整等で適切に対応可能	都市計画法第18条第3項、都市計画法施行令第12条第1項		国土交通省	兵庫県  【共同提案】 大阪府	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 国の利害に重大な関係がある都市計画(都市計画法施行令第14条)については、国土交通大臣の同意付き協議により、国の利害との調整を行っているところ。そのうち、例えば、 ・区域区分に関する都市計画を定める際の国土交通大臣の同意に当たっては農林水産大臣と協議を行うこととされ、協議が調った市街化区域内においては農地転用が届出のみで可能となる等都市的土地利用と農地保全との連携を確保する一体的な枠組みが確保されてきたところ。農地法を改正することなく、都市計画法のみで対応した場合、農業振興地域であるか否かに関わらず、市街化区域内において、届出のみで転用できる農地と転用に許可を要する農地が併存し得ることとなり、住民等に多大な混乱をもたらすおそれがあり、また、現在の枠組みによって確保されている都市政策と農地・農業政策との連携・一体性が損なわれることになる。 ・また、近郊緑地特別保全地区については、特別緑地保全地区のうち近郊緑地特別保全地区に係る土地の買入れ等費用については、国の計画の実現手段としての位置付けから、特別にその55%を国が補助することとされている(通常の特別緑地保全地区に対する国の補助率は1/3とされている)。近郊緑地特別保全地区が地方の判断のみにより決定される場合、高率の国庫補助率を適用する根拠は失われ、その保全が大きく後退するおそれがある。 このほか、国の政策上の観点から特別に定められた都市計画や国が新設する都市施設に係る都市計画については、国の政策との整合性を確保する必要があるとの観点から、地方分権委員会第3次勧告においても、同意を要する協議の存置を許容すると結論が得られているものである。	・区域区分に関する都市計画を定めるにあたっては、①市町の都市計画部局と農政部局の協議が整ったものについて、②さらに県の都市計画部局と農政部局が協議を行っており、都市的土地利用と農地保全との連携・一体性は十分に確保することが可能である。 ・近郊緑地特別保全地区は、国が指定した近郊緑地保全区域内の限定された地区において定めるものである。また、歴史的風土特別地区は、国が指定した歴史的風土保存地区内の限定された地区において定めるものである。両地区とも、国の指定方針等に沿って、特に保全や保存の必要がある地区を定めるものであり、都市計画決定に際して改めて大臣協議等を行うことは不要である。	都道府県の都市計画のうち、国の利害に重大な関係がある都市計画の範囲を見直し、地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえ国土交通大臣の同意を不要とすること。それ以外についても、提案団体の提案の実現に向けて、積極的に検討すること。		
805	区域区分に関する都市計画決定にかかる農林水産大臣への協議の廃止	都道府県が区域区分に関する都市計画を定めようとするときは農林水産大臣との協議が必要とされているが、当該農林水産大臣との協議を廃止すること。	【現行】 都道府県が区域区分に関する都市計画を定めようとするときは農林水産大臣との協議が必要とされている。  【支障事例・改正による効果】 農林水産大臣との協議にはかなりの時間を要しており、大臣協議を廃止することで、より地域の実情に合った創意工夫に満ちた積極的な取り組みが一層推進できるとともに、迅速かつ効率的な業務の遂行が可能となることから、当該協議を廃止すべきである。  【改正後の対応】 なお、農水大臣との協議が廃止された場合、都市的土地利用制度と農地保全制度との調整が図られなくなるという懸念が生じるものの、区域区分に関する都市計画は、一都道府県の範囲内で完結するものであることから、都道府県の都市部局と農政部局等との調整等により適切に対応することが可能である。 (大臣許可を要する農地転用許可権限についても、都道府県への移譲を提案している。)  【本県における協議状況】 区域区分の変更(阪神間都市計画区域)に係る協議期間(通常10ヶ月程度) 平成19年8月～12月 近畿農政局下協議(基本的事項に係る協議) 平成20年8月～12月 近畿農政局下協議(素案作成に係る協議) 平成21年4月28日 変更告示	都市計画法第23条第1項		国土交通省、 農林水産省	兵庫県  【共同提案】 大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 これまで区域区分の軽易な変更に関する都市計画を定める際には、都道府県が農林水産大臣と協議を行うこととされ、協議が調った市街化区域内においては農地転用が届出のみで可能となる等都市的土地利用と農地保全との連携を確保する一体的な枠組みが確保されてきたところ。農地法を改正することなく、都市計画法のみで対応した場合、農業振興地域であるか否かに関わらず、市街化区域内において、届出のみで転用できる農地と転用に許可を要する農地が併存し得ることとなり、住民等に多大な混乱をもたらすおそれがあり、また、現在の枠組みによって確保されている都市政策と農地・農業政策との連携・一体性が損なわれることになる。		区域区分に関する都市計画策定にあたっての農林水産大臣への協議を廃止すべきである。		

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
676	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求 める。			C 対応不可	都市計画は生活に身近な計画から広域的・根幹的な計画まで様々な内容を有するもので、国の施策とも適合しつつ、一体として総合的に定めるものであるため、市町村・都道府県・国の各主体が各々の特性に応じた役割を果たしながら適切に決定されることが必要である。また、強力な財産権の制限を行うものであることから、法律による公正な基準に従って定められるとともに、事後的な是正が困難であるため、事前に十分に調整を図ることが不可欠である。よって、事後的な指示・要請等ができることをもって事前の調整を図る手続が不要という制度趣旨に反する考え方により、国土交通大臣との協議、同意を廃止することは認められない。	〔再掲〕 6【国土交通省】 (7)都市計画法(昭43法100) 国土交通大臣が区域区分(7条1項)に関する都市計画を定め、若しくはその決定若しくは変更に同意しようとするとき、又は都道府県が区域区分に関する都市計画を定めようとするとき(国土交通大臣の同意を要するときを除く。)における農林水産大臣に対する協議(23条1項)については、市街化区域となる区域が農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)(農振法)8条2項1号)と重複する場合等に限り、その対象範囲を見直す。 なお、上記の措置に伴い、農地法(昭27法229)、農振法等において所要の見直しを行うこととする。	法律、政令、省令	平成28年4月1日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第50号)	
804				C 対応不可	区域区分は、無秩序な市街化の拡大による環境悪化の防止、計画的な公共施設整備による良好な市街地の形成、都市近郊の優良な農地との健全な調和、市街地における良好な環境の確保等、都市計画制度の根幹をなすものである。このため、市街化区域に編入されることにより、国の直轄事業その他の公共投資の集中的実施の必要性、国が設置する施設への影響、国の食糧政策等農地・農業政策との調整等国の利害との調整を図る観点から国土交通大臣は協議を行い同意をすることとされており、同意にあたっては、人口及び産業の動向、市街地の拡大状況等からみて適切に区域区分が実施されていること、国土形成計画、社会資本整備重点計画等に適合すること、国による道路、河川、公園、空港等の設置及び管理、国としての農地の保全、産業活動の効率化、公害の防止、自然環境の保全、公衆衛生の確保等の観点から国の施策に支障を生じないよう適切に定められていること等を協議の中で判断している。この中で、国土交通大臣の同意に当たっては農林水産大臣と協議を行うこととされ、協議が調った市街化区域内においては農地転用が届出のみで可能となる等都市的土地利用と農地保全との連携を確保する一体的な枠組みが確保されてきたところ。農地法を改正することなく、都市計画法のみで対応した場合、農業振興地域であるか否かに関わらず、市街化区域内において、届出のみで転用できる農地と転用に許可を要する農地が併存し得ることとなり、住民等に多大な混乱をもたらすおそれがあり、また、現在の枠組みによって確保されている都市政策と農地・農業政策との連携・一体性が損なわれることになる。こうしたことから、区域区分に関する都市計画を定める際、決定主体である都道府県において県内の関係部局間で協議することはもちろん、前述の観点から協議、同意は必要である。 近郊緑地特別保全地区、歴史的風土特別保存地区については、それぞれ国土交通大臣が指定する近郊緑地保全区域、歴史的風土保存区域のうち特に必要な地域について定められる都市計画であり、それぞれ国土交通大臣が定める計画との整合が図られていること等を協議の中で判断している。これらの区域における土地の買入れ等費用については、国の計画の実現手段として特別に国が補助することとされており、地方の判断のみにより決定される場合、高率の国庫補助率を適用する根拠は失われ、その保全が大きく後退するおそれがあることから協議、同意が必要である。	〔再掲〕 6【国土交通省】 (7)都市計画法(昭43法100) 国土交通大臣が区域区分(7条1項)に関する都市計画を定め、若しくはその決定若しくは変更に同意しようとするとき、又は都道府県が区域区分に関する都市計画を定めようとするとき(国土交通大臣の同意を要するときを除く。)における農林水産大臣に対する協議(23条1項)については、市街化区域となる区域が農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)(農振法)8条2項1号)と重複する場合等に限り、その対象範囲を見直す。 なお、上記の措置に伴い、農地法(昭27法229)、農振法等において所要の見直しを行うこととする。	法律、政令、省令	平成28年4月1日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第50号)	
805				C 対応不可	前回回答のとおり。 なお、都道府県の都市部局と農政担当部局との間で区域区分の設定に係る調整を前提とし、国の農業施策との調整を図る観点から農林水産大臣への協議は必要。	〔再掲〕 6【国土交通省】 (7)都市計画法(昭43法100) 国土交通大臣が区域区分(7条1項)に関する都市計画を定め、若しくはその決定若しくは変更に同意しようとするとき、又は都道府県が区域区分に関する都市計画を定めようとするとき(国土交通大臣の同意を要するときを除く。)における農林水産大臣に対する協議(23条1項)については、市街化区域となる区域が農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)(農振法)8条2項1号)と重複する場合等に限り、その対象範囲を見直す。 なお、上記の措置に伴い、農地法(昭27法229)、農振法等において所要の見直しを行うこととする。	法律、政令、省令	平成28年4月1日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第50号)	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見		
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料	
966	区域区分に関する都市計画決定に係る国の同意協議の廃止	都市計画法に基づき都道府県が区域区分を決定・変更する際の国土交通大臣への同意協議を廃止する。	【具体的な支障事例】 都市計画法に基づく国土交通大臣協議～同意(以下「国協議～同意」という。)については、本県においても、過去に多数の国協議～同意を必要とする案件があったが、いずれも協議が長期化し、区域区分に関する協議においては、開始から2年以上を要したケースもある。 【過去の検討経緯を踏まえた制度改正の必要性】 当該協議については、「義務付け・枠付けの第4次見直し」の検討の際に、既上記と同様の理由により地方から国に対して廃止の提案がなされたが、当該提案に対して国は、「国の利害に重大な関係がある都市計画であり、国協議～同意の廃止は困難」であるとの見解を示した。ただし、国において地方の意見を踏まえ、手続きの迅速化のために「義務付け・枠付けの第4次見直し(平成25年7月24日付都市局長通知)」(以下「標準処理期間通知」という。)において、標準処理期間(事前協議60日間、法定協議30日間)を設定していただいたところである。 これに対し中国地方知事会としては、「国の利害に重大な関係がある」という国の見解について、具体的にどのようなものを想定しているのか不明確であるため、当該見解を理由に廃止しないことについて承服できないこと、当該協議～同意を廃止したとしても、国土形成全国計画を基本とした広域地方計画(国土形成計画法)において今後10年間の国土形成に関する方針が定められているため、これに基づき、都道府県の責任で国土形成上の観点での調整は可能と考えること、さらに、都道府県内部で農政部局との調整を行うため、都市的土地利用と農地保全との調整も可能と考えることから、地域の実情に応じたまちづくりを自らの判断で迅速に進めるために、区域区分に係る国土交通大臣への同意協議を廃止して頂きたい。	都市計画法第18条第3項、都市計画法施行令12条第4号イ及びホ		国土交通省	中国地方知事会	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 国の利害に重大な関係がある都市計画(都市計画法施行令第14条)については、国土交通大臣の同意付き協議により、国の利害との調整を行っているところ。区域区分に関する都市計画を定める際の国土交通大臣の同意に当たっては農林水産大臣と協議を行うこととされ、協議が調った市街化区域内においては農地転用が届出のみで可能となる等都市的土地利用と農地保全との連携を確保する一体的な枠組みが確保されてきたところ。農地法を改正することなく、都市計画法のみで対応した場合、農業振興地域であるか否かに関わらず、市街化区域内において、届出のみで転用できる農地と転用に許可を要する農地が併存し得ることとなり、住民等に多大な混乱をもたらすおそれがあり、また、現在の枠組みによって確保されている都市政策と農地・農業政策との連携・一体性が損なわれることになる。		許認可を行う都道府県においても、当然、部局相互で調整を行うので、懸念されている都市政策と農地・農業政策との連携・一体性は確保される。		区域区分に関する都市計画策定に当たっての国土交通大臣の同意は地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえ不要とし、協議とすべきである。	
209	市町村の都市計画決定に係る都道府県同意協議の廃止	都市計画の決定及び変更に関し、都道府県知事への同意協議を廃止し、報告のみで都市計画決定できることとする。	都市計画の決定及び変更に関し、都道府県都市計画審議会の縦覧及び議を経ることに関する市町の事務処理が煩雑になっていること、都道府県都市計画審議会の議を経るまでの期間が長期間となっていることが市町の円滑かつ迅速な土地利用施策の妨げとなっている。 【具体的な支障事例】 県との同意協議があることにより、都市計画決定、変更をするにあたり、半年から1年の期間を要することになり、事務量が増えている。 市が考えている都市計画決定を、県との調整の中で変更しなければならないこともあり、市が行いたい市街化拡大や、用途規制などを推進することに支障をきたしている。 【制度改正による効果】 人口減少が問題となっている中、市街化区域の拡大、地域の特性に合った用途地域設定などにより、企業誘致や人口増加の施策を市独自の考えに基づいて、推進することができる。	都市計画法第19条第3項、第21条第2項		国土交通省	磐田市	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 市町村が定める都市計画について、都道府県知事は広域調整及び都道府県決定の都市計画との適合を図る観点から、協議を行う必要があり、地方分権委員会第3次勧告においても存置すべきとする結論が得られているものである。		地方分権改革推進委員会第1次勧告で示された範囲で、都道府県の関与は必要である。			
434	一の市域内で都市計画区域が完結している指定都市の都市計画決定案件(国同意不要分)に係る都道府県協議の廃止	一の市域内で都市計画区域が完結している指定都市が、当該都市計画区域における都市計画決定を行う場合において、県知事への協議を廃止することを提案する。 なお、県知事への協議の廃止により、広域調整機能が失われるとの懸念があるが、本市においては都市計画道路等の計画段階において、関係市と直接協議を行っており、関係市間で調整が図られていることから、協議の廃止による広域調整面の支障は生じない。 【支障事例】 各都市計画案件ごとに下協議1か月＋本協議3週間＝合計約2か月の期間を要している。 年3回の都市計画決定・変更を行う場合、1回あたりの事務処理期間が4か月となるため、その半分の2か月間を協議に要し、残りの2か月間で、市民に対する説明、案の縦覧、都市計画審議会などを実施しなければならない。 また、県市の協議は、上記の下協議・本協議以外にも必要に応じて複数回行っており、概要資料・法定図書に加えて参考資料(都市施設などの変更を行う場合は数十種類)の提出が求められる。 さらに、協議であっても同意と同様の資料提出が必要であるため、事務の簡素化につながっていない。	都市計画法第19条第3項		国土交通省	神戸市	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 指定都市を含む市町村が定める都市計画については、広域調整及び都道府県決定の都市計画との適合を図る観点から、都道府県知事が「同意」という拒否権を留保した形で協議を行うとされてきたところ。 この点、市が行う都市計画については、都市計画制度における累次の分権化により市町村が定める都市計画権限・件数が大幅に増加しており、さらに、町村と比較しても市は都市計画に関する執行体制、経験等が充実していること等を踏まえ、都道府県知事との協議における同意を不要とするため、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第37号、第2次分権一括法。)において、同意は廃止し、同意を要しない協議としたところであり、指定都市を含む市においては同意を要しない協議を引き続き存置すべき(地方分権委員会第3次勧告においても存置すべきとする結論が得られているものである。)		回答に示されたとおり、これまでの地方分権の議論のなかで、市が決める都市計画について、県の同意を廃止し同意不要の協議となったことは、市として一定の事務の簡素化にはなっているが、この度さらなる地方分権として「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の決定権限が政令市に移譲されたところである。 都市計画区域における都市計画の考え方の基本となる「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の決定主体となる政令市が、当該都市計画区域について定める都市計画においては、県協議を廃止したとしても、当然に「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即した計画とするものであり、その方向性を逸脱することはないと考える。 また、広域調整についても、これまでも事前(計案策定の段階)に係る協議を行うことにより調整を図っており、問題ないものとする。 そこで、今後より一層の都市計画手続きの迅速化、事務の効率化を図るため、一の指定都市の区域内の都市計画区域に係る都市計画決定について県協議の廃止を提案するものである。		地方分権改革推進委員会第1次勧告で示された範囲で、都道府県の関与は必要である。		

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
966				C 対応不可	区域区分は、無秩序な市街地の拡大による環境悪化の防止、計画的な公共施設整備による良好な市街地の形成、都市近郊の優良な農地との健全な調和、市街地における良好な環境の確保等、都市計画制度の根幹をなすものである。このため、市街化区域に編入されることにより、国の直轄事業その他の公共投資の集中的実施の必要性、国が設置する施設への影響、国の食糧政策等農地・農業政策との調整等国の利害との調整を図る観点から国土交通大臣は協議を行い同意をすることとされており、同意にあたっては、人口及び産業の動向、市街地の拡大状況等からみて適切に区域区分が実施されていること、国土形成計画、社会資本整備重点計画等に適合すること、国による道路、河川、公園、空港等の設置及び管理、国としての農地の保全、産業活動の効率化、公害の防止、自然環境の保全、公衆衛生の確保等の観点から国の施策に支障を生じないよう適切に定められていること等を協議の中で判断している。この中で、国土交通大臣の同意に当たっては農林水産大臣と協議を行うこととされ、協議が調った市街化区域内においては農地転用が届出のみで可能となる等都市的土地利用と農地保全との連携を確保する一体的な枠組みが確保されてきたところ。農地法を改正することなく、都市計画法のみで対応した場合、農業振興地域であるか否かに関わらず、市街化区域内において、届出のみで転用できる農地と転用に許可を要する農地が併存し得ることとなり、住民等に多大な混乱をもたらすおそれがあり、また、現在の枠組みによって確保されている都市政策と農地・農業政策との連携・一体性が損なわれることになる。こうしたことから、区域区分に関する都市計画を定める際に、決定主体である都道府県において県内の関係部局間で協議することはもちろん、前述の観点から協議、同意は必要である。	(再掲) 6【国土交通省】 (7)都市計画法(昭43法100) 国土交通大臣が区域区分(7条1項)に関する都市計画を定め、若しくはその決定若しくは変更に同意しようとするとき、又は都道府県が区域区分に関する都市計画を定めようとするとき(国土交通大臣の同意を要するときを除く。)における農林水産大臣に対する協議(23条1項)については、市街化区域となる区域が農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)(農振法)8条2項1号)と重複する場合等に限ることとし、その対象範囲を見直す。 なお、上記の措置に伴い、農地法(昭27法229)、農振法等において所要の見直しを行うこととする。	法律、政令、省令	平成28年4月1日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第50号)	
209	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。			C 対応不可	提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答で納得いただいたものと考えている。					
434	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求め。			C 対応不可	一の指定都市の市域内で完結する都市計画区域に係る都市計画区域マスタープランに関する都市計画決定権限は移譲したものの、一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整及び都道府県の定める都市計画との適合を図る観点での都道府県との協議は依然として必要であることから、協議を廃止することは認められない。					

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
253	開発審査会設置の主体の拡大	条例により都道府県知事の権限に属する事務の全部を処理することとされた市町村(以下事務処理市町村)は開発審査会の設置を可能とする。(都市計画法第78条の見直し)	【制度改正の必要性】 現在、都市計画区域において開発行為をしようとする者は、都市計画法第29条第1項の定めにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。当該許可権限について富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により、高岡市に移譲されているところ。市街化調整区域に係る開発行為の許可基準については、同法第34条各号に定めのあるものであるが、同条第1号から第13号に該当しないものについては、第14号により、都道府県知事が開発審議会(同法第78条)の議を経て、同号に掲げる要件に該当するものと認める必要がある。しかしながら、同法第78条において、開発審査会を設置するのは都道府県及び指定都市等(中核市、特別市)とされており、いずれにも該当しない高岡市は開発審査会を設置することができない。すなわち、高岡市は許可の権限があるにも関わらず、一定の場合には県の機関へ審査を委ねなければならない状況となっている。  【制度改正の内容】 開発行為の許可については、都道府県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(事務処理特例条例)により、事務処理市町村に権限が移譲されていることから、開発許可の審査機関としての性質を有する開発審査会についても、同様に取り計らうことができることとすることが望ましい。現行の定めは前提としながらも、国、県との協議を経るなどして、適当と認められた希望する事務処理市町村は、定型的に処理することが困難な案件においても、地域の実情を踏まえ自らの責任において審査し、自ら許可することができるように、制度を見直していただきたい。	【都市計画法】・第78条第1項 【開発許可制度運用方針】・Ⅱ-3		国土交通省	高岡市	D 現行規定により対応可能	本提案は、既に過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直し」(平成25年3月12日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。  なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下の通りと考える。 開発審査会については、都市計画法上開発許可権限を有する指定都市等に設置することとされており、開発許可権限を有しないそれ以外の市に、開発審査会の設置権限を移譲することは困難である。  なお、第186回国会成立(都市再生特別措置法等の一部を改正する法律)(平成26年5月21日公布、同年8月1日施行)において立地適正化計画制度を創設し、市町村が立地適正化計画を作成し都市計画に居住調整地域を定めた場合において、当該市町村に開発許可関係事務権限及び開発審査会の設置権限を移譲することができることとしたところであり、当該制度の活用を検討されたい。	・現行制度の開発審査会の設置単位は都道府県及び指定都市等であり、土地利用の実際の当事者である市とは異なる。このため、都道府県と市の協議、連絡調整や審査会の手続き等に時間を要し、工場立地等に係る事業の場合、市の総合的なまちづくりの視点からのスピード感を持った判断がつきにくくなっている状況である。  ・また、ご指摘のとおり、今般の都市再生特別措置法の改正により、市町村が立地適正化計画を作成し、都市計画に居住調整地域を定めた場合において、当該市町村に開発許可関係事務権限及び開発審査会の設置権限を移譲することが可能とされたところであるが、今回の本市の提案は市街化調整区域での開発を適切かつ迅速に行いたいという趣旨のものであり、本制度を活用することには直結しないものと考えられる。  ・市内に立地する企業に事業拡張等のニーズがある場合に、立地の見直しを検討する必要があることも想定されるが、本提案の主たる目的は、今後の人口減少社会に対応したコンパクトなまちづくりの方向性や先述のような企業のニーズを踏まえ、市街化調整区域においてかつて住宅・商業目的などで開発許可を受けた土地・建築物を工場として用途転用し、企業立地の受け皿として活用することにより、市内企業の市外流出を防いり、新たな企業誘致につなげていくことにある。  ・したがって、そのような開発許可事務の柔軟な運用の必要性を踏まえ、当該権限に関連する事項を審査する開発審査機能を、条例により都市計画に係る許可事務の権限を受けている市町村に権限移譲することが適当である。	有	事務処理特例により、開発行為の許可権限が市町村に移譲された場合には、市町村において開発審査会を設置することができるようにするべきである。なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	
395	用途地域等の都市計画決定権限の特別区への移譲	用途地域等の都市計画決定権限を特別区に移譲するために、都市計画法第87条の3第1項で規定する都市計画法施行令第48条第1項を改正する。	【制度改正の必要性】 平成24年4月1日、三大都市圏における用途地域等の都市計画決定権限が市町村に移譲されたが、特別区においては引き続き、東京都に残されたままとなっている。 用途地域は、合理的土地利用を図る最も基本的な制度であり、土地利用の実情を踏まえて、都市構造や都市の骨格に即して定める地域に密着した制度である。しかし、現行では、東京都が用途地域の指定権限等を保持しており、地域に密着した自治体である区は、主体的に地域に関わることができない状況にある。特別区に決定権限があれば、土地利用の状況等の変化に応じて柔軟に対応ができる等、より臨機に円滑な指定が可能となる。  【懸念に対する方策】 東京大都市地域の一体性は、国土形成計画をはじめとした都市計画区域の整備、開発及び保全の方針といった自治体の区域を超えた広域計画や都、関係自治体との協議により確保が可能である。 このことから、都市計画決定権限の移譲は一体性を損なうものではなく、権限を移譲することに特段の問題が生じる恐れはないものと考えられる。 また、用途地域は都が決定しているため、同一の用途が区をまたがっている箇所もあるが、現在、用途地域の原案は、区が作成しており、区界の場合、関係自治体と必要に応じて協議して作成しているところである。  ※その他(特記事項)欄のとおり、「より具体的な支障事例」「過去の議論に係る意見」については、別紙に記載。  ※東京都における「特例容積率適用地区」(1か所)：大手町・丸の内・有楽町地区 ※東京都における「高層住居誘導地区」(2か所)：港区芝浦四丁目地区、江東区東雲一丁目地区	都市計画法第87条の3第1項	別紙あり	国土交通省	特別区長会	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地域主権戦略大綱」(平成22年6月22日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 特別区は、ほかの自治体と異なり相互に市街地が連担していることから、特別区相互間の広域調整を確保するため、法律上の制度として都に用途地域等の決定権限を存置しているものであり、本規定の変更等は困難である。	本提案は、「個性を活かし自立した地方をつくるため、地方の声を踏まえつつ、社会経済情勢の変化に対応して、地方分権改革を着実に推進していく」として新たに導入された提案募集方式の趣旨に則り、特別区において検討した結果提出しているものである。 「地域主権戦略大綱」では、地域の自主性及び自立性を高めるための改革として基礎自治体へ権限委譲を進めるものとし、用途地域権限について基礎自治体への移譲が行われたものと認識している。 このような考えの基で、特別区のみ権限が存置された理由として、「相互に市街地が連担している」としているが、市街地が市区町村を超えて相互に連担する地域は、他の都市圏等にも言えることである。また、「広域調整の確保」が必要については、基本的に現在の都市計画法において十分確保されていると考えるが、2以上の区にまたがる変更は都決定とするなどの措置で対応できるのではない。 実際の支障としては、随時適切に行うべきとされる用途地域変更について、基礎自治体である区が地域の実情に合わせて行うべきところ、都の基準や方針などにより土地利用の変化に対して機動的に行っていない。特にこれまで市街地変化に対応して都と区で行ってきた用途地域の一斉見直しについて、都では行う予定がないとしており、地形地物の改変や土地利用の変化に對し区として適切な対応ができない状態である。 現状は、実務上の支障があることと併せて、地方分権の原則や都市計画法の趣旨を鑑みて整合性のあるものではない、あくまでも都の特例を残すのであれば、国として用途地域、地方分権の制度趣旨に基づき、その理由と見解を明確にすべきである。		反対である。  市街地の土地利用を定め、都市のあり方を方向付ける用途地域の決定権限を見直すことは、日本の心臓部・頭脳部の役割を担ってきた東京において、都市としての一体的な機能を発揮させる都市づくりの継続を極めて困難なものにする。 地域に身近なまちづくりの権限は、既に相当、市区町村に委譲されている。その上で、広域の見地から都が決定すべき都市計画権限までも委譲するとすれば、歴史的にも連担する市街地において、都が今まで取り組んできた、用途地域を活用した一体的な都市づくりが不可能となる。その結果、政治、経済、文化など、あらゆる面で高次の機能が集積している東京はもとより、首都圏全体の活力が低下し、ひいては日本全体の国際競争力の失墜を招くことになりかねない。 以上より、首都東京の都市機能等を維持・向上し、住民生活の利便性の向上等を図るため、東京における用途地域等の決定権限は委譲すべきではない。  また、提案のあった事項については、都区間で事務配分の協議を行っている最中であるため、慎重に対応されたい。	
406	屋外広告物法に基づく条例制定権限の移譲	現在、屋外広告物法で規定されている、景観行政団体である市町村の特例において、都道府県との協議に縛られず市町村において屋外広告物条例を定め規制を行うことができるよう求める。  ※具体的な条文改正イメージは、別紙のとおり	【制度改正の必要性】 「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が平成16年12月に施行され、市町村である景観行政団体であっても景観計画に基づく規制等と一元的に行うことを可能とするため、都道府県と普通市町村とが協議の上、屋外広告物に関する条例の制定又は改廃に関する事務の全部又は一部を、当該都道府県の条例で、普通市町村が処理することができることとされたが、東京都においては実績がない。 特別区においては、それぞれの地域の実情に合わせ各区が景観行政団体としての屋外広告物の規制に取り組むべきであり、東京都との協議に縛られず、条例制定を可能とする必要がある。  【現行制度で対応困難な理由】 条例制定に向けた正式な協議は行っていないものの、事前に東京都の考えを確認したところ、「首都景観は一体的に統制されるべきと考えている。また、地方都市と異なり街並みの連続性があるため、区境をこえた途端に屋外広告の扱いが異なり景観が変わることは大都市東京にふさわしくないと考えている。過去に相談があった区にも、このような理由で断っている。」との見解が示されているため、制度改正が必要である。	屋外広告物法26条	別紙あり	国土交通省	特別区長会	C 対応不可	屋外広告物法では、同一の行政区域について、都道府県及び市町村が重複して二重に行政を行う事態を避けるために、そのいずれかが、屋外広告物行政を一元的に担う体系となっている。都道府県は、より広域的な観点から屋外広告物行政を行っており、市町村の屋外広告物に係る事務を適切に補充するためにも、都道府県知事が協議するスキームとすることが適切である。	特別区においては、現在、「東京都屋外広告物条例」等に基づき、東京都と特別区で役割分担し、屋外広告物行政を行っている。その結果、様々な問題点や支障が生じている。 「1次回答」の中で懸念されている「二重行政の弊害」を回避し、かつ、現行制度で生じている様々な問題点や支障を解決するためには、現行の都と区役割分担制を改め、屋外広告物行政について、中核市と同様の権限の委譲を受け、地域に密着した区が一元的に屋外広告物行政を担う必要がある。大型液晶ビジョンや広告宣伝車等様々な支障を解消し、地域にあった屋外広告物行政を行うためには、区が、屋外広告物行政と景観計画に基づく規制等を一元的に行うこと、景観行政と屋外広告物行政の統一運用を図ることが、必要である。また、より実効性のある屋外広告物行政を行うためには、屋外広告物の直接規制や違反広告物対策に加え、屋外広告物業者に対する施策を講じること(営業停止命令等)が是非とも必要であると考えられる。中核市と同様の権限の委譲を求める。		東京都は、複数の市区町村が一体となって都市圏を形成しているため、街並みに連続性がある。区境をこえた途端に屋外広告の扱いが異なり景観が変わることは大都市東京にふさわしくないと考える。当該提案により、協議なく景観行政団体の条例制定が可能となることは、こうした首都東京の一体的な景観形成を妨げることとなるため、東京都としては当該提案については支障があると考えられる。  また、提案のあった事項については、都区間で事務配分の協議を行っている最中であるため、慎重に対応されたい。	

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
253	【全国市長会】 市への移譲については、事務処理特例条例による移譲ではなく、法律に基づいた手挙げ方式による移譲を求める。 なお、国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		E 提案の実現に向けて対応を検討	提案を踏まえ、事務処理特例条例により、開発許可に関する事務及び都道府県の開発審査会へ付議する事務を処理することとされた市町村については、それらの事務をより主体的かつ円滑に行うことができるよう運用を見直す。 具体的には、当該市町村の案件に係る事務を地域の実情に応じて、効率的かつ円滑に処理する観点から、 ・都道府県開発審査会の開催事務(日程調整、案件説明等)を特段の支障(開催経費、都道府県又は他市町村の案件付議との調整等)がない限り、当該市町村自らが行うことができること ・開発審査会に付議するか否かの判断の目安を示した提案基準は、都道府県だけでなく事務処理市町村が主体的に作成することができること 等を明らかにする技術的助言を发出することについて、運用実態、都道府県の意向等を調査し、その結果等を踏まえ検討する。	〔再掲〕 5【国土交通省】 (1)都市計画法(昭43法100) (2)開発許可に関する事務(29条1項)については、条例による事務処理特例制度(地方自治法(昭22法67)252条の17の2第1項)を活用して当該事務を処理する市町村に限る。)において、より主体的かつ円滑に当該事務を行うことができるよう運用を見直すこととし、当該市町村が、地域の実情に応じて自らの案件を効率的に処理する観点から、特段の支障がない限り都道府県開発審査会の開催に係る事務を自ら行うことができること、都道府県開発審査会への提案基準を主体的に作成できること等を明確化することについて、制度の運用実態や都道府県の意向等を調査した上で、地方公共団体に通知する。	通知	平成27年12月7日	「都市計画運用指針及び開発許可制度運用指針の改正について」(平成27年12月7日国都計第123号)		
395	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	前回回答のとおりであり、東京都との間でよく協議された。						
406	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	屋外広告物法では、違反広告物の強制撤去等、景観法と比べてより大きな権限が付与されることや住民、屋外広告物業者等の予見可能性を損なわないために、原則として、広域自治体たる都道府県が屋外広告物行政を担うこととしている。 その上で、屋外広告物法第28条では、都道府県が条例を定めた場合には、景観行政について能力と意欲のある市町村である景観行政団体に対して、特例として事務権限を移譲し、屋外広告物行政を行うことが可能な制度としている。(屋外広告物法第3条から第5条まで、第7条又は第8条の規定に基づく条例の制定又は改廃に関する事務の全部又は一部)						

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
50	都市計画法の規定に基づく地域の実情に応じた基礎調査の実施	都道府県はおおむね5年ごとに都市計画に関する詳細な基礎調査を行うこととされているが、そもそも地域が主体的なまちづくりを進めるに当たって必要となる調査は、地域の実情に応じて実施されるべきである。 このため、都市施設の位置、利用状況及び整備の状況、土地利用等の5年間で大幅な変化が生じない調査項目については「必要があると認めるとき」に実施する旨の規程に改めるべき。	【現状】 おおむね5年に1回の人口や建物の立地状況等の調査が義務づけられている。 【支障事例】 例えば、本県では、5年をかけて全調査項目を実施しており、毎年50,000千円程度の調査費を要している。 【求める措置内容】 しかし、5年間で大幅な変化が生じない調査項目(市街地調整区域内の都市施設や土地利用等)もあることから、地域の実情にあわせ、必要に応じた調査期間の選択及び実施が可能となるよう、調査項目によっては地域の実情に応じた調査期間の選択が可能となるよう基礎調査の実施方法を見直すべきである。	都市計画法第6条第1項		国土交通省	愛知県	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 人口減少、少子高齢化が進み、中心市街地の衰退や空き地、空き家の増加などの都市的課題に直面している状況においては、事業実施のみならず、土地利用の観点からも都市計画の不断の見直しを行っていく必要がある。その前提として、基礎調査によって都市の現況および将来の見通しを的確に把握することが必須であり、当該基礎調査に係る経費については、地方交付税の算定の積算根拠とされてもいるところ。このため、引き続き、少なくとも概ね5年ごとの基礎調査を行うことが必要。 なお、地域の実情に沿った効率的な調査が実施できるよう、人口、土地利用、交通等に関する調査内容の簡素化に向けた都市計画基礎調査実施要領の見直しを昨年6月に実施したところであり、これによって調査項目の削減等が行われているところ。	回答の主旨は理解できるが、調査項目の削減のみならず、調査対象とする地域や期間についても地域の実情に応じて選択が可能となるよう対応をお願いしたい。		都市計画法の規定に基づく基礎調査の実施の義務付けは廃止するべきである。なお、地方分権改革推進委員会第2次勧告ではメルクマール非該当とされている。	
93	都市計画基礎調査の実施権限の指定都市への移譲	都市計画基礎調査の実施主体を現行法の都道府県から指定都市に移譲する。	【制度改正の必要性】 都市計画運用指針において『都市計画の決定に当たっては、市町村が中心となるべきであり、市町村の区域を超えた特に広域的・根幹的な都市計画についてのみ、都道府県が決定することとしている』こと、並びに区域区分や都市計画区域マスタープランの決定が、指定都市へと移譲が進んでいることを踏まえ、都市計画立案の基となる都市計画基礎調査についても指定都市が主体となるべきである。 【支障事例】 新潟県の都市計画基礎調査は、県と関係市町で役割分担し実施しているが、土地利用や建物利用に関する調査など調査ボリュームが大きい調査項目は、関係市町が実施しているのが実態である。 人口調査など調査区分の設定は関係市町の案をもとに行われているが、調査途中における修正や変更に対応されないなど、調査実施途中の変更に対する柔軟性が欠ける部分が生じたほか、調査区分による人口データをGIS対応の成果データとしたかったが、県及び関係市町間で調整がつかず、それが叶わなかった事例がある。 【制度改正の効果】 指定都市が調査主体となれば、指定都市独自による調査区分の設定や、調査結果データをGIS対応の仕様とするなど、指定都市が必要とする調査を柔軟に実施することができる。 【懸念に対する方策】 都道府県の都市計画区域の指定などに必要な調査については、あらかじめ、都道府県と指定都市が相談し、調査項目やその仕様を決めておくことで、調査の統一性を保つことが可能と考える。 権限移譲に伴う指定都市の事務負担の増加については、現在の都道府県に対する交付税措置と同様に指定都市に対する交付税措置で支援していただきたい。	都市計画法第6条、都市計画運用指針「Ⅲ-2運用に当たっての基本的考え方 2市町村の主体性と広域的な調整」		国土交通省	新潟市	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」(平成25年12月20日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 都市計画基礎調査は、都道府県による都市計画区域の指定の前提となるものであり、市町村の区域を超えた広域的な見地から行う必要があるため、都道府県が実施することが適切である。都市計画区域の指定に当たっては、市街地の状況等を総合的に勘案する必要がある。都市計画基礎調査によって、都道府県が都道府県の区域の都市の現況及び将来の見通しを、的確かつ統一的に把握する必要がある。	都市計画基礎調査は都道府県による都市計画区域指定の前提のみならず、都市計画区域マスタープラン、区域区分、地域地区、都市施設など、あらゆる都市計画の決定・変更の基となる調査である。  また、都市計画の決定・変更は、都市計画基準に従って行わなければならないが、基準の適用に当たっては、基礎調査の結果に基づいて行わなければならないとされている。(都市計画法第13条第1項19号)  都市計画区域マスタープランや区域区分の決定など都市計画決定にかかわる権限移譲が指定都市へ進んでおり、指定都市の役割は増している。それにも関わらず、基礎調査においては従来どおり都道府県が行うこととされており、指定都市が都市計画決定するに当たり必要と考える項目を盛り込んだ基礎調査を行うとしても実施できず、支障をきたしている。したがって、指定都市の主体的な都市計画決定を実現させるために、当該都市計画立案の基となる基礎調査についても指定都市に移譲すべきである。  都市計画区域の指定・変更に必要な調査項目は、あらかじめ都道府県と指定都市が協議して決めておけばよく、都市計画によるまちづくりを主体的に行う指定都市に権限移譲した上で、都道府県の求めに応じ指定都市が調査結果を提供することで支障にはならないと考えられる。	なし	第4次一括法によって一の指定都市の区域内の都市計画に係る都市計画区域マスタープランの決定が指定都市に移譲されたことを踏まえ、一の指定都市の区域内の都市決定に係る都市計画基礎調査の権限は指定都市に移譲するべきである。	
598	都市計画基礎調査の実施主体及び実施時期の見直し	地域の実情に応じた都市計画に関する基礎調査の実施義務の廃止	【制度改正の内容】 都道府県はおおむね5年ごとに都市計画に関する詳細な基礎調査を行うこととされているが、地域が主体的なまちづくりを進めるに当たって必要となる調査であり、実施時期や主体を限定する必要はなく、地域の実情に応じて実施されるべきである。 【具体的な支障事例】 事業が展開されていない区域や土地利用・基盤整備状況に大きな変化がない区域では、新たに調査を行う必要性に乏しいが、現行法に基づき5年をかけて全都市計画区域の調査を行っており、5年間で7,300万円程度の調査費を要しているため、「都道府県または市町村が、必要があると認めるとき」に実施する旨の規定に改めるよう求める。	都市計画法第6条第1項		国土交通省	京都府・徳島県	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」(平成25年12月20日閣議決定)、「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 都市計画基礎調査は、都道府県による都市計画区域の指定の前提となるものであり、市町村の区域を超えた広域的な見地から行う必要があるため、都道府県が実施することが適切である。都市計画区域の指定に当たっては、市街地の状況等を総合的に勘案する必要がある。都市計画基礎調査によって、都道府県が都道府県の区域の都市の現況及び将来の見通しを、的確かつ統一的に把握する必要がある。 また、人口減少、少子高齢化が進み、中心市街地の衰退や空き地、空き家の増加などの都市的課題に直面している状況においては、事業実施のみならず、土地利用の観点からも都市計画の不断の見直しを行っていくことが必要である。その前提として、基礎調査によって都市の現況および将来の見通しを的確に把握することが必須であり、当該基礎調査に係る経費については、地方交付税の算定の積算根拠とされてもいるところ。このため、引き続き、少なくとも概ね5年ごとの基礎調査を行うことが必要。 なお、地域の実情に沿った効率的な調査が実施できるよう、人口、土地利用、交通等に関する調査内容の簡素化に向けた都市計画基礎調査実施要領の見直しを昨年6月に実施したところであり、これによって調査項目の削減等が行われているところ。	都市計画基礎調査は、都市計画区域ごとに実施することとされているが、都市計画区域によっては1市町村でひとつの都市計区域を指定しているケースもあり、また、複数市町村による広域都市計画区域においても、実際の調査実施の過程において、必要な人口規模、市街地の面積や土地利用の状況について、国勢調査等、既存調査の結果を活用する際、各データは市町村単位で収集することとなる。 貴省の御意見では、都市計画基礎調査は都道府県が市町村を超えた広域的な見地から行う必要とのことであるが、実際は、必要に応じて市町村別のデータを統合し、広域的な調査結果を得ているものである。 都市的課題の解決に向け、都市計画基礎調査により区域の客観的なデータを得ることが必須であることには本府も異議はないが、社会情勢の変化が及ぼす都市的課題については、地域によってはその変化のスピードや状況が異なることから、一律に同一の間隔で調査を実施することが適切でない場合もあり、実施主体及び実施する間隔は地域の実情に応じた柔軟な取扱を求める。	地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、都市計画法の規定に基づく基礎調査の実施の義務付けは廃止するべきである。		

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
50				C 対応不可	前回答のとおり。 なお、都道府県が県下統一的に調査を実施する中で、市町村に資料・データの提出その他必要な協力を求めるなどして適切に役割分担を図り、作業の合理化、事務負担の軽減等の工夫をすることが可能である。					
93	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求 める。			C 対応不可	都市計画基礎調査は、都道府県による都市計画区域の指定をはじめとする都市計画区域全体における都市計画の基礎となる調査であり、都道府県が広域の見地から区域内の都市の現況及び将来見通しを的確に把握するため、第一義的な責任をもって調査を行うとしつつ、関係市町村に対し必要な協力を求めることで適切に役割分担、情報共有をすることが適切である。市町村が実施する調査結果を活用するなど、調査がより効果的・効率的なものとなるよう、都道府県と市町村間で十分に協議・調整を図らねばならない。 なお、市町村が主体的な都市計画決定を進めていく上で、市町村が独自に調査して得られた結果を基に都市計画を見直すことも可能であることから、市の主体的な都市計画決定を実現することができないとの指摘には当たらない。					
598				C 対応不可	前回答のとおり。 なお、都道府県が県下統一的に調査を実施する中で、市町村に資料・データの提出その他必要な協力を求めるなどして適切に役割分担を図り、作業の合理化、事務負担の軽減等の工夫をすることが可能である。					

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
670	一の指定都市の区域を一の都市計画区域とすることによる指定都市の都市計画決定権限の強化	都市計画法5条第1項に規定する都市計画区域を指定するときは、一の指定都市の区域を一の都市計画区域とする旨の規定の設置	【支障事例】 区域区分の変更は、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(特に、同方針の中に定める「区域区分の決定に関する方針」)に即して行わなければならない。 広域都市計画区域に属する本市(指定都市)が区域区分の変更を行うためには、都道府県が決定権限を有する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(特に、同方針の中に定める「区域区分の決定に関する方針」)について、都道府県が作成するものをベースに調整する必要がある。 制度上、法第15条の2の申出、法第18条の意見聴取、法第87条の協議により、指定都市の考えを大阪府へ伝えることが可能であり、現状は実務的協議により内容の調整を行っている状況である。  【制度改正の必要性】 一方、単独都市計画区域である指定都市は、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の決定権限を有するため、当該指定都市の考えで「区域区分の決定に関する方針」を定めることができる。 同じ指定都市であっても、都道府県が定める都市計画区域(広域都市計画区域か単独都市計画区域)により、権限の格差が生じている。  【制度改正の内容】 一の指定都市の区域を一の都市計画区域(単独都市計画区域)とする旨の法整備を行うことにより、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の権限を全ての指定都市が有することになり、主体性が発揮できるとともに、指定都市の格差が解消される。	都市計画法第5条、第6条の2、第15条、第87条の2		国土交通省	堺市	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」(平成25年12月20日閣議決定)、「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地域主権戦略大綱」(平成22年6月22日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 都市計画区域は、地域の自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量等に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域として指定されるものであり、必ずしも行政区域単位でとらえるのではなく現実の市街地の広がり等も考慮したうえで指定されるものである。 区域区分の有無やその方針を定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画(都市計画区域マスタープラン)については、都市計画区域が一の市町村の区域の内外にわたり指定されうること、周辺市町村への影響等を総合的に勘案して定める能力が必要となることから、都道府県が定めることとされている。 都市計画区域マスタープランには、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針を定めるよう努めるものとされており、それらの都市計画には、一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき地域地区、都市施設に関する都市計画等の都道府県が決定する都市計画も含まれているため、広域の見地から都道府県が決定することが適切である。	都道府県が定める都市計画区域(広域都市計画区域か単独都市計画区域)により、指定都市の間で権限の格差が生じている。 権限の格差を解消し、全ての指定都市で地方分権改革の目的を完遂するためには、当該措置を講じることが必要と考える。		都市計画区域は一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域として指定されるべきものである。	
713	地方公共団体が行う市街地調整区域内の開発行為等について開発許可を不要とすること	開発許可権者が行う開発行為または建築行為(以下「開発等行為」という。)については、行為目的により必要な開発審査会の議を不要とすることを含めて許可制度対象外とする。	【法改正による規制強化】 都市計画法第29条(43条)においては、線引き都市計画区域内では、開発許可権者についても開発等行為の目的によって、許可制度の対象となっている。現行法は、「都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律」による都市計画法の改正(H18.5.31公布)によるものであるが、この法改正以前においては、開発許可権者が行う開発等行為は許可対象外とする規定があった。つまり、法改正により、国・県のみならず、事務権限移譲市町村も一律に開発等行為への規制強化となった。 【今後の懸念】 今後において、「個性を活かし自立した地方」に向けたまちづくりを推進するにあたっては、市町村が設置する施設(建築物)の用途がますます多様化するとともに、開発等行為も多岐にわたるものと推測される。案件によっては開発審査会(事務局:県)を経る必要が生じるものとなるが、開催は3ヶ月毎を予定しており、そのため開発許可権者側も相当の事務量を費やしている一方で、付議は、開発権者が許可妥当と判断するもののみ上程していることから、実質的に形骸化していくことも考えられる。 【制度改正の必要性】 市町村が強い意志をもって行う政策としての開発等行為は、市町村が定めている土地利用計画上の整合等を踏まえ位置を選定し、他法令との調整を経て行うものでもあり、まちの特色や独自性を活かし、地方公共団体がスピード感あふれる住民サービスの向上や大幅な事務量の削減のためにも、地方公共団体、特に事務権限委譲市町村が行う開発等行為に対しては、開発許可制度適用除外とすべきと考えられるものである。	都市計画法第29条及び43条		国土交通省	聖籠町	C 対応不可	市町村が行う開発等行為について、民間等による開発等行為であれば許可を要することとの均衡を図る観点等から、「都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律」(平成18年5月31日公布)において、開発許可を要することとした。 但し、市町村については都市計画法第34条の2第1項及び第43条第3項の協議が成立することをもって、許可があったものとみなされることとしているところ。	都市計画法第34条の2第1項及び第43条第3項の協議においても、案件によっては開発審査会の議を要することとなり、相当な事務量が必要となることは、なんら変わらないものである。地方分権改革に関する提案募集の趣旨を勘案し、仮に「協議の成立」を必要にしても、市町村が行うことができる開発等の範囲を拡大する等、望むものである。			
674	都市計画事業の認可権限に係る指定都市への移譲	現在指定都市が都道府県知事の認可を受けて施行することになっている都市計画事業の認可権限を指定都市に移譲	【具体的な支障事例】 都市計画法第61条において、「事業の内容が都市計画に適合し、かつ事業施行期間が適切であること」と規定されていることから、都市計画と事業の認可は一体のものである。現在、県の認可を受けるには、本市所管課(建築局都市計画課)が事業部署にヒアリングし、確認・調整しながら認可図書等の取りまとめを行い、県へ説明しているため、認可に伴う事務処理などに時間を要している。また、都市計画決定権者と認可権者が別のため、事務効率に支障が生じている。  【懸念に対する方策】 都市計画事業認可権限の移譲に際しては、例えば事務処理の所管部署を別部署にするなど、土地収用に係る権限を事業認可権者と分けることで、収用に對する公平性・公正性・透明性を確保できると考える。なお、土地収用法の事業認定権限を県に残す制度の創設なども検討していく必要があると考える。 都市計画事業の認可権限が指定都市に移譲されれば、地域の実情に応じた事業効果の早期発現を優先に考えた事業推進が可能となり、事業の進捗にあわせて迅速な事務処理の実現により事業期間の短縮につながる。  【法改正イメージ】 都市計画法第87条の2に、「指定都市の区域においては、第59条から第64条にかかわらず、都道府県知事又は都道府県が行うとされている事務においては指定都市の長又は指定都市が行うものとする。」という条文を追加する。	都市計画法第59条		国土交通省	横浜市	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」(平成25年12月20日閣議決定)、「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地域主権戦略大綱」(平成22年6月22日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 都市計画事業は、その認可により、土地収用法上の収用権が付与されることから、土地収用法の仕組みと整合性をとる必要がある。収用権付与については、地域の利害と一定の距離を置いた第三者がチェックを行い、公平性・公正性を確保することが必要であることから、土地収用法においても、収用権を付与する事業の認定は都道府県知事が行っているところである。	都市計画事業認可権限の移譲に際しては、例えば事務処理の所管部署を別部署にするなど、土地収用に係る権限を事業認可権者と分けることで、収用に對する公平性・公正性・透明性を確保できると考える。	地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえ、都市計画事業の認可権限については、都市計画決定権者に移譲するべきである。		

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
670	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求 める。			C 対応不 可	都市計画区域は、地域の自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交 通量等に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、 開発及び保全する必要がある区域について指定されるものであり、必ずしも 行政区域単位でとらえるのではなく現実の市街地の広がり等も考慮したうえ で指定されるものであり、大阪府との間でも協議・調整されたい。					
713	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 なお、国土交通省から現行規定による対応が可能で ある旨の回答があることから、事実関係について提案 団体との間で十分確認を行うべきである。			C 対応不 可	前回回答のとおり。 なお、平成18年改正においては、生活圏の広域化が進むとともに、大規模 な病院や市役所等の公共公益施設が市街化調整区域等の郊外部へ移転す る事例が多数出現し、一部で無秩序な開発を誘引したことから、市町村が行 う開発等行為について新たに開発許可の対象としたものである。					
674	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求 める。			C 対応不 可	都市計画事業は、その認可により、土地収用法上の収用権が付与されること から、土地収用法の仕組みと整合性をとる必要がある。収用権付与につい ては、地域の利害と一定の距離を置いた第三者がチェックを行い、公平性・公 正性を確保することが必要であることから、土地収用法においても、収用権を 付与する事業の認定は都道府県知事が行っているところである。					

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
83	市施行土地区画整理事業の認可権限の市への移譲	市が土地区画整理事業を施行しようとする場合には、事業計画に定める事項のうち、「設計の概要」について、知事の認可を受けなければならないが、当該認可の権限について、移譲を希望するものである。	【制度改正の必要性】 (仮称)大和田二・三丁目地区土地区画整理事業は、市街化調整区域から市街化区域への編入と合わせて市が実施するもので、現在事業計画等を作成している。 本地区は、速やかに事業を完了するため、法的な事業認可が得られるまでの間に、企業誘致や想定換地割込みを行っている。 しかし、設計概要の認可が遅れ、結果として事業に遅れが生じた場合、進出企業の撤退等を誘因するとともに、関係地権者の意欲低下につながる懸念がある。 このことから、事業のスタートとなる「設計の概要」の認可が速やかに行われる必要がある。 なお、地方公共団体施行の土地区画整理事業において、スピード感を持って事業を推進していく潜在的なニーズは高いと推察される。 以上のことから、現在、県が有している市施行土地区画整理事業の認可権限について、市に移譲願うものである。  【過去の議論を踏まえた検討】 設計の概要については、省令第9条において、詳細な技術基準が定められており、これに基づけば、適否の判断は市でも可能である。実際に、組合施行の土地区画整理事業については、既に市に認可の権限が移譲されており、市は省令第9条等に基づいて審査し、認可事務を行っている。 また、事業計画については、設計の概要を含め公衆の縦覧に供し(法第55条第1項)、利害関係者は意見書を提出することができ(同条第2項)、当該意見書については都市計画審議会に付議しなければならない(同条第3項)こととなり、利害関係者の意見や専門家等第三者の判断を考慮する制度が確立されているため、市が独断で定めるものではない。	土地区画整理法第52条第1項	別紙あり	国土交通省	新座市	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論においては「土地区画整理事業は、その事業の性質から関係権利者の権利に強い制限をかけるものであり、事業の施行については、慎重な判断をすべきものである。そのため、土地区画整理事業の認可の主体については、地域の利害と一定の距離を置いた第三者がチェックを行い、公平性・公正性を確保することを必要としているところ。従って、市施行の土地区画整理事業の認可については、都道府県知事が行うこととすべきであり、都道府県知事による認可を廃止することは困難である。」としているところである。			地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえ、市施行土地区画整理事業の認可権限については、土地区画整理事業に係る都市計画決定権者(50ha以下は市町村、50ha超は都道府県)に移譲するべきである。	
405	区市町村施行を除く区市町村が決定した市街地再開発事業に係る認可権限の区市町村への移譲	市街地再開発事業を施行しようとするときは「市町村にあっては都道府県知事の認可を受けなければならない(特別区を含む)」と都市再開発法に定められているが、市町村が決定をした市街地再開発事業においては、市町村施行を除き、市町村は都道府県知事に協議をしたうえで市街地再開発事業の認可をすることができるよう、法改正をされたい。  ※その他(特記事項)のとおりに「具体的な条文改正イメージ」は別紙に記載	【制度改正の必要性】 都市再開発法に基づいて、土地の合理的かつ健全な土地利用と都市機能の更新が必要な区域として都市計画に定めた区域内において、土地所有者等が権利変換方式による共同ビル建設を促進するための手続きであり、住民に最も身近で地域の実情に詳しい区市町村が認可事務処理することが好ましい。そのことにより、区市町村の独自性を発揮でき、事業期間も短縮することができる。なお、区市町村施行については、都道府県の認可事務とすることとされたい。  【制度改正の効果等】 権限移譲がされた場合の効果として、「地元市町村からの經由事務が不要となる。地権者の合意形成状況を的確に把握できる。地元市町村からの意見聴取が不要となる。公共施設管理者との協議状況を的確に把握できる。従前従後配置の照応関係が的確に把握できる。過小床基準を速やかに判断できる。従前従後配置の照応関係が的確に把握できる。」といった事務処理が効率化されることが見込まれる。 また、特別区における本業務を処理するために必要な技術職の職員確保については、区毎ではなく、特別区人事委員会の共同処理によりスケールメリットを活かして採用等を行うことから可能である。  ※その他(特記事項)のとおりに「東京都における本業務の実績」は別紙に記載。	都市再開発法第7条の9、第11条	別紙あり	国土交通省	特別区長会	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論においては「都道府県知事が処理している個人施行者又は再開発会社による第一種市街地再開発事業の施行の認可、市街地再開発組合又は再開発会社による第一種市街地再開発事業の権利変換計画の認可並びに同事業に対する措置命令及び監督(7条の9第1項、11条1項から3項、50条の2第1項、72条1項、124条3項、124条の2、125条、125条の2)」については、指定都市へ移譲する。」としているところである。	本提案は、「個性を活かし自立した地方をつくるため、地方の声を踏まえつつ、社会経済情勢の変化に対応して、地方分権改革を着実に推進していく」として新たに導入された提案募集方式の趣旨に則り、特別区において検討した結果提出しているものである。 また、特別区における再開発事例は、その他市町村に比して多くの蓄積がある。については、左記の過去の結論にある指定都市に特別区を付け加えられたい。	地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえれば、個人施行に係る第一種市街地再開発事業の施行の認可は都道府県又は指定都市の権限とするべきである。		
48	埋立地の権利移転等・用途変更に係る都道府県知事の許可に係る国土交通大臣の協議の廃止	港湾管理者は、背後の都市計画との整合性等地域の実情に応じた港湾行政を行っており、また、埋立地の有効かつ適切な利活用の促進の観点から、用地の売却・貸付についても迅速に対応する必要があり、公有水面の埋立地に関する国土交通大臣の協議は廃止すべき。	【制度改正の必要性】 公有水面埋立法第27条第3項において、都道府県知事(港湾管理者)が権利移転等に係る許可をするときに、同法第29条第3項において、都道府県知事(港湾管理者)が用途変更に係る許可をするときに、それぞれ国土交通大臣に協議することが定められている。しかしながら、昨今の経済事情においては、企業が埋立地を取得するにあたってのあり方が多様化して上、経営判断が迅速化しているため、一刻も早い許可を求められている。すでに標準ガイドラインが示されており、これに則した厳正な審査を港湾管理者が行うことで、期間の短縮化が図られその企業ニーズに応えることができ、なおかつ埋立地を有効に活用をしていくことができる。 【事情変更(現行制度の支障事例)】 企業との交渉端緒において、通常の契約行為に要する期間とは別に、4か月(大臣協議1月とその事前調整3月)が必要であることを説明すると、調達コストの見直し・出店計画など経営判断に時間を要することになり、進出をためらう要因となっている。標準ガイドラインのお書きでは、この期間の柔軟な対応が可能とされているが、企業のリスク管理としては4か月を見込む必要がある。 また、外資系企業の進出事例が増加傾向にあり、同協議による保留条件を付けた契約に難色を示される。さらに、港湾利用としての埋立地の取得形態が多様化しており、様々な企業提案スキームに対して、港湾管理者として機動的に個別的判断が必要な事例もある。	公有水面埋立法第27条第3項、第29条第3項		国土交通省	愛知県	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(平成25年の義務付け・枠付け4次見直しの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論においては、「公有水面は、法律上、国の所有に属する公共の用に供されるべき水域であることから、一定の埋立については、その埋立免許に際し、国の経済活動や海上交通の安全・防災等の観点から、国が認可を行っている。埋立地の処分・用途変更の際においても、同様の観点から、大臣協議により埋立地の適正な利用を担保することが必要である。」との観点から、「協議の迅速化を図るため、事前調整を含めた標準的な処理期間を設定するとともに、(中略)協議に関するガイドラインを作成する。」と結論が出ており、平成25年6月28日付けで通知を行っている。	国土交通大臣の協議については、企業のニーズや地域の実情に合わせた有効活用推進に対して速やかな対応が可能となるよう、更なる迅速化への改善をお願いしたい。	地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、埋立地の権利移転等、用途変更の許可に当たっての国土交通大臣への協議は廃止するべきである。		

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
83	【全国市長会】 手挙げ方式による移譲について、提案団体の意見を十分に尊重されたい。			C 対応不可	提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答で納得いただいたものと考えている。					
405	【全国市長会】 指定都市に移譲している実績があることから、手挙げ方式による移譲について、提案団体の意見を十分に尊重されたい。			C 対応不可	個人・再開発会社による事業の施行の認可、市街地再開発組合の設立認可等の事務を適切に遂行するためには、実際に認可等の実務に携わり、習熟することが必要であり、地域の発意や地域における再開発事業の事例の蓄積のみをもって権限を移譲することは適切ではない。 個人・再開発会社による事業の施行の認可、市街地再開発組合の設立認可等については、私人の財産権に大きな影響を及ぼすことから、事業の円滑な施行の担保と私人の財産権の制限との比較考量や技術的な審査を慎重かつ適切に行える体制・能力が必要不可欠である。このような観点を踏まえ、検討が行われた結果、「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)において、指定都市への権限移譲が妥当であると結論づけられたところ。					
48				C 対応不可	○ 第1次回答の通り、本提案は、すでに過去の議論(平成25年の義務付け・枠付け4次見直しの議論)において結論が出ていると承知している。  ○ なお、平成25年6月28日付けで発出している「公有水面埋立地に係る権利の移転等及び用途変更並びに制限期間の短縮に関する標準ガイドライン」において、「早急に大臣協議が必要な場合は柔軟に対応する」としているところであり、迅速な対応を要する場合は、個別にご相談頂きたい。  ○ また、同ガイドラインにおいて、処分計画書どおりに処分する理立てについては、竣功認可後公募手続き前に一括して大臣協議を行う「包括事前協議」を認めることとしている。包括事前協議を行うことにより、相手方の選定後、速やかに処分することが可能となるので、活用を検討されたい。					

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
215	埋立地の権利移転等に係る都道府県知事の許可に係る国土交通大臣の協議の一部廃止	公有水面埋立法に基づく権利移転等に係る国土交通大臣への協議について、免許出願時に権利移転に係る要件を満たしている場合は不要とする。	公有水面埋立の免許申請を都道府県知事に行った場合、埋立面積50ha超等の国土交通大臣の認可を要する許可に当たっては、埋立の申請に係る「公有水面埋立免許願書」(法第2条関係)の添付図書において、当該願書中「3 埋立地の用途」の概要(権利移転の予定を含む)が判明する資料を添付しており、分譲埋立てとして権利移転を含めて認可を得ている、実際の権利移転の際に国土交通大臣の協議が必要とされており、事務処理が2重となっている。このため、免許の出願内容どおりに権利移転する場合には、国土交通大臣への協議を不要とすることを求める。	公有水面埋立法第27条第3項		国土交通省	福島県	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(平成25年の義務付け・枠付け4次見直しの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論においては、「公有水面は、法律上、国の所有に属する公共の用に供されるべき水域であることから、一定の埋立については、その埋立免許に際し、国の経済活動や海上交通の安全・防災等の観点から、国が認可を行っている。埋立地の処分・用途変更の際においても、同様の観点から、大臣協議により埋立地の適正な利用を担保することが必要である。」との観点から、「協議の迅速化を図るため、事前調整を含めた標準的な処理期間を設定するとともに、(中略)協議に関するガイドラインを作成する。」と結論が出ており、平成25年6月28日付けで通知を行っている。	<回答> 本提案は、通知を受けたうえで更なる措置の提案である。 国から認可を受けた埋立免許の処分計画書の内容に基づいて埋立地の処分を行うのであれば、埋立地の適正な利用について国の確認は受けており、その場合の埋立地の処分に係る大臣協議については、事務処理が2重となるものであるため不要とさせていただきたい。		地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、埋立地の権利移転等、用途変更の許可に当たっての国土交通大臣への協議は廃止するべきである。	
803	港湾区域内の埋立地に係る権利移転等の許可に関する大臣協議の廃止	港湾区域内の埋立地に係る権利移転、用途変更等の許可について、国土交通大臣協議を廃止することを求める。	【支障事例】 港湾管理者が行う港湾区域内の埋立地に係る権利移転、用途変更等の許可について、埋立面積50ha超等の国の認可を要する埋立ての場合は、埋立に関する工事竣功の告示日より起算し10年以内は国土交通大臣への協議が必要とされている。 当該協議に係る審査内容は、処分価格、処分相手方の選考方法、用途等で、都道府県が行う許可基準と同じであって重複が生じている。この審査には事前協議を開始してから約2～3ヶ月の期間を要しており、迅速な事務処理を行ううえで支障が生じている。 【制度改正の必要性】 港湾管理者は背後の都市計画との整合性等地域の実情に応じた港湾行政を行っており、埋立地の有効かつ適切な利活用の観点から、国土交通大臣への協議を廃止することにより、用地の売却・貸付、用途変更について迅速な対応が可能となる。これにより、国・都道府県双方の事務の効率化が図られ、早期に進出を希望する民間企業等のニーズにタイムリーに対応できる。	公有水面埋立法第27条第3項、第29条第3項		国土交通省	兵庫県、京都府、大阪府、徳島県	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(平成25年の義務付け・枠付け4次見直しの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論においては、「公有水面は、法律上、国の所有に属する公共の用に供されるべき水域であることから、一定の埋立については、その埋立免許に際し、国の経済活動や海上交通の安全・防災等の観点から、国が認可を行っている。埋立地の処分・用途変更の際においても、同様の観点から、大臣協議により埋立地の適正な利用を担保することが必要である。」との観点から、「協議の迅速化を図るため、事前調整を含めた標準的な処理期間を設定するとともに、(中略)協議に関するガイドラインを作成する。」と結論が出ており、平成25年6月28日付けで通知を行っている。	・国土交通大臣協議を要しない、一定規模以下の地方港湾に係る埋立地等の権利移転、用途変更等の手続きについては、従来から港湾管理者が適切に行なっている。さらに、国土交通大臣協議を要する手続きにおいても、その審査内容は処分価格、処分相手方の選考方法、用途の適合等であり、都道府県が行なう許可基準と同じである。 ・港湾区域内の埋立地に係る権利移転等の許可に関する同協議には、事前協議から約2～3か月の期間を要しており、早期に進出を希望する民間企業等のニーズに対して迅速に対応できていない。		地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、埋立地の権利移転等、用途変更の許可に当たっての国土交通大臣への協議は廃止するべきである。	
49	埋立地の権利移転等・用途変更に関する処分制限期間等短縮に係る国土交通大臣の協議の廃止	港湾管理者は、背後の都市計画との整合性等地域の実情に応じた港湾行政を行っており、また、埋立地の有効かつ適切な利活用の促進の観点から、用地の売却・貸付や用途変更にも迅速に対応する必要がある。そのため、本特例措置を適用しようとする場合における、国土交通大臣の協議を廃止すべき。	【制度改正の必要性】 港湾法第58条第3項において、港湾管理者が国土交通省令で定める事項を告示し、処分制限期間を短縮するときは、あらかじめ国土交通大臣に協議しなければならないとされている。しかしながら、昨今の経済事情においては、企業が埋立地を取得するにあたってのあり方が多様化する上、経営判断が迅速化している。すでに標準ガイドラインが示されており、これに則した厳正な審査を港湾管理者が行うことで、その企業ニーズに応え、埋立地を有効に活用をしていくことができる。 【事情変更(現行制度の支障事例)】 標準ガイドラインによると4か月(大臣協議1月とその事前調整3月)を要することとされており、なお書きでは、この期間の柔軟な対応が可能と記載されているものの、低未利用地の活性化を促進し、臨海部の活性化に資する迅速かつ柔軟な対応を行うためには、判断材料を欲する企業に対して時機を逸する原因となる。	港湾法第58条第3項		国土交通省	愛知県	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(平成25年の義務付け・枠付け4次見直しの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論においては、「公有水面は、法律上、国の所有に属する公共の用に供されるべき水域であることから、一定の埋立については、その埋立免許に際し、国の経済活動や海上交通の安全・防災等の観点から、国が認可を行っている。埋立地の処分・用途変更の際においても、同様の観点から、大臣協議により埋立地の適正な利用を担保することが必要である。」との観点から、「協議の迅速化を図るため、事前調整を含めた標準的な処理期間を設定するとともに、(中略)協議に関するガイドラインを作成する。」と結論が出ており、平成25年6月28日付けで通知を行っている。	国土交通大臣の協議については、地域の実情に合わせた有効活用推進に対して速やかな対応が可能となるよう、更なる迅速化への改善をお願いしたい。		公有水面埋立に関する国土交通大臣の協議は廃止し、許可に係る制限期間についても短縮、撤廃すべきである。	

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
215				C 対応不可	<p>○ 第1次回答の通り、本提案は、すでに過去の議論(平成25年の義務付け・枠付け4次見直しの議論)において結論が出ていると承知している。</p> <p>○ 免許に係る認可時は、埋立の実施の可否を判断するため、埋立が国土利用上適正かつ合理的であること、埋立地の用途が法定計画に违背しないこと、埋立地の処分方法や予定対価が適正であること等を、願書や処分計画書の添付図書により確認している。一方、処分等の許可に係る協議時は、埋立造成後に免許どおりの土地利用・処分がなされるよう担保するため、実際の処分方法や対価等を確認しており、免許出願時と手続が重複するものではない。</p> <p>○ なお、平成25年6月28日付けで発出している「公有水面埋立地に係る権利の移転等及び用途変更並びに制限期間の短縮に関する標準ガイドライン」において、「早急に大臣協議が必要な場合は柔軟に対応する」としているところであり、迅速な対応を要する場合は、個別にご相談頂きたい。</p> <p>○ また、同ガイドラインにおいて、処分計画書どおりに処分する埋立てについては、竣功認可後公算手続き前に一括して大臣協議を行う「包括事前協議」を認めることとしている。包括事前協議を行うことにより、相手方の選定後、速やかに処分することが可能となるので、活用を検討されたい。</p>					
803				C 対応不可	<p>○ 第1次回答の通り、本提案は、すでに過去の議論(平成25年の義務付け・枠付け4次見直しの議論)において結論が出ていると承知している。</p> <p>○ 公有水面の埋立ては、国民共有の資産である貴重な公有水面を埋立てて、特定の者に土地の造成を認め所有権を与えるものであることから、公有水面埋立法においては、公有水面は、国の所有に属するものと位置づけ、より慎重な取扱いを要する一定の埋立免許については、国の認可にかからしめているところであり、竣功認可後においても、その土地利用・処分の適正さを担保するため、国が協議を受け、確認を行うことが必要である。</p> <p>○ なお、平成25年6月28日付けで発出している「公有水面埋立地に係る権利の移転等及び用途変更並びに制限期間の短縮に関する標準ガイドライン」において、「早急に大臣協議が必要な場合は柔軟に対応する」としているところであり、迅速な対応を要する場合は、個別にご相談頂きたい。</p> <p>○ また、同ガイドラインにおいて、処分計画書どおりに処分する埋立てについては、竣功認可後公算手続き前に一括して大臣協議を行う「包括事前協議」を認めることとしている。包括事前協議を行うことにより、相手方の選定後、速やかに処分することが可能となるので、活用を検討されたい。</p>					
49				C 対応不可	<p>○ 第1次回答の通り、本提案は、すでに過去の議論(平成25年の義務付け・枠付け4次見直しの議論)において結論が出ていると承知している。</p> <p>○ なお、平成25年6月28日付けで発出している「公有水面埋立地に係る権利の移転等及び用途変更並びに制限期間の短縮に関する標準ガイドライン」において、「早急に大臣協議が必要な場合は柔軟に対応する」としているところであり、迅速な対応を要する場合は、個別にご相談頂きたい。</p>					

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
408	生産緑地指定下限面積の廃止	生産緑地地区として指定できる面積要件に係る下限面積の枠付けを廃止し、市(特別区を含む)において設定できるようにする。	本提案は、生産緑地法第2条の2に規定された「国及び地方公共団体の責務」をより効果的に発揮するためのものであり、下限面積をより緩和し、生産緑地地区を最大限に確保することを目的とするものである。 大都市における宅地化農地は小規模であるが、地価が高いため税負担は重く、営農者はできるだけ多くの農地を生産緑地として指定したいと希望しているが、営農者が生産緑地の指定を望んでも500㎡の指定下限面積があるので指定が進まない現状である。また、貴重な農地であるにもかかわらず、それに満たない農地が適用に当たらず保全され難い現状がある。 これらの実情を踏まえて、都市農地が地域環境に安らぎと潤いを醸成し快適な都市社会の形成に寄与している事実を鑑み、営農者の保護育成を図るとともに、これらの農地を積極的に保全するため、生産緑地指定下限面積の枠付けを廃止し、指定下限面積設定ができるようにすべきである。 なお、農業者の負担を軽減し都市農地が保全されることにより、意欲を持って営農に精進できる環境を整備され、都市農地の持つ多面的機能(農産物供給機能、レクリエーション、コミュニティ機能、福祉・保健機能、環境保全機能、教育機能、防災機能、景観形成・歴史文化伝承機能)が発揮され、都市住民の生活の質の向上にもつながることが期待される。	生産緑地法第3条第1項		国土交通省	特別区長会	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(平成25年「義務付け・枠付けの第4次見直し」)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、当省としては以下のとおりと考える。生産緑地地区の面積要件については、都市計画において、農地の持つ緑地機能を評価し、これに厳しい建築規制等の制限を加えて保全を行う以上、農地の持つ緑地等としての機能が発揮される一定の規模以上とする必要があることから、都市計画上の緑地等として評価できる最低限度として500㎡と設定しているところである。そのため、生産緑地地区として指定できる面積要件に係る下限面積の枠付けを廃止することの対応は困難である。	本提案は、「個性を活かし自立した地方をつくるため、地方の声を踏まえつつ、社会経済情勢の変化に対応して、地方分権改革を着実に推進していく」として新たに導入された提案募集方式の趣旨に則り、特別区において検討した結果提出しているものである。 現在、特別区に存する生産緑地は、都市化された市街地において、小規模といえども都市農地としての防災機能、食糧物供給機能を十分に果たしてきたところである。 特に、密集地においては延焼防止、一時避難場所の確保など防災上重要な役割を果たしている。また、農業経営者と生産緑地が集積している地域では、面積300㎡程度の小面積であっても農地の持つ緑地としての機能は発揮される。 また、特に地価の高い都市部においては、固定資産税や相続税、贈与税は農業経営にとって大きな負担となる。営農を続けてきた農地が下限面積未満であるが故に生産緑地に指定されず、税の優遇を受けられないため、転用・売却せざるを得ない事例がある。更には、生産緑地に下限面積要件があるが故に、①複数の所有者の農地が一体となって指定されている場合に、一部所有者の相続発生に伴う転用等により全体で下限面積を下回る、②生産緑地の一部が用地買収されて下限面積を下回る、などによっても解除されてしまう。また、そうした農地について相続税等の納税猶予を受けていれば、農地所有者は納税猶予を打ち切られる(期限の確定)だけでなく、利子税も負担することがある。 以上のことから、生産緑地指定下限面積の枠付けを廃止し、指定下限面積設定ができるようにすべきである。		・生産緑地地区指定の面積要件及び解除要件については、条例に委任する又は条例による補正を許容するべきである。	
827	生産緑地地区指定の面積要件及び解除要件の緩和	生産緑地地区指定の面積要件及び解除要件を緩和すること	【現行】 現行制度においては、面積の一団が500㎡以上の農地として後継者が農業を継続した場合は、相続税の納税猶予措置を受けることが出来ることとなっている。 【支障事例】 複数人からなる生産緑地地区において、農業後継者がいない農家が生産緑地を廃止することに伴い、他の農家が引き続き農業を行う意思がある場合においても、生産緑地地区の面積要件を欠いているとされ、生産緑地地区の指定が解除される。 また、農業用施設用地を相続した場合においては、農地と同様に農業の継続に必要であるにもかかわらず、相続税の納税猶予措置を受けることが出来ない。 一方、後継者がやむを得ず農業は行えないものの農地として継続させたい意思があり、市町・JA等が開発する市民農園など農地を貸し出した場合は、相続税の納税猶予措置が打ち切られてしまう。 このように、相続税の納税猶予措置が打ち切られた場合又は措置が受けられない場合は、相続税、利子税を納めるために農地の転用・売却が進み、農地の減少に一層の拍車がかかることになってしまう。 【提案内容】 そこで、自己都合によらず現行の生産緑地地区の面積要件を満たさなくなった場合、農業用施設用地を相続した場合、農地を守るために生産緑地を賃貸する場合、についても生産緑地地区の面積要件及び解除要件を緩和すべきである。また、公共事業用地として取用された場合にも、自己都合によらず生産緑地地区が農地面積が減少した場合と同様の措置を受けられるようにすべきである。	生産緑地法第3条		国土交通省	兵庫県	C 対応不可	本提案のうち面積要件については、すでに過去の議論(平成25年「義務付け・枠付けの第4次見直し」)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、当省としては以下のとおりと考える。生産緑地地区の面積要件については、都市計画において、農地の持つ緑地機能を評価し、これに厳しい建築規制等の制限を加えて保全を行う以上、農地の持つ緑地等としての機能が発揮される一定の規模以上とする必要があることから、都市計画上の緑地等として評価できる最低限度として500㎡と設定しているところである。そのため、生産緑地地区として指定できる面積要件に係る下限面積の枠付けを廃止することの対応は困難である。 また、農業用施設用地の相続や生産緑地の賃貸は、生産緑地地区の指定の解除とは関わりがない。	・国の示している最低限度(500㎡)については、作物の種類や農地の形状等による生産性等について考慮されたものではなく、合理的な根拠はない。 ・生産緑地には、内水氾濫防止やヒートアイランド対策といった多面的効果が期待されていることから、その減少を防ぐことが必要である。		・生産緑地地区指定の面積要件及び解除要件については、条例に委任する又は条例による補正を許容するべきである。	
513	船員の雇用保険関係事務の国から都道府県への移譲	船員の雇用保険関係事務(失業認定、賃金日額確定等)を都道府県に移譲する。	雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等については、現在、国において一連の事務を処理しているが、受給者に格差を生じさせないため、都道府県の法定受託事務として位置付け、国において統一した基準を策定し、具体的な運用は地方に委ね、必要に応じて国が指導監督することとした上で、都道府県が職業紹介事業と一体的に当該事務を実施できるよう、その権限を都道府県に移譲するべきである。横浜や川崎といった大きな港を抱えている本県としては、移譲により、より地域の事情に即した効果的な無料職業紹介を実施できるものと考えられる。 また、船員の職業紹介の国から都道府県に移譲に伴って、当該事務を国から都道府県に移譲することは船員の失業から就職・定着までの一貫した支援の実施に当たっては不可欠であり、移譲されることで、求職者等が身近な支援を受けられることで利便性が向上する。	雇用保険法第7条(被保険者に対する届出)、第9条(確認)、第10条の4(返還命令等)、第15条(失業の認定)、第19条(基本手当の減額)、第24条(訓練延長給付)、第25条(広域延長給付)、第27条(全国延長給付)		国土交通省	神奈川県	C 対応不可	雇用保険の適用・認定・給付等に係る業務は船員の求職活動を確認して行うものであり、船員職業紹介と密接不可分であるため、引き続き国が実施することが適切である。理由は以下のとおり。 ① 雇用保険業務を都道府県に移管した場合、雇用失業情勢が地域等により大きく異なり、保険料収納額と保険給付額に地域差があることから、都道府県によっては財政状況に不均衡が生じ(※)、雇用保険料の大幅な上昇を招く恐れがある。このため、できる限り多数の労働者を被保険者とし、保険集団をできる限り大きくしてリスク分散を図るとともに、制度の全国的運営により、地域間における保険料収納額と保険給付額との不均衡を是正し、給付に要する資金を安定的に確保する必要があることから、政府管掌保険として運営する必要がある。 ※ 都道府県別の雇用保険の収支差の格差は大きく、例えば、平成18年度の実績を単純に置き換えると、青森県は全国平均の3倍以上、東京都の7倍以上の保険料が必要となる。 ② また、雇用保険の適用・認定・給付等については、公平・適正な業務運営を行う観点から、全国統一した基準に基づき一元的な管理を保険者である国が行う必要があり、仮にそれらの事務のみを都道府県に移管することは、保険財政の責任を負わない自治体が認定等を実施することとなり、失業給付の差給の恐れがあることから不適切である。 ※ 英・米・独・仏等、先進諸国では、財政責任と運営責任の分離はない。 ③ さらに、雇用保険は、仕事を探す人に対する保険制度であり、過去にイギリスにおいて職業紹介と雇用保険の分離をしたことで雇用保険の差給が発生したが、サッチャー政権下で1986年に両者を統合した結果、失業給付受給者が1/3減少したことから、失業認定は職業紹介と組み合わせる実施することが先進国の国際標準である。 ④ 雇用保険の各種手続き等については、職業紹介、求人受理、雇用対策に係る助成金の申請手続き等を扱う船員職業紹介所で行うことが、利用者である求職者や事業主にとって利便性が高い。	雇用保険を都道府県で分割することは考えておらず、国が法令等で基準を定め、その基準に基づいて地方が執行すれば、全国統一性が確保でき、給付の差給の恐れがあるとの指摘は当たらない。なお、生活保護や介護保険など地方の担っている全国統一的な事務は多い。 こうしたことから、ハローワークの移管と併せて、雇用保険関係事務を都道府県に移譲し、利用者の利便性を高めるべきである。		・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答	措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
408	【全国市長会】 法2条の2の地方公共団体の責務を全うし、都市における農地の緑地等としての機能が発揮されるよう、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	生産緑地地区の面積要件については、農地の持つ緑地等としての機能が発揮される一定の規模以上とする必要があることから、都市計画上の緑地等として評価できる最低限度として500㎡と設定しているところである。そのため、生産緑地地区として指定できる面積要件に係る下限面積の枠付けを廃止することは困難である。 なお、生産緑地地区については、他の業種等との税の公平性にも配慮した上で、税制上の特例措置が設けられており、市町村において設定された面積要件に基づく指定ではこのような国としての特例措置を設けることに適さないため、全国一律の基準が必要であると考えている。						
827	【全国市長会】 法2条の2の地方公共団体の責務を全うし、都市における農地の緑地等としての機能が発揮されるよう、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	生産緑地地区の面積要件については、農地の持つ緑地等としての機能が発揮される一定の規模以上とする必要があることから、都市計画上の緑地等として評価できる最低限度として、樹木保存法における樹木の集団の指定面積や農地の所有形態・取引慣行等を踏まえ、500㎡と設定しているところである。そのため、生産緑地地区として指定できる面積要件に係る下限面積の枠付けを廃止することは困難である。 なお、生産緑地地区については、他の業種等との税の公平性にも配慮した上で、税制上の特例措置が設けられており、市町村において設定された面積要件に基づく指定ではこのような国としての特例措置を設けることに適さないため、全国一律の基準が必要であると考えている。						
513			C 対応不可	雇用保険の適用・認定・給付等については、公平・適正な業務運営を行う観点から、全国統一した基準に基づき一元的な管理を保険者である国が行う必要があり、仮にそれらの事務の一部を都道府県に移管することは、保険財政の責任を負わない自治体が認定等を実施することとなり、失業給付の滞給の恐れがあることから非合理的であり合目的ではない。 また、雇用保険の給付には失業認定を必要としているが、これは失業状態(労働の意思及び能力を有するにも関わらず職業に就くことができない状態)にあることを確認する業務であり、保険事故である「失業」が現に発生しているかどうかの判断は、極めて裁量的であり、業務の適正性の観点から保険財政の責任を負う保険者の責任で実施すべきものであり、地方自治体への移管・委託は困難である。また、失業者には、職業紹介及び再就職のための訓練等が必要であり、国がこれらを一元的に実施する必要がある。						

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
512	船員の職業紹介の国から都道府県への移譲	船員の職業紹介に係る事務(求職申込の受付、職業紹介、相談、情報提供等)を都道府県に移譲する。	職業紹介業務については、地域の実情を熟知した都道府県によって、地域の雇用対策が最大限の効果を発揮するように現場実態を踏まえた対策として適切に実行されるべきである。横浜や川崎といった大きな港を抱えている本県としては、より地域の事情に即した効果的な無料職業紹介を実施できるものと考えられる。公共職業安定所の移管と同様で、県労働センターや市役所等の船員の住所地である身近な場所で職業紹介を行えるようにすれば、相談から就職・定着まで(本県においては、現在キャリアカウンセリングや労働相談等を実施)一貫した支援を行うことができ、求職者等の利便性が向上する。なお、雇用保険の財政責任と運営主体の不一致、職業紹介の全国ネットワークが維持できなくなる、という点については、全国知事会が作成した「ハローワークは地方移管でどう変わる」(別添参照)により、解決できるものと考ええる。また、都道府県は産業振興施策等により、船員の職業紹介先企業と国以上に密に接点を持っており、よきめ細かい職業紹介や相談への対応が可能である。	船員職業安定法第15条(求人求職の申込みの受理)、第16条(労働条件の明示)、第17・18条(紹介)、第20条(求人求職の開拓等)		国土交通省	神奈川県	C 対応不可	船員の職業紹介は、海上輸送を担う優秀な船員の安定的確保を図るために不可欠な事務である。また、当該業務は、求職者の住所、求人者の住所、就業場所が船舶が航行又は操業する海域及び出入港する地域という広域にまたがることから都道府県・地域ブロック単位ではなく国が広域的・一元的に実施する必要があること、海上労働の特殊性から他の海事行政(免許その他の資格、職務その他の労働条件、労働基準、産業等)と一体的に実施する必要があることから、地方公共団体へ移管することは合理的でないため、適当ではない。	各都道府県は既に環境、防災、観光等様々な分野で他県との連絡調整の実績があるため、国が法令等で基準を定め、その基準に基づいて地方が執行することで、広域的な統一性は確保できる。また、海上労働の特殊性があることをもって、国が広域的・一元的に実施しなければならないとの理由はない。		・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	
775	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への食品リサイクル法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする)事業者等への立入検査、報告徴収事業者等への指導、公表、助言事業者等への助言、命令	【現行・支障事例】本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。)【改正による効果】都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合意で立入検査を行うとともに、指導、助言、助言、命令を行うに当たり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。審議会の意見聴取についても、主務大臣が行うこととする。	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条、第10条、第24条		農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	C 対応不可	報告徴収・立入検査、指導・公表・助言、助言・命令等の一連の是正措置は、食品リサイクル法の法目的を達成するため、広域的に活動している事業者も含めた他の事業者の取組状況や、近隣の県域も含めた再生利用事業者の状況など、食品循環資源を取り巻くその時点における全国的な状況も踏まえながら、全国統一の観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。	・廃掃法に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。		
975	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・指導・助言および助言・命令に係る事務・権限の広域連合への移譲を求める(事業者が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。)	3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。事業者が一の府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の3R等への取組との連携が可能となる。  なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条、第10条、第24条第1項から第3項		農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省	関西広域連合	C 対応不可	報告徴収・立入検査、指導・助言、助言・命令等の一連の是正措置は、食品リサイクル法の法目的を達成するため、広域的に活動している事業者も含めた他の事業者の取組状況や、近隣の県域も含めた再生利用事業者の状況など、食品循環資源を取り巻くその時点における全国的な状況も踏まえながら、全国統一の観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。	現在、各地方運輸局に委任されている報告徴収・立入検査に関しては、従前より一都道府県を越えない場合は各都道府県への移譲も検討可能とされてきたものであり、これを関西広域連合の区域内に拡大しても条件の違いはないと考える。また、指導・助言、助言・命令等の措置については、国による統一性の確保のための基準の設定および専門的・技術的な支援があれば、広域連合でも対応は可能と考える。	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。		

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
512				C 対応不可	<p>求人者(船舶所有者等の船員を求人する者)においては、船員として乗り組ませよとする船舶の種類及び職種に応じ、受有する海技資格及び当該船舶における経験等を求めることから、その求人条件は、ピンポイントでかつ限定的である。他方、船員の勤務場所は海上で航行する船舶であることから、船員の住所・居所に拘ることなく、また、求人者の住所・所在地を超え全国的・広域的に求人する特色がある。求職者についても住所・居所に関わりなく、自己の保有する海技資格及び海上実歴に合致し、かつ、より良い労働条件で雇用されることを選好する特色にある。一般的に船員職業紹介事務においては、求人者及び求職者のマッチングを適宜適切に実施することが重要であり、住所と勤務地に根ざす地域性はマッチングに求められない。つまり、海技資格制度、海上運送法その他の業法で事業者を所管する国が、海事行政の一貫性をもってこれを運営することが合理的であり、効果が高い。また、船員職業紹介事務と雇用保険事務については、一体的に実施することで、就労機会を創造・確保するセーフティネットとしての役割を果たしているため、いずれかの機能の一部を切り離すことは、非合理的であり合目的的ではない。</p> <p>※理由については、整理番号513も参照されたい。</p> <p>他方、若年者層に対する海事思想の普及を図り、海への関心を高め、船員志望者の拡大を図るといった観点からは、都道府県の協力が不可欠であり、とりわけ、中・高校生に対する周知啓蒙活動を一層推進するための連携を要請したい所存。</p> <p>これに加え、都道府県の学校等が行う無料の船員職業紹介事業については、国として出来る協力をしたい所存。</p>					
775				C 対応不可	<p>○食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の理念</p> <p>食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号、以下、「法」という。)、は、食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に発生している食品残さについて、国の基本方針及び食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定め、当該事項を遵守させるための措置を講ずるとともに、再生利用事業者の登録制度その他食品循環資源の再生利用等を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図るとともに、食品の製造等の事業の健全な発展を促進し、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。</p> <p>法律の制定の背景には、廃棄物の最終処分場のひっ迫等、廃棄物問題に係る深刻化が進む中で、食品の製造等の過程等において生ずる食品残さが大量に排出され、資源として有効利用できるにもかかわらず、その大部分が焼却されていた状況が踏まえ、国全体で食品残さの再生利用等の促進を図るため、国が全国的な食品残さの発生状況を踏まえながら、全国統一的な観点から取り組むべき目標等を定めつつ、全国の事業者に対して取組を促していくべきの考えがあったところ。</p> <p>食品関連事業者は、主務大臣が定める判断の基準となるべき事項に依り、再生利用に取り組むこととされている。判断の基準となるべき事項には、再生利用等の実施の原則、食品循環資源の再生利用等の実施に関する目標、発生抑制の方法等について定められており、この事項は、食品廃棄物等を多量に発生させる食品関連事業者が、主務大臣に毎年度報告する、食品廃棄物等の発生量や再生利用等の取組状況を踏まえて決定される。</p> <p>また、食品リサイクルを促進するため、食品循環資源の肥料化等を行う事業者等に対しては、廃棄物処理法の特例を設けている。これは、食品残さは散在する食品関連事業者の事業場で少量ずつ排出されるという特性を有している一方、再資源化を効率的に行っていくためにはある程度のまとまりが必要である中、市町村ごとに必要とされる廃棄物処理法上の許可を不要とすることで、広域にわたる事業場から再生利用事業を行う者が食品残さを調達しやすくなるという考えに基づくものである。</p> <p>したがって、本法は、住民に最も身近な市町村単位で、地域の実情に応じた適正に処理されることとなる一般廃棄物処理や、都道府県等の一定の規制の下、民間の自由な競争・契約によって処理される産業廃棄物処理とは異なり、国が、全国規模で製造、流通、消費される食品及びその廃棄物の現状について把握し、国の基本方針及び食品関連事業者の判断の基準となるべき事項等を検討する必要がある。これらの食品リサイクル法の目的やその性質を鑑みれば、食品関連事業者等の義務の履行状況等にかかる指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することとする場合には同法に基づく制度全体を根本から変更しなければならないと考えられる。</p> <p>仮に、権限を移譲した場合の実施上の問題点については別紙をご参照されたい。</p>	<p>&lt;平26&gt;</p> <p>4【国土交通省】</p> <p>(5)食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平12法116)(財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省と共管)</p> <p>食品関連事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行い、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>&lt;平27&gt;</p> <p>4【国土交通省】</p> <p>(3)食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平12法116)(財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省と共管)[再掲]</p> <p>食品廃棄物等多量発生事業者が主務大臣に提出する定期報告(9条1項)については、国と地方公共団体が連携して地域ごとの食品循環資源の再生利用等を促進するため、都道府県別の食品廃棄物等の発生量及び再生利用の実施量について報告を求めよう、食品廃棄物等多量発生事業者の定期報告に関する省令(平19 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令3号)を改正する。</p> <p>[措置済み(食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令の一部を改正する省令(平成27年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第2号))]</p>	省令	平成27年7月31日	食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令の一部を改正する省令(平成27年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第2号)	
975				C 対応不可	<p>○食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の理念</p> <p>食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号、以下、「法」という。)、は、食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に発生している食品残さについて、国の基本方針及び食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定め、当該事項を遵守させるための措置を講ずるとともに、再生利用事業者の登録制度その他食品循環資源の再生利用等を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図るとともに、食品の製造等の事業の健全な発展を促進し、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。</p> <p>法律の制定の背景には、廃棄物の最終処分場のひっ迫等、廃棄物問題に係る深刻化が進む中で、食品の製造等の過程等において生ずる食品残さが大量に排出され、資源として有効利用できるにもかかわらず、その大部分が焼却されていた状況が踏まえ、国全体で食品残さの再生利用等の促進を図るため、国が全国的な食品残さの発生状況を踏まえながら、全国統一的な観点から取り組むべき目標等を定めつつ、全国の事業者に対して取組を促していくべきの考えがあったところ。</p> <p>食品関連事業者は、主務大臣が定める判断の基準となるべき事項に依り、再生利用に取り組むこととされている。判断の基準となるべき事項には、再生利用等の実施の原則、食品循環資源の再生利用等の実施に関する目標、発生抑制の方法等について定められており、この事項は、食品廃棄物等を多量に発生させる食品関連事業者が、主務大臣に毎年度報告する、食品廃棄物等の発生量や再生利用等の取組状況を踏まえて決定される。</p> <p>また、食品リサイクルを促進するため、食品循環資源の肥料化等を行う事業者等に対しては、廃棄物処理法の特例を設けている。これは、食品残さは散在する食品関連事業者の事業場で少量ずつ排出されるという特性を有している一方、再資源化を効率的に行っていくためにはある程度のまとまりが必要である中、市町村ごとに必要とされる廃棄物処理法上の許可を不要とすることで、広域にわたる事業場から再生利用事業を行う者が食品残さを調達しやすくなるという考えに基づくものである。</p> <p>したがって、本法は、住民に最も身近な市町村単位で、地域の実情に応じた適正に処理されることとなる一般廃棄物処理や、都道府県等の一定の規制の下、民間の自由な競争・契約によって処理される産業廃棄物処理とは異なり、国が、全国規模で製造、流通、消費される食品及びその廃棄物の現状について把握し、国の基本方針及び食品関連事業者の判断の基準となるべき事項等を検討する必要がある。これらの食品リサイクル法の目的やその性質を鑑みれば、食品関連事業者等の義務の履行状況等にかかる指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することとする場合には同法に基づく制度全体を根本から変更しなければならないと考えられる。</p> <p>仮に、権限を移譲した場合の実施上の問題点については別紙をご参照されたい。</p>	<p>[再掲]</p> <p>&lt;平26&gt;</p> <p>4【国土交通省】</p> <p>(5)食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平12法116)(財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省と共管)</p> <p>食品関連事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行い、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>&lt;平27&gt;</p> <p>4【国土交通省】</p> <p>(3)食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平12法116)(財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省と共管)[再掲]</p> <p>食品廃棄物等多量発生事業者が主務大臣に提出する定期報告(9条1項)については、国と地方公共団体が連携して地域ごとの食品循環資源の再生利用等を促進するため、都道府県別の食品廃棄物等の発生量及び再生利用の実施量について報告を求めよう、食品廃棄物等多量発生事業者の定期報告に関する省令(平19 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令3号)を改正する。</p> <p>[措置済み(食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令の一部を改正する省令(平成27年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第2号))]</p>	省令	平成27年7月31日	食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令の一部を改正する省令(平成27年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第2号)	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
979	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく国の報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。 なお、各自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手上げ方式とする。 権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。	廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。 また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれがある。 そのため、事業所が一の都道府県の区域内のみにある場合は、事務・権限を都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。 その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条、第24条		農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省	鳥取県	C 対応不可	報告徴収・立入検査、勧告・命令等の一連の是正措置は、食品リサイクル法の法目的を達成するため、広域的に活動している事業者も含めた他の事業者の取組状況や、近隣の県域も含めた再生利用事業者の状況など、食品循環資源を取り巻くその時点における全国的な状況も踏まえながら、全国統一的な観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。	廃棄物処理法に基づく産業廃棄物や一般廃棄物の処理に関する報告徴収・立入検査、指導・命令等の一連の是正措置については、国が示した事務処理基準や通知等を踏まえて全国統一的な観点から考慮しつつ、従前から都道府県又は市町村が実施している。同様に、食品リサイクル法に基づく事務についても、国が事務処理基準等を示すことで都道府県・市町村による実施が可能であり、廃棄物処理法に基づく権限と一体的に運用することで事務の効率化につながることから、移譲が必要である。	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。		
776	資源有効利用促進法に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への資源有効利用促進法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする) 事業者等への立入検査、報告徴収事業者等への指導、助言事業者等への勧告、公表、命令	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。) 【改正による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合意で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うに当たり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。審議会の意見聴取についても、主務大臣が行うこととする。 なお、指定表示事業者に対して、県独自の表示を勧告、公表、命令するものではない。	資源有効利用促進法第11条、第13条、第16条、第17条、第19条、第20条、第22条、第23条、第25条、第32条、第33条、第35条、第36条、第37条		経済産業省、環境省、財務省、厚生労働省、国土交通省、農林水産省	兵庫県、徳島県	C 対応不可	同法目的を達成するため、国が全国統一的な観点から報告徴収・立入検査、指導・助言、勧告・公表・命令等を行う必要があり、これら権限を委譲することは困難である。命令に当たっては、主務大臣は産業構造審議会等の意見を聴いて行うこととされており、社会的妥当性を確保するため、慎重な検討が求められることから、国が統一して行うことを法が予定している。 なお、同法は、指定表示製品の販売等を行う者に対して、統一的な表示の標準を示し、その遵守を求めているところ、他の事業者の取り組み状況等を踏まえ、全国統一的な観点から国がこれら措置を行うことが適当である。	・廃掃法に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。		
368	省エネ法に基づく特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収、立入検査の都道府県への権限移譲	エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、希望する都道府県に移譲すること。	【必要性】エネルギー政策基本法第6条においては、「地方公共団体は、基本方針ののっとり、エネルギーの需給に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、その区域の実状に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」こととされている。地方公共団体は、本規定に基づき、特に地域として取り組むべき「エネルギー使用の合理化(省エネルギー)の促進」「再生可能エネルギーの普及」の施策の充実等に努めている。 これらの取組みをより効果的なものとするため、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく、特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、都道府県に移譲する必要がある。 【具体的な効果】地方公共団体においては、省エネルギー促進のための取組みを行っているが、地域におけるエネルギーの使用状況等を把握することができないため対象を重点化等することができず、また指導・助言する権限もないため、取組の成果が限定的となっている。例えば、本県においては、工場・事業場等の省エネルギー診断事業を無料でやっているが、エネルギー多消費事業者の情報を把握し、これら事業者に対し省エネ診断の活用を指導・助言することが可能となれば、地域内におけるエネルギー使用の合理化が大幅に進むことが期待される。 【効果的な取組みとするための工夫】「求める措置の具体的内容」にあわせて、当該法令に基づき国において収集した事業者等情報を、都道府県の求めに応じ提供することで、より効果的な取組とすることができる。	エネルギーの使用の合理化に関する法律第6条、第53条、第60条、第67条、第87条	福岡県提案分	経済産業省、農林水産省、国土交通省、警察庁、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、環境省	九州地方知事会	C 対応不可	平成25年11月22日付けで、全国知事会から内閣府地方分権改革推進室に対して、特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収、立入検査に関する権限の委譲の受入れが困難である旨示されている。	昨年度検討されたのは「全国一律・一斉の権限移譲」であるが、全国知事会と各府省の見解が一致せず、権限移譲が実現しなかったものである。本年度の提案は、全国一律・一斉の権限移譲ではなく、「希望する自治体への権限移譲」であり、昨年度の結論をもって拒否することは不適切と考える。  本会としては、手挙げ方式で行うことにより、全国知事会の主張する包括移譲の必要性も具体的に検証できるものとする。	・指導、助言、報告徴収、立入検査の権限のほか、特定事業者等の指定、定期報告書の受理、中長期計画書の受理や合理化計画に係る指示及び命令などの権限についても包括的に移譲すべきであり、全国一律の制度化に向け、問題点等を検証するため、手挙げ方式や社会実験による実現を検討するべきである。 ・自治事務に区分されるものと考えられるため、国による指示権は原則認められず、また、基準の設定については、義務付け・枠付けのメルクマールの範囲内とすべき。 ・なお、平成25年11月22日付け文書では、権限移譲後の責任ある対応を取ることができない報告徴収・立入検査等の事務のみの受け入れについて困難と記載したものを。		

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
979	【全国市長会】 権限を受けた都道府県から市へ権限を移譲する場合は、手上げ方式による移譲を求める。			C 対応不可	<p>○食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の理念 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号。以下、「法」という。)は、食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に発生している食品残さについて、国の基本方針及び食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定め、当該事項を遵守させるための措置を講ずるとともに、再生利用事業者の登録制度その他食品循環資源の再生利用等を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図るとともに、食品の製造等の事業の健全な発展を促進し、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。</p> <p>法律の制定の背景には、廃棄物の最終処分場のひっ迫等、廃棄物問題に係る深刻化が進む中で、食品の製造等の過程等において生ずる食品残さが大量に排出され、資源として有効利用できるにもかかわらず、その大部分が焼却されている状況が踏まえ、国全体で食品残さの再生利用等の促進を図るため、国が全国的な食品残さの発生状況等を踏まえながら、全国統一的な観点から取り組むべき目標等を定めつつ、全国の事業者に対して取組を促していくべきとの考えがあったところ。</p> <p>食品関連事業者は、主務大臣が定める判断の基準となるべき事項に従い、再生利用に取り組むこととされている。判断の基準となるべき事項には、再生利用等の実施の原則、食品循環資源の再生利用等の実施に関する目標、発生時の方法等について定められており、この事項は、食品廃棄物等を多量に発生させる食品関連事業者が、主務大臣に毎年度報告する、食品廃棄物等の発生量や再生利用等の取組状況を踏まえて決定される。</p> <p>また、食品リサイクルを促進するため、食品循環資源の肥料化等を行う事業者等に対しては、廃棄物処理法の特例を設けている。これは、食品残さは散在する食品関連事業者の事業場でも少量ずつ排出されるという特性を有している一方、再資源化を効率的に行っていくためにはある程度のまとまりが必要である中、市町村に必要とされる廃棄物処理法上の許可を不要とすることで、広域にわたる事業場から再生利用事業を行う者が食品残さを調達しやすくなるという考えに基づいたものである。</p> <p>したがって、本法は、住民に最も身近な市町村単位で、地域の実情に応じて適正に処理されることとなる一般廃棄物処理や、都道府県等の一定の規制の下、民間の自由な競争・契約によって処理される産業廃棄物処理とは異なり、国が、全国規模で製造・流通・消費される食品及びその廃棄物の現状について把握し、国の基本方針及び食品関連事業者の判断の基準となるべき事項等を検討する必要がある。これらの食品リサイクル法の目的やその性質を鑑みれば、食品関連事業者等の義務の履行状況等にかかる指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することとは、おおよそ法の想定するところではないと考えられる。</p> <p>(2) 貴県の意見について(別紙に記載) (3) 仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点 仮に、特定事業者等に対する指導・監督権限について、国から貴県に権限を移譲した場合、実態上の問題点が予想される。(別紙あり)</p>	<p>【再掲】 &lt;平26&gt; 4【国土交通省】 (5) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平12法116)(財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省と共管) 食品関連事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>&lt;平27&gt; 4【国土交通省】 (3) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平12法116)(財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省と共管)[再掲] 食品廃棄物等多量発生事業者が主務大臣に提出する定期報告(9条1項)については、国と地方公共団体が連携して地域ごとの食品循環資源の再生利用等を促進するため、都道府県別の食品廃棄物等の発生量及び再生利用の実施量について報告を求めよう。食品廃棄物等多量発生事業者の定期報告に関する省令(平19財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令3号)を改正する。 [措置済み(食品廃棄物等多量発生事業者の定期報告に関する省令の一部を改正する省令(平成27年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第2号))]</p>	省令	平成27年7月31日	食品廃棄物等多量発生事業者の定期報告に関する省令の一部を改正する省令(平成27年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第2号)	
776				C 対応不可	<p>(1) 資源の有効な利用の促進に関する法律の理念 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号。以下「法」という。)は、使用済物品等及び副産物の発生を抑制並びに再生資源及び再生部品の利用による資源の有効利用を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律である。</p> <p>具体的には、製品の製造段階における3R対策、設計段階における3Rの配慮(原材料の使用の合理化、長期使用の促進、構造の工夫等)、製造事業者による自主回収・リサイクルシステムの構築など製造事業者として取り組むべき事項を主務省令(「判断の基準となるべき事項」として定めており、住民に最も身近な市町村において地域の実情に応じて適正に処理する産業廃棄物処理とは異なり、製造事業者等が全国単位(製造及び製品は一地域で完結するものではない)で3Rを実施することを目的としたものであり、製造事業者等における義務の履行状況にかかる指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することは、おおよそ法の想定するところではないと考えられる。</p> <p>(2) 貴県の意見について(別紙に記載) (3) 仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点 仮に、特定事業者等に対する指導・監督権限について、国から貴県に権限を移譲した場合、実態上の問題点が予想される。(別紙あり)</p>	<p>&lt;平26&gt; 4【国土交通省】 (4) 資源の有効な利用の促進に関する法律(平3法48)(財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省と共管)[再掲] 特定資源事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>&lt;平27&gt; 4【国土交通省】 (2) 資源の有効な利用の促進に関する法律(平3法48)(財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省と共管)[再掲] 地方公共団体における資源の有効な利用の促進を図るため、法の施行状況(副産物発生量、取組事例等)に関する調査結果の活用について、地方公共団体に平成28年度中に周知する。</p>	周知	平成28年12月27日	法の施行状況(副産物発生量、取組事例等)に関する調査結果の活用について、平成28年12月に全国の都道府県・政令指定都市に周知した。  「資源有効利用促進法施行状況調査のご紹介について」(平成28年12月27日付け経済産業省産業技術環境局リサイクル推進課事務連絡)	
368	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。			C 対応不可	<p>1. エネルギーに係る施策は、我が国の経済活動に欠くことのできないエネルギーを安定的に供給することが目的であり、海外から安定的に燃料を調達する施策と、燃料資源を有効に利用するための施策とで構成されている。後者の規制が省エネ法であり、エネルギーを使用する事業者に対して一定の義務を課している。</p> <p>2. 国は省エネ法の目的にある「エネルギーの使用の合理化を総合的に推進する」ため、「事業者全体の状況」と「個々の事業者の状況」の両者を踏まえて事業者の取組を評価し、指導や立入検査等を実施する必要がある。このため、国の指示権の行使及び統一的な基準に基づく運用は必須である。</p> <p>3. また、特定事業者等の指定、定期報告書の受理、中長期計画書の受理や合理化計画に係る指示及び命令などの権限を移譲した場合、事業者全体の状況を把握し、勸業した上で事務を実施することが不可能となる。</p> <p>4. さらに、省エネ法では、事業者における省エネルギー対策の強化を図る観点から、事業者が複数の所在地に設置している全ての事業所について全体としての効果的かつ効果的な省エネルギー対策の実施を義務付けるため、事業者単位での規制を行っているところであるが、今回の九州知事会の提案のように、自治体が自らの管内の事業所のみを対象として立入検査等を行う場合、複数の都道府県に事業所を有する事業者にとっては、同一事業者でも事業所ごとに立入検査等を行う主体が異なることとなり、法の趣旨に反する。この際、全国知事会の意見のように国の指示権を認めず自治体毎に異なる運用が行われた場合は特に、事業者の混乱を招くおそれがある。また、自らの管内に本社がある事業者が有する他自治体の事業所を対象として立入検査等を行う場合は、当該事業所が立地する自治体又は国との調整が不可欠であり、現実的ではない。</p> <p>5. 加えて、手上げ方式により都道府県に権限を移譲し、全国知事会の意見のように国の指示権を認めない場合は、対象事業者の範囲に関わらず当該「事業者全体の状況」を踏まえた対応が困難であり、法目的の達成が困難となる。</p> <p>6. 以上のことから、移譲の対象とはできない。</p>	<p>&lt;平26&gt; 4【国土交通省】 (3) エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭54法49)(警察庁、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省と共管) 特定事業者等(事業所等が一都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する指導、助言、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方について、平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>&lt;平27&gt; 4【経済産業省】 (1) エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭54法49) 特定事業者等が主務大臣に提出する定期報告(15条)については、都道府県内の特定事業者等の実態(特定事業者等及びエネルギー管理指定工場等の名称等)及び都道府県別のエネルギーの消費実態(エネルギー管理指定工場等の各種エネルギーの使用量の合計)について、都道府県への情報提供を平成27年度から行う。</p>			左記平27対応方針の措置(検討)状況について、経済産業省関係フォローアップを参照	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
510	「総合効率化計画」の認定、報告徴収、取消、確認事務等の国から都道府県への移譲	①事業者から申請のある「総合効率化計画」の認定、②認定事業者からの報告徴収、③認定の取消、④特定流通業務施設の基準適合の確認事務について、移譲を求める。	当該業務は、県(一部市)が行っている農地転用の許可事務や開発行為の許可事務と密接に関連しており、都道府県に事務を移譲することで効率的な事務の執行が期待できる。国において当該事務を実施することで、県が実施する上記事務との乖離や矛盾が生じる可能性がある。そのため、県において実施することで、上記事務との連携を図ることができ、地域の特性を反映したきめ細かい施策を展開できるとともに、流通業務施設を設置を含む総合効率化計画の認定事務とあわせ、同一の行政庁が農地転用と開発行為の許可を効率的に進めることで、迅速な流通業務施設の整備が可能となり、効率的で環境負荷の小さな物流の構築という目的に対して総合的な対応が図られ、流通の効率化に資する。なお、国の自己仕分けにて、従来から国が一元的に実施していること、安全対策や事業者の円滑な事業活動等の観点から国が引き続き所管すべき事務とされているが、地域の特性や県で実施する施策との整合性を図る観点から県が所管すべきと考える。また、H25年の各省の検討においては、流通業務施設が所在する市町村や都道府県に止まらず、国際・国内の物流網の効率化について念頭に置く必要があり、総合効率化計画の認定は国が行うことが適切とされているが、各拠点が創意工夫を図り、それぞれが地域の状況に応じた効率化を図ることによっても、都道府県域に止まらない効率化が見込めることから、都道府県が担うべきと考える。	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第4条、第5条、第7条、第21条		国土交通省、経済産業省、農林水産省	神奈川県	C 対応不可	1. 国際競争力強化に資する基幹的な物流ネットワークの形成を重点的に図っていくことは、国際的・全国的な見地から実施していく必要があるため、国によって実施されることが適切である。日本再興戦略改訂2014においても、我が国産業等の国際競争力強化を図るため、交通政策基本法に基づき、国際海上輸送網と全国的な国内交通網とを結節する機能の強化等を図ることは、政権を上げて優先的に取り組むこととされている。 2. 流通業務総合効率化事業は、我が国の国際競争力の強化等を目的として、事業の中心となる流通業務施設を社会資本の活用を促進し、輸送、保管等の流通業務の総合的かつ効率的な実施により、物流全体のネットワークの改善、国内の物流コストの低減やリードタイムの短縮を実現していくための事業であるため、当該施設が所在する市町村や都道府県に止まらず、国際・国内の物流網の効率化について念頭に置く必要があり、総合効率化計画の認定は国が行うことが適切である。 3. また、流通業務総合効率化事業は、輸送、保管、荷さばき及び流通加工を一体的に実施する事業であり、これらの作業を実際に担う物流事業者が主体となって実施する事業であるため、過積載や過労運転等を含め、これらの事業が適切に行われているかについても合わせて確認している。そのため、各輸送モードに係る行政を所管する国土交通省で総合効率化計画の認定を行うことが合理的であり、また、効率的である。 4. さらに、上記のとおり、流通業務総合効率化事業は、輸送、保管等の流通業務を総合的に効率化する事業であるため、モーダルシフト、トラック輸送の効率化、荷主から物流を一貫して預け負うサービスである3PL事業※の導入等の各輸送モード及びモードを越えた施策と総合的に一体的に推進する必要がある。そのため、物流事業全般に係る施策を所管している国土交通省において実施することが適切である。 ※ 3PL事業：荷主に代わって、最も効率的な物流戦略の企画立案や物流システムの構築について包括的に受託し、実行すること 5. 上記のように国家として行っている流通業務総合効率化事業を推進していくために、国では、総合効率化計画の認定を要件として、貨物自動車運送事業等の事業許可等があったとみなす特例や、特定流通業務施設を対象として税制の特例を措置しているところである。 6. なお、ご指摘のあった都道府県等が行う農地転用の許可事務や開発行為の許可事務は、特定流通業務施設を整備する際に、農地法や都市計画法の観点から適合性を確認するものであり、特定流通業務施設に限らず、一般的に土地利用の変更を行う際には必ず許可を受けなければならないものである。また、物流総合効率化法の認定に当たっては、あらかじめ、都道府県知事の意見を聴くこととされており、十分な調整を図りながら認定を行うこととされているため、これらの事務との間に乖離や矛盾が生じる性質のものではない。	物流ネットワーク形成を図るため、有効な施策を推進していただきたいが、提案した「総合効率化計画」の認定、報告徴収、取消、確認事務等当該業務は、県(一部市)が行っている農地転用の許可事務や開発行為の許可事務と密接に関連しており、都道府県に事務を移譲することで効率的な事務の執行が期待できる。また、企業誘致、中小企業への各種支援等により生産者と結びつきがあり、かつ、道路などの社会資本の整備状況に精通している都道府県が計画の認定を担うことで、生産拠点の状況を踏まえた輸送、保管等の流通業務を総合的かつ効率的に判断し、物流全体のネットワークの改善を図ることが可能となると考える。特定流通業務施設に関連する施設が複数の都道府県にまたがる場合は、当該都道府県間で連携を取ることで、国際的・全国的な見地の欠如の懸念を払拭できると考える。総合効率化計画の認定等の事務については、計画を実施する者の種別等に応じて、国(国土交通大臣、経済産業大臣、農林水産大臣)または都道府県が行うこととなっており、申請者にとっては煩雑な制度となっている。この状況を改善するため、権限移譲に当たっては、国(三主務大臣)の所管分全てについて同時に行う必要があると考える。		・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	
18	特別用途地区の指定に係る国の承認の報告化	用途地域等の制限緩和する場合、現状国の承認が必要な手続きであるが、特別用途地区の指定について、国への報告とすることで、国の土地利用を有効活用できるようにする。	【制度改正の必要性】市内において特別用途地区の手法を活用し、土地を有効に活用していきたいと考えている。狛江市の玄関口である狛江駅北口は、再開発事業により駅前広場など整備されているが、南口については基盤の整備も進んでいない。狛江駅の再開発事業を検討する中で、様々な手法が考えられる。都市計画事業として開発を行うことも1つであるが、住民発意による地区計画の設定や特別用途地区を設定し商店を呼び込み、狛江独自のまちづくりを推進することもできると考えている。  【制度改正の内容】建築基準法第49条第2項の国土交通大臣の承認を規制緩和をさせていただき報告とすることで、手続きの時間を短縮し、地元住民との調整など市民との協働の時間に活用したい。	建築基準法第49条第2項 都市計画法第8条		国土交通省	狛江市	C 対応不可	本規定は、特別用途地区の区域内の用途制限について、その地区の指定の目的のために必要と認める場合においては、国土交通大臣の承認を得て、条例で用途制限を緩和することができることとした規定である。用途規制は、国民の生命、健康及び財産の保護を図るために、国の役割として、目指すべき市街地像に応じた建築物の最低限の基準を定めるものであり、その緩和は、建築物の最低限の基準を例外的に緩和するものであるため、国土交通大臣の承認が必要であり、それを定めた本規定は見直しにはならない。	都市計画施設等の区域内における建築等の規制(都市計画法第53条)の許可や用途指定の変更等、都における権限が基礎自治体への権限移譲の具体的措置として平成24年4月1日から地方公共団体に移譲されている。また、国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針については平成25年9月13日付けで地方分権改革推進本部において決定されている。権限移譲は今後も進めていくものと考えられる。  地域の自主性及び自立性を高める良好なまちづくりを推進するためには、面的な指定を行う用途地域指定では解決できない実態が多く存在しており、現状では地区計画により解決を図る手法が持ち合わせていない。しかし、地区計画の指定については時間をかけた議論を行う必要があり、有効な解決手段として機能していない。このため、地方公共団体が地域独自のまちづくりを推進するためにも、権限移譲や照会、報告等手続きの簡素化を行なうことで、合理化を図ってほしいと考え、提案するものである。	特別用途地区は市町村が都道府県と協議して決定するものであり、その目的を達成するためにふさわしい建築物の用途は地方公共団体において適切に判断することが可能である。このため、国土交通大臣の承認は廃止するべきである。		
786-1	建築基準法における特別用途地区等内の建築物に係る市町村等条例による制限緩和の際の承認権限の都道府県への移譲	建築基準法第49条第2項中「地方公共団体」を「市町村」に改めるとともに、法第49条第2項及び第68条の2第5項中条例により建築基準法の規定による制限を緩和する際の「国土交通大臣」の承認を「都道府県知事」の承認に改める。	【現行】都市計画法上は、特別用途地区については、用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため、地区計画については、区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を整備、開発・保全するため、市町村に決定権限が付与されており、決定にあつても都道府県との協議(町村にあっては同意)で足ることとされている。 【制度改正の必要性】これと同様に都道府県知事が市町村の条例による制限の緩和を承認することにより、手続の整合及びその円滑化を図ることができ、より地域の実態に即した緩和を行うことができる。 【改正による効果】建築基準法第48条各項の用途地域の例外許可については、国からの技術的助言等により、建築審査会での調査審議を経ながら、特定行政庁である都道府県が法の趣旨に反しないことなどを判断している。今後、今回の提案項目についても技術的助言等が発出されることにより、国に代わり都道府県が確認機能を果たすことができると考えられる。	建築基準法第49条第2項、第68条の2第5項		国土交通省	兵庫県  【共同提案】 和歌山県、徳島県	C 対応不可	(第49条第2項関係) 本規定は、特別用途地区の区域内の用途制限について、用途地域における用途制限を補充し、当該区域の特性に相応しい土地利用の増進等の目的を達成するために必要と認めるときは、その地区の指定を得て、条例で定め、最低基準である用途地域の用途制限を緩和することができることとした規定であるところ。用途規制は、国民の生命、健康及び財産の保護を図るために、国の役割として、目指すべき市街地像に応じた建築物の最低限の基準を定めたものであり、その緩和は、建築物の最低限の基準を例外的に緩和するものであるため、国土交通大臣の承認が必要であり、それを定めた本規定は見直しにはならないと示しているところ。	・特定行政庁でもある都道府県においては、用途規制が始まって以来、その運用及び例外許可(建築基準法第48条各項許可)を積み重ねるとともに、用途地域の変更等にあつては、都市計画行政と建築行政との緊密な連絡調整を図ってきたところである。 ・制限の緩和については、当該用途地域の指定の目的に背離しない範囲であること、緩和に伴う環境悪化や利便性の低下を招かないこと等、地域事情を熟知した都道府県においてこそ、より適切な判断が可能である。	特別用途地区、地区計画は市町村が都道府県と協議をして決定するものであり、その目的を達成するためにふさわしい建築物の用途は地方公共団体において適切に判断することが可能である。このため、国土交通大臣の承認は廃止すべきである。		

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
510	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。			C 対応不可	<p>1. ご指摘のあった都道府県等が行う農地転用の許可事務や開発行為の許可事務については、繰り返しになるが、特定流通業務施設に限らず、一般的に土地利用の変更を行う際には必ず許可を受けなければならないものであり、かつ、物流総合効率化法の認定に当たっては、あらかじめ、都道府県知事の意見を聴くこととされており、十分な調整を図りながら認定を行うこととされているため、これらの事務との間に乖離や矛盾が生じる性質のものではない。今後とも、総合効率化事業の認定に当たっては、貴県を含む都道府県と十分に調整を図るよう努めて参りたい。</p> <p>2. なお、総合効率化計画の認定の提出にあたっては、総合効率化事業の区分に応じて政令で規定されており、貨物流通事業者であれば国土交通大臣に提出することとなるが、これは、実施しようとする総合効率化計画が、物流関係事業の許認可に係る事務との一体的処理等を行う必要があるからである。</p> <p>総合効率化事業は、法施行から平成25年度末までに222件の認定があるが、ほぼ全ての総合効率化計画において貨物流通事業者が主体的に実施しており、今後も物流効率化を主体的に実施するのは貨物流通事業者となる傾向は変わらないと見込まれるため、国土交通省に認定の申請を行えばよいことになっていることから、申請者にとって煩雑なものとはなっていない。</p>					
18	提案団体の意見を十分に尊重されたい。			C 対応不可	<p>用途規制は、国民の生命、健康及び財産の保護を図るために、国の役割として、目指すべき市街地像に応じた建築物の最低限の基準を定めたものであり、各用途地域の指定目的に従い、法律で用途を限定的に列挙している。</p> <p>また、用途規制は市街地の環境を保全するためのもつとも基本的な制限であり、特にその特例許可の際には公聴会を開催し、近隣住民の意見を聴取することが義務づけられている。</p> <p>このような用途規制の条例による緩和は、法で定めた最低の基準を緩和し、一般に新たな基準を示すことになり、用途規制の目的である市街地環境の保全が担保できなくなるおそれがあるため、国の権限により建築基準法令の規定として妥当なものであるか判断する必要がある。</p>	6【国土交通省】 (1)建築基準法(昭25法201) (vii)以下に掲げる事務については、事務の迅速かつ円滑な執行に資するため、国土交通大臣が認めた具体的な事例に関して、地方公共団体に情報提供を行う。 ・特別用途地区内における地方公共団体の条例による建築基準法の制限緩和(49条2項) ・地区計画等の目的を達成するために行う市町村の条例による建築基準法の制限緩和(68条の2第5項) ・伝統的建造物群保存地区内における市町村の条例による建築基準法の制限緩和(85条の3)	周知	平成27年12月24日	建築基準法に基づく国土交通大臣の承認を得て、条例により建築基準法の規定を緩和した具体的な事例について(平成27年12月24日付国住街第131号)	
786-1	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。			C 対応不可	<p>用途規制は、国民の生命、健康及び財産の保護を図るために、国の役割として、目指すべき市街地像に応じた建築物の最低限の基準を定めたものであり、各用途地域の指定目的に従い、法律で用途を限定的に列挙している。</p> <p>また、用途規制は市街地の環境を保全するためのもつとも基本的な制限であり、特にその特例許可の際には公聴会を開催し、近隣住民の意見を聴取することが義務づけられている。</p> <p>このような用途規制の条例による緩和は、法で定めた最低の基準を緩和し、一般に新たな基準を示すことになり、用途規制の目的である市街地環境の保全が担保できなくなるおそれがあるため、国の権限により建築基準法令の規定として妥当なものであるか判断する必要がある。</p>	[再掲] 6【国土交通省】 (1)建築基準法(昭25法201) (vii)以下に掲げる事務については、事務の迅速かつ円滑な執行に資するため、国土交通大臣が認めた具体的な事例に関して、地方公共団体に情報提供を行う。 ・特別用途地区内における地方公共団体の条例による建築基準法の制限緩和(49条2項) ・地区計画等の目的を達成するために行う市町村の条例による建築基準法の制限緩和(68条の2第5項) ・伝統的建造物群保存地区内における市町村の条例による建築基準法の制限緩和(85条の3)	周知	平成27年12月24日	建築基準法に基づく国土交通大臣の承認を得て、条例により建築基準法の規定を緩和した具体的な事例について(平成27年12月24日付国住街第131号)	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
786-2	建築基準法における特別用途地区等内の建築物に係る市町村等条例による制限緩和の際の承認権限の都道府県への移譲	建築基準法第49条第2項中「地方公共団体」を「市町村」に改めるとともに、法第49条第2項及び第68条の2第6項中条例により建築基準法の規定による制限を緩和する際の「国土交通大臣」の承認を「都道府県知事」の承認に改める。	【現行】都市計画法上は、特別用途地区については、用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため、地区計画については、区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を整備・開発・保全するため、市町村に決定権限が付与されており、決定にあつても都道府県との協議(町村にあつては同意)で足ることとされている。 【制度改正の必要性】これと同様に都道府県知事が市町村の条例による制限の緩和を承認することにより、手続の整合及びその円滑化を図ることができ、より地域の実態に即した緩和を行うことができる。 【改正による効果】建築基準法第48条各項の用途地域の例外許可については、国からの技術的助言等により、建築審査会での調査審議を経ながら、特定行政庁である都道府県が法の趣旨に反しないことなどを判断している。今後、今回の提案項目についても技術的助言等が発出されることにより、国に代わり都道府県が確認機能を果たすことができると考えられる。	建築基準法第49条第2項、第68条の2第6項		国土交通省	兵庫県 【共同提案】和歌山県、徳島県	C 対応不可	(第68条の2第5項関係)本提案は、すでに過去の議論(平成20年の第2次勧告の議論)において結論が出ていと承知している。 なお、過去の議論においては、本規定は、地区計画の区域内の用途制限について、用途地域における用途制限を補完し、当該区域の特性に相応しい土地利用の増進等の目的を達成するために必要と認めるときは、国土交通大臣の承認を得て、条例で定め、最低基準である用途地域の用途制限を緩和することができることとした規定であるところ。用途規制は、国民の生命、健康及び財産の保護を図るために、国の役割として、目指すべき市街地像に応じた建築物の最低限の基準を定めたものであり、その緩和は、建築物の最低限の基準を例外的に緩和するものであるため、国土交通大臣の承認が必要であり、それを定めた本規定は見直しにはなじまないと示しているところ。	・特定行政庁でもある都道府県においては、用途規制が始まって以来、その運用及び例外許可(建築基準法第48条各項許可)を積み重ねるとともに、用途地域の変更等にあつて、都市計画行政と建築行政との緊密な連絡調整を図ってきたところである。 ・制限の緩和について、当該用途地域の指定の目的に背離しない範囲であること、緩和に伴う環境悪化や利便性の低下を招かないこと等、地域事情を熟知した都道府県においてこそ、より適切な判断が可能である。		特別用途地区、地区計画は市町村が都道府県と協議をして決定するものであり、その目的を達成するためにふさわしい建築物の用途は地方公共団体において適切に判断することが可能である。このため、国土交通大臣の承認は廃止すべきである。	
787	建築基準法における伝統的建造物群保存地区内の建築物等に係る市町村条例による制限緩和の際の承認権限の都道府県への移譲	市町村の条例により建築基準法の規定による制限を緩和する際の「国土交通大臣」の承認を「都道府県知事」の承認に改める。	【現行】都市計画法上は、伝統的建造物群保存地区については当該地区の保存のため、必要な現状変更の規制について定めるものとして、市町村に決定権限が付与されており、決定にあつても都道府県との協議(町村にあつては同意)で足ることとされている。 【制度改正の必要性】これと同様に都道府県知事が市町村の条例による制限の緩和を承認することにより、手続の整合及びその円滑化を図ることができ、より地域の実態に即した緩和を行うことができる。 【改正による効果】建築基準法第3条1項各号の法の適用除外等については、国からの技術的助言等により、建築審査会での調査審議を経ながら、特定行政庁である都道府県が法の趣旨に反しないことなどを判断している。今後、今回の提案項目についても技術的助言等が発出されることにより、国に代わり都道府県が確認機能を果たすことができると考えられる。 また、景観重要建造物である建築物に対する制限の緩和についても、伝統的建造物群保存地区内の制限の緩和と同様の手続であることから、都道府県知事が市町村の条例による制限の緩和を承認することとし、これにより、手続の整合及びその円滑化を図ることができる。	建築基準法第85条の2、第85条の3		国土交通省	兵庫県 【共同提案】大阪府、徳島県	C 対応不可	建築基準法第85条の3の規定により、伝統的建造物群保存地区内においては、伝統的建造物及びこれと一体をなしてその価値を形成している伝統的建造物以外の建築物を含む周囲の環境を対象として、市町村の条例で定められた現状変更の規制及び保存のための措置を確保するため必要と認める場合は、国土交通大臣の承認を得て、条例で建築物に係る制限の緩和を行うことができる。 一方、建築基準法第3条第1項の規定は、国宝、重要文化財等として個別に指定又は認定された建築物単体について建築基準法を一律適用除外としているものである。 これらを踏まえ、法第3条第1項の規定が個別の建築物を対象とするのに対して、法第85条の3の規定では、本来は建築基準法を遵守すべき伝統的建造物以外の建築物や新たに建築する建築物を含めて、例外的に制限を緩和するものであり、緩和の対象となる建築物の性質が異なることから一概に比較はできないと考える。 また、緩和の対象となる制限は、国民の生命、健康及び財産の保護を図るために、国の役割として、目指すべき市街地像に応じた建築物の最低限の基準を定めたものである。その制限の緩和は、建築物の最低限の基準を例外的に緩和するものであるため、国土交通大臣の承認が必要であり、それを定めた本規定は見直しにはなじまないと考える。 なお、伝統的建造物群保存地区内における建築物の制限の緩和措置は、伝統的建造物群を構成する建築物が、法の目的とする交通安全、防火、衛生等の市街地環境について同等以上の環境を確保することをもって認められるものではなく、伝統的建造物群の保護の必要性から認められたものであるため、適用除外の条項、緩和の程度を伝統的建造物群保存のため必要とされる最小限のものに限るべきであることを申し添える。	・古民家等の歴史的建築物の保存活用を推進することとして、防火避難・構造安全性の確保に関する事項について建築審査会の包括同意基準化が示唆されるなど、一層指定を行っていくこととされ、都道府県において、多様な建築物を対象とした法の適用除外が可能となったところである。 ・伝統的建造物群保存地区内の建築物に係る規制の一部緩和にあつても、法の目的とする交通、安全、防火、衛生等の市街地環境について同等の環境確保をより考慮したうえで、地域の実情を熟知した都道府県においてこそ、国よりも適切な判断が可能である。	伝統的建造物群保存地区は市町村が都道府県と協議して決定するものであり、その目的を達成するためにふさわしい建築物の用途は市町村において適切に判断することが可能である。このため、国土交通大臣の承認は廃止するべきである。		
788	建築基準法に定める基準等によらない大規模な建築物等における特殊な方法による耐震性能や防火避難性能の確保について、建築物ごとに構造方法等の認定権限の都道府県への移譲	超高層建築物や大規模な建築物等における特殊な方法による耐震性能や防火避難性能の確保について、建築物ごとに構造方法等を「国土交通大臣」が認定する仕組みを「都道府県知事」の認定に改めること。	【現行】建築基準法に定めていない特殊な建築材料や構造方法などの認定(構造方法等の認定)については、国土交通大臣はその性能を評価し、その結果に基づき審査することとされており、その審査に必要な評価を指定性能評価機関に行わせている。 【支障事例】例えば、兵庫県立芸術文化センター建設時において、大規模な空間を確保するため、法の認定が必要な避難安全検証法に基づく設計としたため、国への認定手続きに時間を要した。 【移譲による効果】認定対象となる構造方法等のうち、「超高層建築物等」、「避難安全検証」、「耐火性能検証」は、①建築物等ごとの個別検証となること、②民間の性能評価機関において性能評価の実務が行われていることから、都道府県知事の認定とすることが可能で、かつ認定に要する期間の短縮を図ることができる。 <認定対象となる構造方法等のうち、移譲を求めるもの> ・超高層建築物等の認定(構造耐力)(建築基準法第20条第1号) ・耐火性能検証等の認定(建築基準法施行令第108条の3第1項第2号及び第4項) ・避難安全検証の認定(第129条の2第1項及び第129条の2の2第1項) ・煙突の認定(構造耐力)(第139条第1項第3号及び第4号口) ・鉄筋コンクリート造の柱等の認定(構造耐力)(第140条第2項において準用する(第139条第1項第3号及び第4号口) ・広告塔又は高架水槽等の認定(構造耐力)(第141条第2項において準用する(第139条第1項第3号及び第4号口) ・乗用エレベーター又はエスカレーター等の認定(構造耐力)(第143条第2項において準用する(第139条第1項第3号及び第4号口) ・遊戯施設の認定(構造耐力)(第144条第1項第1号口及びハ(2))	建築基準法第20条第1号、第68条の26、同施行令第108条の3第1項第2号及び第4項、第129条の2第1項、第129条の2の2第1項、第139条第1項第3号及び第4号口(令第140条第2項、令第141条第2項、令第143条第2項、において準用するものを含む。)、第144条第1項第1号口及びハ(2)		国土交通省	兵庫県	C 対応不可	構造方法等の認定は、申請ごとに異なる内容の構造方法等について個々に審査し、認定するものであるが、申請される構造方法等の内容は多岐にわたり、かつ、高度な検証が必要であるため、認定の判断を行う主体が異なる場合、同一又は類似の構造方法等であっても審査結果が異なる場合が生じ得ると考えられる。 具体的には、構造方法等の認定に当たっては、高度な検証による性能評価を実施した上でこれに基づき審査をすることとされており、大臣は、性能評価機関を指定してこれを行わせているところであるが、都道府県知事が性能評価機関を指定して性能評価を実施させ、これに基づき審査・認定を行う場合、試験方法等の高度な検証の実施方法や評価基準について都道府県ごとに差異が生じ、結果的に認定に差異が生じることが想定される。 建築基準法は、全国一律に適用される建築物に関する最低の基準を定めるものであり、国民の生命・財産等の保護を図る観点から、国土交通大臣が全国的に認定を行うことが必要であり、権限委譲は認めるべきではない。	・今回の提案は、構造方法等の認定に係る性能評価機関の指定権限の移譲を求めるものではなく、大臣が指定した評価機関の審査結果に基づく認定の権限を都道府県知事に移譲することを提案するものである。 ・耐火構造、不燃材料の認定等全国一律に適用される建築物に関するものについては、事務の効率性を含め、国土交通大臣が全国的に行うことが必要であるが、今回提案の「超高層建築物等」、「避難安全検証」、「耐火性能検証」等については、建築物ごとの個別検証に関するものであることから、都道府県による迅速な認定が可能になると考える。	関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。		

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
786-2	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。			C 対応不可	用途規制は、国民の生命、健康及び財産の保護を図るために、国の役割として、目指すべき市街地像に応じた建築物の最低限の基準を定めたものであり、各用途地域の指定目的に従い、法律で用途を限定的に列挙している。 また、用途規制は市街地の環境を保全するためのもっとも基本的な制限であり、特にその特例許可の際には公聴会を開催し、近隣住民の意見を聴取することが義務づけられている。 このような用途規制の条例による緩和は、法で定めた最低の基準を緩和し、一般に新たな基準を示すことになり、用途規制の目的である市街地環境の保全が担保できなくなるおそれがあるため、国の権限により建築基準法令の規定として妥当なものであるか判断する必要がある。	[再掲] 6【国土交通省】 (1)建築基準法(昭25法201) (vii)以下に掲げる事務については、事務の迅速かつ円滑な執行に資するため、国土交通大臣が認めた具体的な事例に関して、地方公共団体に情報提供を行う。 ・特別用途地区内における地方公共団体の条例による建築基準法の制限緩和(49条2項) ・地区計画等の目的を達成するために行う市町村の条例による建築基準法の制限緩和(68条の2第5項) ・伝統的建造物群保存地区内における市町村の条例による建築基準法の制限緩和(85条の3)	周知	平成27年12月24日	建築基準法に基づく国土交通大臣の承認を得て、条例により建築基準法の規定を緩和した具体的な事例について(平成27年12月24日付国住指第131号)	
787				C 対応不可	緩和の対象となる制限は、国民の生命、健康及び財産の保護を図るために、国の役割として、目指すべき市街地像に応じた建築物の最低限の基準を定めたものである。 伝統的建造物群保存地区内における建築物の制限の緩和措置は、伝統的建造物群を構成する建築物が、法の目的とする交通、安全、防火、衛生等の市街地環境について同等以上の環境を確保することをもって認められるものではなく、伝統的建造物群の保護の必要性から認められたものであるため、適用除外の条項、緩和の程度を伝統的建造物群保存のため必要とされる最小限のものに限るべきであるとともに、法で定めた最低の基準を緩和し、一般に新たな基準を示すことになり、防火規制等による建築物の安全性を担保できなくなるおそれがあるため、国の権限により建築基準法令の規定として妥当なものであるか判断する必要がある。	[再掲] 6【国土交通省】 (1)建築基準法(昭25法201) (vii)以下に掲げる事務については、事務の迅速かつ円滑な執行に資するため、国土交通大臣が認めた具体的な事例に関して、地方公共団体に情報提供を行う。 ・特別用途地区内における地方公共団体の条例による建築基準法の制限緩和(49条2項) ・地区計画等の目的を達成するために行う市町村の条例による建築基準法の制限緩和(68条の2第5項) ・伝統的建造物群保存地区内における市町村の条例による建築基準法の制限緩和(85条の3)	周知	平成27年12月24日	建築基準法に基づく国土交通大臣の承認を得て、条例により建築基準法の規定を緩和した具体的な事例について(平成27年12月24日付国住指第131号)	
788				C 対応不可	〇 構造方法等の認定は、申請された構造方法等が、建築物の安全等を確保するための最低の基準である建築基準法令で定める性能を満たすものであるかの評価・認定を行うものであり、適切な判断がなされない場合直ちに国民の生命等の保護に影響を与えるおそれがあるとともに、建築物ごとの認定であっても、性能を満たす構造方法等を新たに示すこととなるため、統一的な判断が行われる必要がある。  〇 具体的には、申請される構造方法等は、新たな技術や検証方法を用いるなど個々に異なるものであり、大臣が性能評価を踏まえて認定を行う際には、当該性能評価のための試験方法等の妥当性を性能評価機関や専門家等の意見も踏まえて検討するとともに、同一・類似の技術・検証方法への認定状況等との整合性等を考慮の上、認定を行っているところ。 このため、仮にご提案のとおり大臣が指定した性能評価機関の性能評価に基づき都道府県知事が認定を行うとしても、ある都道府県では認定され、別の都道府県では認定されない事態が生じることとなるため、都道府県知事への認定権限の移譲は困難である。  〇 なお、認定手続の迅速化等を図るため、審査項目が多岐にわたる超高層建築物の大臣認定における審査において、事業者の円滑な申請に資するよう、申請内容の不足等に関するチェックリストの作成等の対策を講ずることとする。	4【国土交通省】 (2)建築基準法(昭25法201) 超高層建築物等の構造方法に係る国土交通大臣の認定(20条1項1号)については、認定手続の迅速化等を図るとともに、事業者の円滑な申請に資するよう、申請内容に関するチェックリストの作成等の措置を講ずる。	通知	平成27年3月31日	建築基準法第68条の26第5項の性能評価書に係るチェックリストについて(平成27年3月31日付国住指第1070号)	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
330	自校分とあわせて他校分の給食を作る場合(いわゆる親子方式)の給食施設に係る建築基準法の緩和	建築基準法48条別表2の(へ)欄2項及び(と)欄2項、「原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50㎡を超えるもの」に「(学校の給食調理室を除く)」を加える。	【提案の内容】 学校内または学校敷地内に併設されている給食調理室で、他の学校の給食を調理する場合(いわゆる親子方式)の共同調理場を住居系地域においても建築できるように提案するものです。 新たに中学校等で学校給食を実施する場合において、児童数の減少により、調理能力に余裕のある学校で、他校分の給食もあわせて調理しようとするもので、既存施設の有効活用及び経費の節減を図れるものと考えます。また、既存の給食調理室を利用するため、近隣環境への影響は少ないと考えます。 【制度改正の必要性及び現行制度で対応困難な理由】 本市では、実施していなかった中学校給食を今後実施する方向で現在検討をしています。実施方法として、自校方式、共同調理場方式、親子方式等がありますが、この内、児童数の減少で調理能力に余裕がある既存の小学校の調理場で調理する親子方式が、既存施設の有効活用や経費の軽減などから、有力な候補と考えています。しかし、親子方式は用途が工場として取り扱われるため、住居系の用途地域では建築基準法に抵触します。例外規定により、個別に建築許可を得る方法がありますが、許可を担保されたものではありません。給食の実施方法の検討等を複数年かけ、市民や議会に報告し、予算の計上ができても、最終的に建築審査会の同意が得られずに不許可となる可能性があります。そのため、建築許可の制度に期待することは困難と考えます。	建築基準法48条別表2	別紙あり	国土交通省	八幡市	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(平成24年の義務付け・枠付けの見直し(第4次見直し)の議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論においては、学校給食共同調理場は、調理・配送等の作業に伴い交通量の増大や臭気・振動・騒音等の発生のおそれがあることから、住居系地域における建築を一律に認めることはできないが、現行においても、特定行政庁が個別に許可した場合は建築を行うことが可能であると示しているところ。	本提案は、学校敷地内における多数校の調理を行う学校給食共同調理場の中で、少子化等による児童数の減少により、調理能力に余裕のある学校において、その調理能力の範囲内で他校の調理をするいわゆる親子方式に限定したものです。そのため、近隣への環境には影響を及ぼさないものと考えます。 本市においては、新たに中学校給食の実施を検討しており、築後数十年経過した中学校に調理施設を整備することは、構造的な問題等から困難な状況にあります。そのため、近隣の調理能力に余裕のある小学校で調理し、搬送するいわゆる親子方式を採用することが、最も効果的と考えています。中学校給食の早期実現のため、親子方式に限定して、住居系地域でも建築できるよう配慮願います。	—	—	—
602	自校分とあわせて他校分の給食を作る場合(いわゆる親子方式)の給食施設に係る建築基準法の緩和	用途地域内の建築物の制限を見直し、学校給食共同調理場を住居地域においても建築できるようにする。	【制度改正の内容】 用途地域内の建築物の制限を見直し、自校分とあわせて他校分の給食を作る場合(いわゆる親子方式)の給食施設を住居地域(第1種住居地域)においても、建築できるようにする。 【現行制度で対応困難な理由】 建築基準法第48条第14号の規定では、前各項のただし書きの規定による制限建築物の建築を許可する場合においては、利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行い、かつ、建築審査会の同意を得なければならぬとある。このような手続きに関しては、時間がかなり必要となり、また、建築の許可もおりるとは限らないため、給食共同調理場の建築場所が決定できず、保護者等への説明ができない。 【具体的な支障事例】 当市においては、小学校の敷地内に給食共同調理場の建築を検討しているが、その場所が第1種住居地域に指定されており支障を来している。	建築基準法第48条第14号		国土交通省	宮津市	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(平成24年の義務付け・枠付けの見直し(第4次見直し)の議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論においては、学校給食共同調理場は、調理・配送等の作業に伴い交通量の増大や臭気・振動・騒音等の発生のおそれがあることから、住居系地域における建築を一律に認めることはできないが、現行においても、特定行政庁が個別に許可した場合は建築を行うことが可能であると示しているところ。	—	—	—	
397	延べ面積が1万㎡を超える建築物に係る建築主事の事務の権限移譲について	建築基準法施行令第149条第1項第1号に規定する「延べ面積が1万㎡を超える建築物」、同項3号に規定する「工作物」及び同項4号に規定する「建築設備」のうち、同項2号の規定により都知事の許可を必要としないものに係る事務を、特別区が置く主事の事務に改める。	建築主事の設置は、都道府県又は人口25万人以上の市等建築主事を設置する市が行うこととされているが、特別区においては都区双方に建築主事を設置し、都の建築主事が処理する事務以外の事務を特別区の建築主事が処理することとされている。本事務は、現行の建築基準法では、特別区の建築主事の権限に属しないものとされているため、都の建築主事の事務となっている。 移譲された場合、「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」に規定されている申請書等を都へ送付する事務、手数料の都への報告及び納付事務及び証書等を都から区に送付する事務や、事務処理特例交付金にかかる事務の負担が軽減されるとともに、書類等の往復にかかる期間が短縮されることで事務の効率化が図られる。また、利用者は、当該手続・協議の際にかかる移動距離、事務処理期間等の短縮による物理的な負担の軽減や、窓口の一本化による審査状況、進捗などの行程管理が容易になるなど、利便性が向上する。 さらに、実際の事務においても、1万㎡を超える建築物如何に係らず、原則的には法の適用は一律であって、事務の実施には問題はない。 以上の観点から、特に都の建築主事であれば実施できない根拠はなく、かつ特別区において実施することが合理的であるため、本事務の権限移譲を求める。 また、「床面積が大きくなるほど審査の事務負担が増す」「31㎡超の建築物は審査項目が数多くある」との懸念があるが、現在特別区が行っている事務でも、31㎡超の建築物はあり、事務処理に関して支障はなく、区での対応は十分に可能である。	建築基準法第97条の3第1項、2項 建築基準法施行令第149条第1項		国土交通省	特別区長会	C 対応不可	延べ面積が1万㎡を超える建築物については、床面積の大きさ、その構造の複雑さ等から審査の事務負担が大きいため、東京都(特別区内)においては、1万㎡超の建築物の建築件数が他の地方公共団体と比べて多く、全ての建築物を区に移管した場合、区の負担が増加することとなるが、お示しの提案事項からは、特別区においてこれらの事務の適正かつ迅速な執行に支障がないことに対する根拠が不明確である。 このため、建築主となる民間事業者等への影響等を勘案すれば、都の建築行政の責任者である知事が特別区の体制等について確認し同意することなしに、特別区がこれらの事務を実施することは妥当ではないと考えている(建築基準法第4条第2項及び第3項に基づき、都道府県知事の同意を得た場合には、1万㎡を超える建築物も含めて建築主事がその事務を行うことが出来る)。 また、「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」に規定されている事務の負担の軽減については、東京都と区の間で適切に協議されたい。	本提案は、都知事の許可が不要なものに係る事務であり、指定確認検査機関による確認検査が充実している状況も踏まえ、提案の実現によって区の処理する件数が現在より大幅に増加するとは考えにくく、区の負担増及び建築主となる民間事業者等への影響等に支障がなく、移譲された場合の事務負担軽減や効率化、利便性の向上によるメリットが大きいため、区条例など、権限が移譲されることで事業者や地元住民に対して円滑な指導・誘導が可能となり、一体的、総合的なまちづくりの推進が可能となる。 更に、平成25年度、都心の提案区における1万㎡超の新築物件の確認申請受付件数は、9件(昇降機等は39件)であり、計画変更等を含めても34件(昇降機等は39件)程度であり、事務処理に支障をきたすほど、著しく業務量が増加するとはいえない。これらの理由をもって事務処理の合理化やサービス向上が図れないとすることは、正当な理由にはあたらないと考える。	特別区の区域は一つの都市計画区域として指定されており、一体の都市として総合的に整備・保全することとされている。 このため、(管理番号398)「延べ面積が1万㎡を超える建築物に係る特定行政庁の事務の権限移譲について」と密接に関連しており、23区全域を都が広域的かつ一体的に処理する必要がある。 また、提案のあった事項については、都区間で事務配分の協議を行っている最中であるため、今回の検討においては慎重に対応されたい。	—	—

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.28閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
330	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求 める。			D 現行規 定により対 応可能	本提案は、すでに過去の議論(平成24年の義務付け・枠付けの見直し(第4次見直 しの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論においては、学校給食共同調理場は、調理・配送等の作業に伴 い交通量の増大や臭気・振動・騒音等の発生のおそれがあることから、住居系地域 における建築を一律に認めることはできないが、現行においても、住居の環境を害す おそれなく、公聴会を経て、建築審査会の同意が得られたものであれば、特定 行政庁は個別に許可することができる。	6【国土交通省】 (1)建築基準法(昭25法201) (vi)住居系の用途地域における自校分と併せて他校分の給食を作る場合の 学校給食共同調理場の建築については、特定行政庁が許可(48条1項から7 項)をするに当たって積極的な対応を行うことができるよう、先進的な事例に 関して、地方公共団体に情報提供を行う。	周知	平成27年12月4日	学校給食共同調理場に係る建築基準法第 48条の規定に基づく許可の事例について (技術的助言)(平成27年12月4日付国住街 第124号)	
602	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求 める。			D 現行規 定により対 応可能	提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答で納得いただいたも のと考えている。	(再掲) 6【国土交通省】 (1)建築基準法(昭25法201) (vi)住居系の用途地域における自校分と併せて他校分の給食を作る場合の 学校給食共同調理場の建築については、特定行政庁が許可(48条1項から7 項)をするに当たって積極的な対応を行うことができるよう、先進的な事例に 関して、地方公共団体に情報提供を行う。	周知	平成27年12月4日	学校給食共同調理場に係る建築基準法第 48条の規定に基づく許可の事例について (技術的助言)(平成27年12月4日付国住街 第124号)	
397	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。			D 現行規 定により対 応可能	○ 建築基準法(以下「法」という。)第4条第2項及び第3項に基づき、市町村(特別 区を含む)は、都道府県知事との協議・同意手続を経て建築主事を置いた場合に は、建築主事及び特定行政庁の権限に属する全ての事務を行うことができる。一 方、法第97条の3の規定は、特別区は、一定の範囲内の事務であれば、協議・同意 手続を経ずに建築主事を置くことができることとするものである。  ○ 上記のとおり、ご提案の内容については、法第4条第2項及び第3項の規定に基 づき建築主事を置くことにより、現行規定で対応可能であり、全国知事会からも慎重 な対応が求められているため、都区間で適切な事務配分の協議を行った上で対応さ れたい。					

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
398	延べ面積が1万㎡を超える建築物に係る特定行政庁の事務の権限移譲について	建築基準法施行令第149条第1項第1号に規定する「延べ面積が1万㎡を超える建築物」、同項3号に規定する「工作物」及び同項4号に規定する「建築設備」のうち、同項2号の規定により都知事の許可を必要としないものに係る事務を、特別区が置く主事の事務に改める。	特別区の区域内における特定行政庁の事務は、建築基準法施行令第149条第1項に規定する建築物(1万㎡を超える建築物等)については都の事務として、都が処理する事務以外の事務を特別区が処理することとされている。本事務は、現行の建築基準法では、特別区の権限に属しないものとされているため、都の事務となっている。 移譲された場合、「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」に規定されている申請書等を都へ送付する事務、手数料の都への報告及び納付事務及び証書等を都から区に送付する事務や、事務処理特例交付金にかかる事務の負担が軽減されるとともに、書類等の往復にかかる期間が短縮されることで事務の効率化が図られる。また、利用者は、当該手続・協議の際にかかる移動距離、事務処理期間等の短縮による物理的な負担の軽減や、窓口の一本化による審査状況、進捗などの行程管理が容易になるなど、利便性が向上する。 さらに、実際の事務においても、1万㎡を超える建築物如何に係らず、原則的には許認可の基準は一律であって、事務の実施には問題はない。建築基準法第12条第1項及び第3項の定期報告先を統一し、一元管理することで、事務のスリム化、所有者への利便性の向上と合理的な指導が可能となることから安全性の向上も図られる。 以上の観点から、特に都が特定行政庁として処理する事務でなければ実施できない根拠はなく、かつ特別区において処理することが合理的であるため、本事務の権限移譲を求める。 また、「床面積が大きくなるほど審査の事務負担が増す」「31m超の建築物は審査項目が数多くある」との懸念があるが、現在特別区が行っている事務でも、31m超の建築物はあり、事務処理に関して支障はなく、区での対応は十分に可能である。	建築基準法第2条第1項第35号、同法第97条の3第3項建築基準法施行令第2条の2第2項、同施行令第149条第2項、3項		国土交通省	特別区長会	C 対応不可	お示しの内容では、求める措置の具体的な提案内容が不明瞭であるが、延べ面積が1万㎡を超える建築物に係る特定行政庁の事務の権限については、床面積の大きさ、その構造の複雑さ等から審査の事務負担が大きいく所、東京都(特別区内)においては、1万㎡超の建築物の建築件数が他の地方公共団体と比べて極めて多く、全ての建築物を区に移管した場合、区の負担が増加することとなるが、お示しの提案事項からは、特別区においてこれらの事務の適正かつ迅速な執行に支障がないことに対する根拠が不明確である。 このため、建築主となる民間事業者等への影響等を勘案すれば、都の建築行政の責任者である知事が特別区の体制等について確認し同意することなしに、特別区がこれらの事務を実施することは妥当ではないと考えている(建築基準法第4条第2項及び第3項に基づき、都道府県知事の同意を得た場合には、1万㎡を超える建築物も含めて特定行政庁がその事務を行うことが出来る)。	本提案は、建築基準法施行令第149条等で規定されている延べ面積が1万㎡を超える建築物に係る特定行政庁の事務権限を移譲することを求めているものである。 本提案は、都知事の許可が不要なものに係る事務であり、指定確認検査機に関する確認検査が充実している状況も踏まえ、提案の実現によって区の処理する件数が現在より大幅に増加するとは考えにくく、区の負担増及び建築主となる民間事業者等への影響等に支障がなく、移譲された場合の事務負担軽減や効率化、利便性の向上によるメリットが大きいく所と考える。 また、移譲された場合、総合設計許可や区の進めるまちづくり、区条例など、権限が移譲されることで事業者や地元住民に対して円滑な指導・誘導が可能となり、一体的、総合的なまちづくりの推進が可能となる。 更に、平成25年度、都心の提案区における1万㎡超の新築物件の確認申請受付件数は、9件(昇降機等は39件)であり、計画変更等を含めても34件(昇降機等は39件)程度であり、事務処理に支障をきたすほど、著しく業務量が増加するとはいえない。また、総合設計制度等を活用した高度利用のあり方においても、各区により地域特性や公共ニーズに違いがあり、地域に根ざした、きめの細かい街づくりを誘導する上では、都の街づくりに関するガイドライン等を踏まえながら、特別区扱いの諸制度との整合を図る方が合理的と考える。		当該事務は、都市計画で定められた地域・地区等の土地利用に即した建築規制を行うことにより、秩序ある都市の形成を目指すものである。 特別区は一つの都市計画区域に指定されており、一体の都市として総合的に整備・開発・保全することとされていることから、延べ面積1万㎡を超える建築物に係る特定行政庁の事務は、23区全域を都が統一かつ広域的に処理する必要がある。 また、提案のあった事項については、都区間で事務配分の協議を行っている最中であるため、今回の検討においては慎重に対応されたい。	
459	直轄国道の整備や保全に関する計画並びに工事の実施(高規格幹線道路以外の国道)の移譲	直轄国道に係る道路の整備及び保全(除雪を含む。)に関する計画や工事の設計、施工及び施行管理に関する事項を都道府県・指定市に移譲する。	「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月閣議決定)に基づき、権限移譲に向けて国と地方公共団体で個別協議を行っているところである。 住民に身近な地方自治体が管理等行うことによって、地域の実情を反映した効果的な管理・活用等を図ることが可能となる。 移譲に伴う財源措置・人員確保については、今後、内閣府が主導して政府内で検討を進めることとされており、引き続き実現に向けた検討を行っていただきたい。 また、その他の路線については、バイパスの整備や無料化後に現道の移管について協議を行うこととしたい。	道路法12条		内閣府、国土交通省	神奈川県	D 現行規定により対応可能	直轄道路・河川の権限移譲については、昨年12月に閣議決定した「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」に基づき、本年1月より、国と地方公共団体で個別協議を開始し、本年7月、「直轄道路の地方への移管について」として状況をとりまとめ、公表したところである。引き続き、協議中の路線について、権限移譲の実現に向け取り組むこととしている。	意見なし		直轄道路の権限移譲に係る国と地方との個別協議の結果等を踏まえ、希望する都道府県への移譲をすすめるべきである。なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	
460	直轄国道の管理に関する許認可等(高規格幹線道路以外の国道)の移譲	直轄国道に係る許認可等に関する権限を都道府県・指定市に移譲する。	「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月閣議決定)に基づき、権限移譲に向けて国と地方公共団体で個別協議を行っているところである。 住民に身近な地方自治体が管理等行うことによって、地域の実情を反映した効果的な管理・活用等を図ることが可能となる。 移譲に伴う財源措置・人員確保については、今後、内閣府が主導して政府内で検討を進めることとされており、引き続き実現に向けた検討を行っていただきたい。 また、その他の路線については、バイパスの整備や無料化後に現道の移管について協議を行うこととしたい。	道路法32条		内閣府、国土交通省	神奈川県	D 現行規定により対応可能	直轄道路・河川の権限移譲については、昨年12月に閣議決定した「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」に基づき、本年1月より、国と地方公共団体で個別協議を開始し、本年7月、「直轄道路の地方への移管について」として状況をとりまとめ、公表したところである。引き続き、協議中の路線について、権限移譲の実現に向け取り組むこととしている。	意見なし		直轄道路の権限移譲に係る国と地方との個別協議の結果等を踏まえ、希望する都道府県への移譲をすすめるべきである。なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
398	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。			D 現行規定により対応可能	○ 建築基準法(以下「法」という。)第4条第2項及び第3項に基づき、市町村(特別区を含む)は、都道府県知事との協議・同意手続を経て建築主事を置いた場合には、建築主事及び特定行政庁の権限に属する全ての事務を行うことができる。一方、法第97条の3の規定は、特別区は、一定の範囲内の事務であれば、協議・同意手続を経ずに建築主事を置くことができることとするものである。  ○ 上記のとおり、ご提案の内容については、法第4条第2項及び第3項の規定に基づき建築主事を置くことにより、現行規定で対応可能であり、全国知事会からも慎重な対応が求められているため、都区間で適切な事務配分の協議を行った上で対応されたい。					
459	【全国市長会】 所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっていることについて、提案団体との間で十分確認を行うべきである。			D 現行規定により対応可能	提案団体からは意見が付されていないところであり、提案の趣旨が、現行制度により十分対応可能なものであると考えている。					
460	【全国市長会】 所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっていることについて、提案団体との間で十分確認を行うべきである。			D 現行規定により対応可能	提案団体からは意見が付されていないところであり、提案の趣旨が、現行制度により十分対応可能なものであると考えている。					

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
61	複数都道府県に跨がる直轄国道・河川に係る権限の移譲	<p>昨年12月20日の政府の「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」の閣議決定を受けて、直轄国道・河川の権限移譲について、国土交通省地方整備局と都道府県及び政令市との個別協議が再開され、協議が整ったものについては、移譲が進められることとされている。しかしながら、今回の権限移譲は、同一府県内に起終点がある区間やバイパスの現道区間などに限定されており、移譲先も単独の都道府県及び政令市のみとなっている。</p> <p>複数の都道府県に跨がるものについて、関西広域連合など、広域行政組織等への移譲を求める。</p>	<p>道路・河川のインフラ整備等については、国土交通省地方整備局と都道府県及び政令市がそれぞれ事業を実施していることから総合的な対応が困難な状況であるが、関西広域連合であれば、防災・観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全など広域行政を現在推進しており、構成府県・政令市と一体的に事業を実施することで、圏域内の市町村や各種団体、地域住民の声を幅広く聞きながら、従来の縦割り行政にとらわれない、より地域の実情に応じた総合的な施策展開が可能となる。</p> <p>また、国による直轄事業では、住民から距離があるため、その意向が反映されにくい、地方が事業を実施することで、地域住民(議会)の関心やチェック機能も高まり、その民意を反映しやすいものとなることと、許認可に係る事務も含めて道路や河川に関する窓口を一元化することで、地域住民や民間事業者の利便性が向上する。</p> <p>地域の実情を踏まえた地方分権改革の取組をさらに進めるために、災害時の対応等を含めた国と地方との適切な役割分担を考慮しながらも、複数の都道府県に跨がる直轄国道・河川についても可能な限り移譲を実現することで、防災・観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全と連携した総合行政の観点から、住民目線にたった地域ニーズを反映した効率的・効果的なまちづくりが可能となる。</p> <p>全国知事会の意見(平成25年11月14日、「直轄道路・河川の権限移譲に伴う財源措置について(案)」に対する意見)で言及されているように、複数の都道府県に跨がるものについて広域での移譲を進めるため、財源措置等を含めて、その受入体制の枠組みづくりの検討が必要であり、具体的移譲に当たっては、所要財源の確保、人員・資機材の移管が前提となる。</p>	道路法第12条(国道の新設又は改築)、第13条(国道の維持、修繕その他の管理)、河川法第9条(一般河川の管理)等(道路法、河川法等に基づく、直轄国道及び直轄河川に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施等に係る部分)	別紙あり	国土交通省	関西広域連合	C 対応不可	直轄道路・河川の権限移譲については、昨年12月に閣議決定した「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」に沿って、地方分権改革推進要綱(第1次)に基づき、地方分権改革推進委員会第1次勧告の方向性に沿ったものとして、引き続き国が管理する必要がある道路・河川を除き、本年1月より、国と地方公共団体間で個別協議を進めているところであり、引き続き個別協議の整ったものから移譲を進めてまいりたい。 <p>なお、大規模災害発生時の危機管理体制などに関する慎重な意見等といった基礎自治体の意見もあることから、複数の都道府県にまたがる道路・河川の広域行政組織等への移譲については慎重な検討が必要と考えている。</p>	地方分権改革推進委員会第1次勧告(平成20年5月28日)の方向性に沿って、国と地方公共団体間で移譲について個別協議を進めていると主張されているが、この勧告では、主に地域内交通を分担する道路は基本的に地方が担うべきであり、国は、それを補完することにより、全国的な交通ネットワークを形成すべきとされ、②直轄河川については、「地域の川は地方に任せる」との観点から、地域の河川の管理については、地方自治体が責任をもって担えるように見直し、河川流路が複数都道府県にまたがる一般河川についても、関係都府県の調整が整えば、管理権限を国から移譲できるよう検討すべきとされている。 <p>この第1次勧告の趣旨を踏まえれば、勧告以後、府県域を越える広域行政組織である関西広域連合が設立(平成22年12月1日)されており、広域的な権限の受け皿としてふさわしいことから、府県を跨がる直轄国道・河川の移譲についても検討すべきである。</p> <p>また、関西広域連合の取組については、定期的(年2回程度)に広域連合の区域内の基礎自治体(市町村)との意見交換を実施し、こうした国からの事務・権限の移譲の提案についても理解が得られるよう説明を行っている。</p>	複数の都道府県にまたがる直轄道路・河川についても、関西広域連合など、広域での移譲を進めるため、受入体制の枠組みづくりを進めるべきである。移譲に当たっては、手挙げ方式によるべきである。		
700	複数都道府県に跨がる直轄国道・河川に係る権限の移譲	<p>昨年12月20日の政府の「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」の閣議決定を受けて、直轄国道・河川の権限移譲について、国土交通省地方整備局と都道府県及び政令市との個別協議が再開され、協議が整ったものについては、移譲が進められることとされている。しかしながら、今回の権限移譲は、同一府県内に起終点がある区間やバイパスの現道区間などに限定されており、移譲先も単独の都道府県及び政令市のみとなっている。</p> <p>複数の都道府県に跨がるものについて、関西広域連合など、広域行政組織等への移譲を求める。</p>	<p>【制度改正のメリット】</p> <p>道路・河川のインフラ整備等については、国土交通省地方整備局と都道府県及び政令市がそれぞれ事業を実施していることから総合的な対応が困難な状況であるが、関西広域連合であれば、防災・観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全など広域行政を現在推進しており、構成府県・政令市と一体的に事業を実施することで、圏域内の市町村や各種団体、地域住民の声を幅広く聞きながら、従来の縦割り行政にとらわれない、より地域の実情に応じた総合的な施策展開が可能となる。</p> <p>【地域の実情を踏まえた必要性】</p> <p>また、国による直轄事業では、住民から距離があるため、その意向が反映されにくい、地方が事業を実施することで、地域住民(議会)の関心やチェック機能も高まり、その民意を反映しやすいものとなることと、許認可に係る事務も含めて道路や河川に関する窓口を一元化することで、地域住民や民間事業者の利便性が向上する。</p> <p>地域の実情を踏まえた地方分権改革の取組をさらに進めるために、災害時の対応等を含めた国と地方との適切な役割分担を考慮しながらも、複数の都道府県に跨がる直轄国道・河川についても可能な限り移譲を実現することで、防災・観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全と連携した総合行政の観点から、住民目線にたった地域ニーズを反映した効率的・効果的なまちづくりが可能となる。</p> <p>【懸念の解消策】</p> <p>全国知事会(平成25年11月14日、「直轄道路・河川の権限移譲に伴う財源措置について(案)」に対する意見)で言及されているように、複数の都道府県に跨がるものについて広域での移譲を進めるため、財源措置等を含めて、その受入体制の枠組みづくりの検討が必要であり、具体的移譲に当たっては、所要財源の確保、人員・資機材の移管が前提となる。</p>	道路法第12条(国道の新設又は改築)、第13条(国道の維持、修繕その他の管理)、河川法第9条(一般河川の管理)等(道路法、河川法等に基づく、直轄国道及び直轄河川に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施等に係る部分)		国土交通省	大阪府	C 対応不可	直轄道路・河川の権限移譲については、昨年12月に閣議決定した「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」に沿って、地方分権改革推進要綱(第1次)に基づき、地方分権改革推進委員会第1次勧告の方向性に沿ったものとして、引き続き国が管理する必要がある道路・河川を除き、本年1月より、国と地方公共団体間で個別協議を進めているところであり、引き続き個別協議の整ったものから移譲を進めてまいりたい。 <p>なお、大規模災害発生時の危機管理体制などに関する慎重な意見等といった基礎自治体の意見もあることから、複数の都道府県にまたがる道路・河川の広域行政組織等への移譲については慎重な検討が必要と考えている。</p>	地方分権改革推進委員会第1次勧告(平成20年5月28日)の方向性に沿って、国と地方公共団体間で移譲について個別協議を進めていると主張されているが、この勧告では、①直轄国道については、主に地域内交通を分担する道路は基本的に地方が担うべきであり、国は、それを補完することにより、全国的な交通ネットワークを形成すべきとされ、②直轄河川については、「地域の川は地方に任せる」との観点から、地域の河川の管理については、地方自治体が責任をもって担えるように見直し、河川流路が複数都府県にまたがる一般河川についても、関係都府県の調整が整えば、管理権限を国から移譲できるよう検討すべきとされている。 <p>この第1次勧告の趣旨を踏まえれば、勧告以後、府県域を越える広域行政組織である関西広域連合が設立(平成22年12月1日)されており、広域的な権限の受け皿としてふさわしいことから、府県を跨がる直轄国道・河川の移譲についても検討すべきである。</p> <p>また、関西広域連合の取組については、定期的(年2回程度)に広域連合の区域内の基礎自治体(市町村)との意見交換を実施し、こうした国からの事務・権限の移譲の提案についても理解が得られるよう説明を行っている。</p>	複数の都道府県にまたがる直轄道路・河川についても、関西広域連合など、広域での移譲を進めるため、受入体制の枠組みづくりを進めるべきである。移譲に当たっては、手挙げ方式によるべきである。		
829	複数都道府県に跨がる直轄国道・河川に係る権限の移譲	<p>昨年12月20日の政府の「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」の閣議決定を受けて、直轄国道・河川の権限移譲について、国土交通省地方整備局と都道府県及び政令市との個別協議が再開され、協議が整ったものについては、移譲が進められることとされている。しかしながら、今回の権限移譲は、同一府県内に起終点がある区間やバイパスの現道区間などに限定されており、移譲先も単独の都道府県及び政令市のみとなっている。</p> <p>複数の都道府県に跨がるものについて、関西広域連合など、広域行政組織等への移譲を求める。</p>	<p>道路・河川のインフラ整備等については、国土交通省地方整備局と都道府県及び政令市がそれぞれ事業を実施していることから総合的な対応が困難な状況であるが、関西広域連合であれば、防災・観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全など広域行政を現在推進しており、構成府県・政令市と一体的に事業を実施することで、圏域内の市町村や各種団体、地域住民の声を幅広く聞きながら、従来の縦割り行政にとらわれない、より地域の実情に応じた総合的な施策展開が可能となる。</p> <p>また、国による直轄事業では、住民から距離があるため、その意向が反映されにくい、地方が事業を実施することで、地域住民(議会)の関心やチェック機能も高まり、その民意を反映しやすいものとなることと、許認可に係る事務も含めて道路や河川に関する窓口を一元化することで、地域住民や民間事業者の利便性が向上する。</p> <p>地域の実情を踏まえた地方分権改革の取組をさらに進めるために、災害時の対応等を含めた国と地方との適切な役割分担を考慮しながらも、複数の都道府県に跨がる直轄国道・河川についても可能な限り移譲を実現することで、防災・観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全と連携した総合行政の観点から、住民目線にたった地域ニーズを反映した効率的・効果的なまちづくりが可能となる。</p> <p>全国知事会の意見(平成25年11月14日、「直轄道路・河川の権限移譲に伴う財源措置について(案)」に対する意見)で言及されているように、複数の都道府県に跨がるものについて広域での移譲を進めるため、財源措置等を含めて、その受入体制の枠組みづくりの検討が必要であり、具体的移譲に当たっては、所要財源の確保、人員・資機材の移管が前提となる。</p>	道路法第12条(国道の新設又は改築)、第13条(国道の維持、修繕その他の管理)、河川法第9条(一般河川の管理)等(道路法、河川法等に基づく、直轄国道及び直轄河川に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施等に係る部分)		国土交通省	兵庫県	C 対応不可	直轄道路・河川の権限移譲については、昨年12月に閣議決定した「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」に沿って、地方分権改革推進要綱(第1次)に基づき、地方分権改革推進委員会第1次勧告の方向性に沿ったものとして、引き続き国が管理する必要がある道路・河川を除き、本年1月より、国と地方公共団体間で個別協議を進めているところであり、引き続き個別協議の整ったものから移譲を進めてまいりたい。 <p>なお、大規模災害発生時の危機管理体制などに関する慎重な意見等といった基礎自治体の意見もあることから、複数の都道府県にまたがる道路・河川の広域行政組織等への移譲については慎重な検討が必要と考えている。</p>	地方分権改革推進委員会第1次勧告(平成20年5月28日)以後、関西広域連合が設立されており、広域的な権限の受け皿としてふさわしいことから、府県を跨がる直轄国道・河川の移譲についても検討すべきである。	複数の都道府県にまたがる直轄道路・河川についても、関西広域連合など、広域での移譲を進めるため、受入体制の枠組みづくりを進めるべきである。移譲に当たっては、手挙げ方式によるべきである。		

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
61	<p>【全国市長会】 都道府県における財源や人材、資機材の確保や、災害時の迅速な対応、継続的な道路改良・維持修繕等に対する懸念意見があることから、関係する市町村の意見を十分に聴取・反映させ、それぞれの国道ごとに地域の意向に基づいて検討されたい。</p> <p>都道府県の財政状況や組織体制等により、治水の安全度、大規模災害時の緊急対応に対する懸念意見があることから、当該河川の都道府県の移譲について検討する場合には、関係する市町村の意見を十分に聴取・反映させ、それぞれの河川ごとに地域の意向に基づいて検討されたい。</p>		C 対応不可	<p>○直轄道路・河川の権限移譲については、昨年12月に閣議決定した「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」に基づき、国と地方公共団体が協議を行い、協議が整ったものについて移譲を進めているところです。</p> <p>○一方で、東日本大震災等の大規模災害の発生、社会資本の老朽化問題の顕在化等の社会資本を巡る状況変化も踏まえ、国民生活・経済を支える基幹的な社会資本の整備・維持管理は国の基本的な責務であるとの認識に立って、国が管理する必要がある道路・河川については、引き続き国で管理すべきと考えています。</p> <p>○複数の都道府県に跨る道路・河川の広域行政組織への移管については、利害が異なる場合の意思決定の仕組みの確保、管理瑕疵等における責任の所在の明確化等の課題があり、困難であると考えています。</p> <p>○なお、基礎自治体からも、広域行政組織の広域の実施体制のあり方に関して、大規模災害時等の緊急時における危機管理体制や迅速な復旧・復興をはじめとする広域的かつ機動的な対応等について、事業の実施やブロック内の利害調整等の面で大きな支障が生じることを危惧しているとの懸念が示されているところです。</p>						
700	<p>【全国市長会】 都道府県における財源や人材、資機材の確保や、災害時の迅速な対応、継続的な道路改良・維持修繕等に対する懸念意見があることから、関係する市町村の意見を十分に聴取・反映させ、それぞれの国道ごとに地域の意向に基づいて検討されたい。</p> <p>都道府県の財政状況や組織体制等により、治水の安全度、大規模災害時の緊急対応に対する懸念意見があることから、当該河川の都道府県の移譲について検討する場合には、関係する市町村の意見を十分に聴取・反映させ、それぞれの河川ごとに地域の意向に基づいて検討されたい。</p>		C 対応不可	<p>○直轄道路・河川の権限移譲については、昨年12月に閣議決定した「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」に基づき、国と地方公共団体が協議を行い、協議が整ったものについて移譲を進めているところです。</p> <p>○一方で、東日本大震災等の大規模災害の発生、社会資本の老朽化問題の顕在化等の社会資本を巡る状況変化も踏まえ、国民生活・経済を支える基幹的な社会資本の整備・維持管理は国の基本的な責務であるとの認識に立って、国が管理する必要がある道路・河川については、引き続き国で管理すべきと考えています。</p> <p>○複数の都道府県に跨る道路・河川の広域行政組織への移管については、利害が異なる場合の意思決定の仕組みの確保、管理瑕疵等における責任の所在の明確化等の課題があり、困難であると考えています。</p> <p>○なお、基礎自治体からも、広域行政組織の広域の実施体制のあり方に関して、大規模災害時等の緊急時における危機管理体制や迅速な復旧・復興をはじめとする広域的かつ機動的な対応等について、事業の実施やブロック内の利害調整等の面で大きな支障が生じることを危惧しているとの懸念が示されているところです。</p>						
829	<p>【全国市長会】 都道府県における財源や人材、資機材の確保や、災害時の迅速な対応、継続的な道路改良・維持修繕等に対する懸念意見があることから、関係する市町村の意見を十分に聴取・反映させ、それぞれの国道ごとに地域の意向に基づいて検討されたい。</p> <p>都道府県の財政状況や組織体制等により、治水の安全度、大規模災害時の緊急対応に対する懸念意見があることから、当該河川の都道府県の移譲について検討する場合には、関係する市町村の意見を十分に聴取・反映させ、それぞれの河川ごとに地域の意向に基づいて検討されたい。</p>		C 対応不可	<p>○直轄道路・河川の権限移譲については、昨年12月に閣議決定した「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」に基づき、国と地方公共団体が協議を行い、協議が整ったものについて移譲を進めているところです。</p> <p>○一方で、東日本大震災等の大規模災害の発生、社会資本の老朽化問題の顕在化等の社会資本を巡る状況変化も踏まえ、国民生活・経済を支える基幹的な社会資本の整備・維持管理は国の基本的な責務であるとの認識に立って、国が管理する必要がある道路・河川については、引き続き国で管理すべきと考えています。</p> <p>○複数の都道府県に跨る道路・河川の広域行政組織への移管については、利害が異なる場合の意思決定の仕組みの確保、管理瑕疵等における責任の所在の明確化等の課題があり、困難であると考えています。</p> <p>○なお、基礎自治体からも、広域行政組織の広域の実施体制のあり方に関して、大規模災害時等の緊急時における危機管理体制や迅速な復旧・復興をはじめとする広域的かつ機動的な対応等について、事業の実施やブロック内の利害調整等の面で大きな支障が生じることを危惧しているとの懸念が示されているところです。</p>						

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
697	直轄道路の移管路線の維持管理費に関する財源措置	平成25年12月20日の閣議決定に基づく権限移譲における直轄国道の移管路線の財源措置について、維持管理費は、個別の箇所に係る所要額を適切に積み上げた総額を、基準財政需要額に反映し、事業費に応じた交付税措置を講ずるとされているところ。  移管にあたっては、従前の管理水準を確保するため、上記の交付税による措置額と、現在の維持管理に関する所要額との間に乖離が生じる場合、不足額について、交付税額の上乗せや、交付金等による財源措置を提案する。	【現状】 「事務・権限移譲の移譲等に関する見直し方針について」(H25.12.20閣議決定)に基づく、権限移譲における移管路線の維持管理費に対する財源措置については、全国知事会が、H25.11.14「直轄道路・河川の権限移譲に伴う財源措置について(案)」に言及しているように、地方に移譲された道路・河川の維持管理に支障が生じることのないよう、維持管理に要する費用について歳入歳出両面にわたって適切かつ明確な財政措置を講じること、事業費に応じた交付税措置を講ずることにより、従前と同様の管理水準を確保することを前提に行うことを求めているところ。 【支障事例】 移管路線の維持管理に関する措置額は、既管理路線の維持管理にも影響を及ぼすこととなるが、現行の交付税措置では、全国一律の算定方法により基準財政需要額を算出しており、大阪府下の対象路線においては、交通量も多く、都市部の特殊性等から、従前の管理水準を確保するための所要額が措置されない可能性がある。 【制度改正の必要性】 まずは、閣議決定に基づく交付税措置に関し、維持管理に関する所要額が確保されていることを判断するため、移管路線における、現状の維持管理に係る費用の提示を受ける必要がある。	地方交付税法第10条(普通交付税の額の算定)、第11条(基準財政需要額の算定方法)等		内閣府、総務省、国土交通省	大阪府	D 現行規定により対応可能	直轄道路・河川の権限移譲に伴う財源措置については、全国知事会と丁寧な調整を重ねた上で、昨年12月に閣議決定した「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」においては、その内容を取りまとめたところである。この中で、維持管理費については、「個別の箇所に係る所要額を適切に積み上げた総額を、基準財政需要額に反映し、事業費に応じた交付税措置を講ずる」として、適切な財政措置を講ずることとしている。	全国知事会が、H25.11.14「直轄道路・河川の権限移譲に伴う財源措置について(案)」に対する意見に言及しているように、地方に移譲された道路・河川の維持管理費について、個別の箇所に係る所要額の積み上げは、従前と同様の管理水準を確保することを前提に行うことを求めているところである。第1次回答にてお示しの「所要額を適切に積み上げた総額」が、移管路線において現在維持管理に要している費用を確保したものなのか判断できないことから、まずは所要額の積上げ方法とそれによる措置額、移管路線において実際に維持管理に係る費用について提示頂きたい。 ご提示頂く積上げによる措置額と、実際に維持管理に係る費用との間に乖離が生じる場合、不足額について、交付税額の上乗せや、交付金等による財源措置を提案する。	直轄道路の権限移譲に向け、都道府県単位の個別協議が行われているが、権限移譲に伴う財政措置については移譲受け入れの前提であることから、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、財政措置について確実に実現することはもとより、個別協議における各都道府県の意向を踏まえた拡充を含め、所要の法整備を行った上で確実に措置を講じるべきである。なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		
769	直轄道路・河川の維持管理権限の移譲及び維持管理費の財源を交付金により措置する枠組みの構築	直轄道路・河川の維持管理権限の移譲及び維持管理費の財源を交付金により措置する枠組みを構築すること。	【現行】 現在、国との間で直轄道路・河川の管理権限を段階的に移譲しているが、維持管理費についての財源措置が適切に行われるか不明確な状況である。 【制度改正の必要性】 道路・河川のインフラ整備等については、国土交通省地方整備局と都道府県及び政令市がそれぞれ事業を実施していることから、総合的な対応が困難な状況であるが、都道府県では防災・観光・文化振興・産業振興・医療・環境保全など、総合行政主体して各種事業を展開しており、市町村や各種団体、地域住民の声を幅広く聞きながら、従来の縦割り行政にとらわれない、より地域の実情に応じた総合的な施策展開が可能となる。 また、国による直轄事業では、住民から距離があるため、その意向が反映されにくいのが、地方が事業を実施することで、地域住民(議会)の関心やチェック機能も高まり、その民意を反映しやすいものとなることと、許認可に係る事務も含めて道路や河川に関する窓口を一元化することで、地域住民や民間事業者の利便性が向上する。 【改正による効果】 地域の実情を踏まえた地方分権改革の取組をさらに進めるため、直轄道路・河川について、交付金による財源措置を講じた上で、移譲を実現することで、防災・観光・文化振興・産業振興・医療・環境保全と連携した総合行政の観点から、住民目線にたった地域ニーズを反映した効率的・効果的なまちづくりが可能となる。	道路法第12条、第13条、河川法第9条		内閣府、国土交通省	兵庫県	C 対応不可	直轄道路・河川の権限移譲に伴う財源措置については、全国知事会と丁寧な調整を重ねた上で、昨年12月に閣議決定した「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」において、その内容を取りまとめたところである。この中で、維持管理費に係る財政措置については、従来から地方道や二級河川等の維持管理費については地方交付税により措置されてきていること、維持管理費に係る直轄事業負担金が廃止され管理者負担の考え方が徹底されたことなどから、地方交付税による措置としたところであり、新たに維持管理費に係る交付金を創設することは考えていない。	・従前より国費で維持管理を実施してきたことから、地方に移譲された道路・河川の維持管理に支障が生じることのないよう、交付金により財源を措置するなど、維持管理に要する費用について、歳入歳出両面にわたって適切かつ明確な財源措置を講ずることが必要である。	直轄道路の権限移譲に向け、都道府県単位の個別協議が行われているが、権限移譲に伴う財政措置については移譲受け入れの前提であることから、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、財政措置について確実に実現することはもとより、個別協議における各都道府県の意向を踏まえた拡充を含め、所要の法整備を行った上で確実に措置を講じるべきである。		
821	駐車場の外部開放等、公営住宅財産の目的外使用承認の簡素化	駐車場の外部開放等、公営住宅財産の目的外使用について、事後報告とすることにより補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の承認があったものとして取り扱う。	【現行】 公営住宅財産の目的外使用には、国土交通大臣の承認を要することになっている。 【支障事例】 現在、目的外使用する際、特に駐車場の外部開放については、過年度に承認を受けたものも含めて毎年度、地方整備局に事前承認を受けており、事務が煩雑となるとともに、承認まで時間を要し、有効活用に支障がある。 【改正内容】 公営住宅の本来の入居対象者の入居を阻害せず、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障がない範囲内で、公営住宅を住宅又は住宅以外の用途として目的外使用するには、当該公営住宅の目的外使用について事後報告することにより、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条」に規定する国土交通大臣の承認があったものとして取り扱う。 【改正による効果】 社会経済情勢の変化等に伴い需要の著しく減少している補助対象財産の転用を弾力的に認めるとともに、事前承認手続を簡素合理化することにより、公営住宅の有効活用促進はもとより、地域の課題解決支援、地域活性化に資することができる。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条		国土交通省	兵庫県、大阪府、徳島県	C 対応不可	公営住宅法第45条第1項において、公営住宅の社会福祉事業等への目的外使用について、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で国土交通大臣の承認を行うことを明示している。さらに、平成8年8月30日建設省住宅局長通知において、事後の報告により大臣の承認があったものとみなされており、大臣の事前承認手続は必要とされない。 公営住宅制度の趣旨・目的は、住宅に困窮する低額所得者に対し低廉な家賃で住宅を賃貸することにある。この点、目的外使用の対象となる社会福祉事業等については、省令で、「グループホーム事業」と「ホームレスの自立支援」の2つの事業が規定されているところ、これらの事業により支援を受けるのは実際に当該公営住宅に入居する者であること、その入居者は住宅に困窮する低額所得者である場合が多く、公営住宅制度の趣旨・目的との親和性が高いことから、大臣承認の特例が認められているものである。 一方で、ご提案の「駐車場の外部開放」については、上記のように公営住宅を「住宅」として使用する事業ではなく、公営住宅制度の趣旨・目的とは異なるものであることから、「グループホーム事業」と同様に扱うことはできない。	・通常の目的外使用承認手続きのように1件1件内容が異なりそれぞれに検証が必要なものではなく、対象の住宅は異なるが全て同様な目的外使用の目的・形態(空き区画の発生状況や駐車場としての活用手法(月極・時間貸)等)である。 ・また、高齢社会の進展に伴い入居者も高齢化し、自動車の保有率が低下しているために駐車場の空き区画が増加しており、駐車場の空き区画を有効活用するため、今後も目的外使用許可を求める件数は拡大すると見込まれることから、事前に行う個々の目的外使用承認手続きの簡素・合理化が必要である。			

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
697				D 現行規定により対応可能	昨年12月に閣議決定した「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」に基づき、個別協議を行った結果、一部の国道について、平成27年度より移管が行われる見込みとなっているところ。現在、その維持管理費の扱いについて、閣議決定を踏まえ、適切に対応するよう、政府の予算プロセスの中で検討中である。					
769	【全国市長会】 都道府県における財源や人材、資機材の確保や、災害時の迅速な対応、継続的な道路改良・維持修繕等に対する懸念意見があることから、関係する市町村の意見を十分に聴取・反映させ、それぞれの国道ごとに地域の意向に基づいて検討されたい。  都道府県の財政状況や組織体制等により、治水の安全度、大規模災害時の緊急対応に対する懸念意見があることから、当該河川の都道府県の移譲について検討する場合には、関係する市町村の意見を十分に聴取・反映させ、それぞれの河川ごとに地域の意向に基づいて検討されたい。			D 現行規定により対応可能	昨年12月に閣議決定した「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」において、維持管理費については、「個別の箇所に係る所要額を適切に積み上げた総額を、基準財政需要額に反映し、事業費に応じた交付税措置を講ずる」としつつ、「個別の箇所に係る所要額を適切に積み上げた総額を、地方財政計画の歳出に計上し、地方負担相当額について、適切に対応する」として、適切な財政措置を講ずることとしている。					
821	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。			C 対応不可	公営住宅制度の趣旨・目的は「住宅に困窮する低額所得者」(公営住宅法第1条)に対して「低廉な家賃で」住宅を賃貸することにある。現在、目的外使用の対象となる社会福祉事業等については、省令で「グループホーム事業」と「ホームレスの自立支援」の2つの事業が規定されているところ。これは、これらの事業により支援を受ける者は、実際に当該公営住宅に入居する者であること、またその入居者は「住宅に困窮する低額所得者」である場合が多く、公営住宅制度の趣旨・目的との親和性が高いことから、大臣承認の特例が認められているものである。 公営住宅の目的外使用のうち、大臣承認の特例が認められるのは、本来入居者の入居を阻害しない範囲であるべきものであり、「住宅に困窮する低額所得者」と同視できる範囲の者をその対象としているところ、ご提案の「駐車場」として使用する場合には、上記2事業のように公営住宅を「住宅」として使用する事業ではなく、公営住宅制度の趣旨・目的とは異なるものであることから、「グループホーム事業」等と同様に扱うことはできない。					